

第十五章 抗日統一戦線運動

第一節 序 説

中國共產黨は支那にその勢力を扶植する爲め、その時々に応じ、巧に支那の人心を把へて、運動に従事することを怠らない。黨勢を擴張するために、常に人心の向ふ所を察し、これを利用することは、共產黨の明確なる方針であるから、支那の排日運動を共產黨が利用するのは、當然過ぎる程當然のことであるが、共產黨に利用せられた排日運動は、黨の戦術によつて、次第に組織化せられ、抗日統一人民戦線の結成となつた。

中國共產黨は、滿洲事變直後より、機會ある毎に抗日を煽り、抗日と國民黨に對する攻撃を結附けて、全國民の團結を促して來たが、熱河戦の起るや、全國民衆及び軍隊に向つて、始めて明確に「抗日統一戦線」の結成を宣傳したのである。其の後十九路軍が福建に移駐し、反蔣運動を起した時も、江西の共產軍は同軍に對し「抗日統一戦線」の結成方を煽動勸誘した。

一九三五年七月、モスコで開かれたコミンテルン第七回世界大會に於て、中國共產黨の活動に就き、強い關心が示され、重要な決議が採擇せられた。爾來之を基礎として支那に於ける「抗日統一戦線運動」は一層活潑に遂行せられ、着々とその目的の達成に向つて武歩を進めた。

第二節 第七回コミンテルン大會の決議

支那に於ける「抗日統一戦線運動」の真相を知る爲めには、一九三五年七月二十五日から八月二十日迄、モスコに於て開かれた、第七回コミンテルン世界大會の決議に遡る必要がある。同大會には支那代表として王明（陳紹玉）が出席して活躍した。

第七回コミンテルン大會のキー・ノートは、ファシズム反對及びプロレタリアの統一戦線構成であつたが、其の採擇せる決議中に左の如きものがある。

(一) コミンテルン執行委員會の活動に關する決議中に

(イ) 第七回大會はコミンテルン執行委員會に對し、今後民族的及び國際的規模に於て統一戦線を確立することを義務附ける。又從來の煽動及び宣傳の方法は稍もすれば抽象的にして、大衆に適せざりしを以て、今後これを改め、最も具體的に常に大衆と利害關係のある方向に導くことを義務附ける。

(ロ) 各國青年共產黨員を労働組合、文化關係、スポーツ關係等あらゆる團體に加盟せしめ、あらゆる反ファシスト機關の統一戦線を確立せしむることを命ずる。

(二) 帝國主義國の世界戦争準備に關する決議中に

全世界の共產黨に對して、其の中心スローガンを『平和の爲めの戦争』に置かしめ、獨逸、日本及びポーランド

を戦争挑発者として、之に反対する統一戦線の結成に力を集中せしむべし。之をコミンテルンの最大最重要の戦術とし、之が爲めには、あらゆる平和主義團體を誘致し、反帝國主義及び反ファッショ運動を援助し、之を擴大強化することを要す。

右は極めて簡単に、同大會に於ける決議の一部分を摘記したに過ぎないが、右決議が「抗日統一戦線」提唱の基礎をなせることは明かである。

第三節 中國共產黨中央政治局の決議

第七回コミンテルン世界大會の決議に基き、中國共產黨中央政治局は、一九三五年十二月二十五日「現下の政治情勢と黨の任務に關する決議」を採擇した。右は六章より成る長文のものであるが、各章の内容は大要左の通りである。

第一章「現下の情勢の特徴」に於ては、世界は今や革命と戦争の前夜にあるとなし、中國革命は有利の環境中にあるが、その直面する最大の敵は日本帝國主義とその手先たる「漢奸賣國賊」(國民黨、滿洲國政府及び軍閥、官僚)であるとの結論を強調する。

第二章「黨の策略線」に於ては、日本帝國主義とその走狗たる賣國賊に反対するは、總ての階級、部隊、及び黨派の義務であると云ひ、日本帝國主義を中國から驅逐し、日本の走狗による中國の統治

を打倒し、中國民族の徹底的解放を爭取し、中國の獨立及び領土の完璧を保持する爲めには總てが團結して立ち、神聖なる民族革命戦争を發展せしめなければならないと爲し、廣汎なる「抗日人民統一戦線」、唯之のみが、日本帝國主義とその走狗とに戦ひ勝つ手段である。我等の任務は一切の反日勢力を團結せしめ、全國人民をして、力あるものには力を、錢あるものには錢を、銃あるものには銃を、知識あるものには知識を出させ、あらゆる支那人を反日戦線に参加せしめねばならぬと斷じた。

第三章「國防政府と抗日聯軍」に於ては、國防政府と抗日聯軍組織の必要を強調し、之を組織する爲めには、自然に抗日人民團體の出現するを待つべきでない。自己の黨員を指導して、各方面から一切の愛國的分子、團體、階級等に働きかけ、各種各様の抗日及び反「賣國賊」團體を組織すべきであるとなして居る。

第四章「蘇維埃人民共和國」に於ては、中國共產黨を改變して、蘇維埃人民共和國となすべきことを宣言して居る。

第五章「黨の主要危険はセクト主義である」に於ては、共產黨が廣汎なる抗日統一戦線を結成するに當つて、セクト主義はその妨げになるから、全力を擧げてこれを排除すべしと強調して居る。

第六章「共產黨の擴大強化の爲め闘争せよ」に於ては、闘争が必要であることを力説し、「蘇維埃新

中國萬歳」と結んで居る。

第四節 抗日救國大會召集の通電

其の後中國共產黨は、各黨各派の聯合組織による、抗日統一戦線の結成に着手し、一九三六年二月二十一日「中華蘇維埃共和國中央」の名義を以て、「全國抗日救國代表大會召集の通電」を發した。右通電に於て「中華蘇維埃共和國」政府は、全國抗日救國代表大會を召集し、「國防政府」と抗日聯合を組織し、抗日戦争の具體的ステップを踏み出すことの急務なることを力説したる後、左記各項の實行を主張した。

- 一、國民黨の一黨專制を廢止し、一切の黨派の自由活動を許容し、一切の政治犯を釋放すること
- 二、外交の公開を實行すること
- 三、國民黨の頒布せる、抗日反賣國賊運動禁止命令（危害民國緊急治罪法、出版物取締検査條件、抗日禁止命令など）を取消し、言論、出版、集會、結社の自由を保障すること
- 四、内戦停止、一致抗日討逆
- 五、凡そ抗日反賣國賊を主張する政治的、社會的、職業的團體及び武装部隊は總て、自己の代表を選出し、全國抗日救國代表大會に参加する權利を有すること
- 六、全國抗日救國代表大會に出席する一切の代表、言論、行動の自由及び生命の安全を確實に保證すること

又同通電は全國抗日救國代表大會開會後、直ちに討議決定すべき緊急問題として、左記事項を掲げた。

- 一、對日絶交、宣戰布告、「滿洲國」討伐、失地收復
- 二、一切の日支不平等條約と賣國借款の無效を公表すること
- 三、喪權失地、賣國殃民の最高當局を懲罰すること
- 四、即刻對日作戰の動員令を頒布し、全國陸海空軍を動員して日本と戦ふこと
- 五、全國人民の組織並に武装抗日を號令援助し、一切の兵工廠、兵器庫の武器によつて、抗日反賣國賊の人民を武装せしめること
- 六、國防政府と抗日聯軍を正式に組織し、蘇維埃中央政府と紅軍革命軍事委員會の提起せる十大綱領を實施すること

第五節 抗日救國大會促進の方法

抗日救國大會の開催を促進する手段として、如何なる具體的方法が講ぜられたかは、「救國時報」其他左翼出版物に依つて知らるゝが、其の方法は大體左記三點に要約することが出来る。

- 一、各政黨、各團體、各軍隊の代表を始め、學者、政客、名士を集合して救國合作の條件と方法に就き協議し、「全國抗日救國大會」の準備委員會を成立せしめ、この委員會より各政黨、各團體、各軍隊に渡りを附けること
- 二、中國民衆の間に聲望を有する名士特に宋慶齡、李杜、楊靖宇、李延祿、毛澤東、朱德、陳銘樞、蔡延楨、蔣光

蕭、翁照垣、方振武、馬占山、王德林、馮玉祥などの如き「抗日英雄」、不平將領等が發起人となり、全國各團體に通電を發し、同時に有能なる代表者を派遣して、抗日救國大會の開催につき折衝せしめること
三、海外の華僑團體から國內の各種團體に通電を發し、全國救國大會を支持すべき華僑の熱誠と願望を表示せしむると同時に、華僑團體の代表を國內に派遣せしむること

第六節 全國各界救國聯合會の成立

支那共產黨は上記の如くにして、抗日統一戦線の結成を極力宣傳したが、その結果は非常に有効で、共產軍の軍事的勢力は蒋介石軍の爲め打撃を蒙つたが、抗日統一戦線運動は次第に勢力を擴大した。左翼戦術に依つて最も動かされ易いものは、何れの國に於ても、學生と、軍隊と、學校教員であるが、支那に於てもその例に洩れず、北平に起つた學生運動は果然左翼化した。續いて起つた各地の學生運動も、左翼的闘争を展開し、間もなく、抗日運動は學生以外の分野にも飛火し、各地各方面に救國會が組織せらるゝに至つた。之に各團體は、表面上は共產黨と何等關係なくとも、結果に於ては中國共產黨の計畫と目論見通り、互に連繫を保ちつゝ、同一方向に向つて歩調を進め、遂に一九三六年六月一日上海に於て、全國各界救國聯合會の發會式を舉行するに至り、共產黨の注文する組織は完全に出來上つたのである。

全國各界救國聯合會は六月一日及び二日に亘り、上海に於て開かれ、各地六十餘の抗日團體の代表者が出席し、即時抗日作戰、民衆武装、防共協定反對、北支増兵反對、密輸武力制止等を決議したが、國民黨及び南京政府に對しても攻撃の鋒を向け、

- イ、南京政府が、忍耐と長期準備を説くことは理論的に矛盾し、實際上不可能である。
- ロ、憲法草案及び國民大會組織法は、一黨專制を立法化し、對立勢力の壓迫を強化するものである。
- ハ、南京政府の共產黨討伐は、徒に數十萬の「英雄的戰士」を犠牲に供しただけで、之が爲めに外敵に抵抗することを困難ならしめた。
- ニ、南京政府の過去の誤謬は、武力により全國を征服しようとしたことであり、現在の誤謬は、民族共通の敵に對して闘争することを忘れ、國內異分子の消滅によつて抵抗力を弱めたことである。等を指摘して居る。

第七節 學生の抗日運動

一、概況

支那に於ける排日運動、排日貨運動の歴史は相當に古く、排日貨運動は明治四十一年の辰丸事件に迄遡ることが出来る。其の後日支間に問題の起る毎に、排日、排日貨の運動が行はれたが、學生の排

日運動が盛んになったのは、北支自治政權樹立に反対して、一九三五年十二月に北平に於て起きた大デモ以來のことである。

滿洲事變以來支那全土の排日運動は頓に深刻化し、各地方各階級に深く浸潤したが、北平に起つた前記學生運動は、確に支那排日運動に新時期を劃したものである。同運動は直ちに支那全土に反響を及ぼし、天津、上海、南京、廣東等の各地學生は相次いで騒ぎ、廣東に於ても學生隊は保安隊と衝突して戦争の如き混亂を起し、五十數名の死傷者を出した。

全國に亘る排日學生運動の激化に鑑み、蔣介石は一九三五年十二月二十三日教育部長をして、全國の各學界に宛て、一九三六年一月十五日を期し、南京に代表派遣方を指令せしめた。斯くて集りたる四百餘名の各學校長及び學生代表に對し、蔣介石はその不心得を説き、自重方を訓戒したが、その效なく、學生運動は其の後も益猖獗となり行く形勢を示した。

其の後三月二十五日には上海に於て、復旦大學々生團の排日暴動が起り、上海保安隊が武力彈壓を試みた爲め、流血の慘事を見たが、次いで北支密輸入問題、北支駐屯軍増兵問題等が學生運動を煽り、更に塘沽協定三周年の五月三十日を迎へて、北支各地に盛んな學生示威運動が起つた。勿論之等の問題に關連して起つた排日運動は、學生運動に限られず、勞働者の團體運動、軍隊の示威運動、一般市

民のデモ等種々の形式に於て現れたが、其れ等にも多くは學生が参加し、或は學生に依つて其れ等が指導されること多く、今や學生は團體としてのみならず、個々にも全國排日運動の原動力となつたのである。

二、各地の學生運動

試みに各地學生運動の目立つたものを摘記すれば、左の通りである。

一、北平

國立精華大學及び國立北平師範大學は、塘沽協定成立三周年の五月三十日より數日間同盟休校を行ひ、宋哲元直系の第二十九軍兵士に對し、抗日勸告の決議を行つた。

北支密輸問題に關聯し、六月十三日にも北京、精華、燕京の諸大學々生がデモを行ひ、巡警隊と衝突し、負傷者を出した。之に就き北平市長秦德純は日本大使館に人を派し、右排日學生運動に就き、責任者として陳謝の意を表し、市當局は今後徹底的取締りを行ふべき旨を傳達した。

學生運動は學生に限らず、教師も同罪であり、或は教師の方が學生を煽動するものと見られるが、十月十二日燕京大學始め北平各大學教授七十二名は、連署して、大要左の如き、反日時局宣言を發表した。

- 一、政府は直ちに全國力を集中し、國土を喪はず、主權を辱かしめざる原則下に、日支關係を調整すべし。
- 二、對日外交は絶對的公開とし、塘沽協定、上海停戰協定の無效を宣言すべし。
- 三、外人の中國内政干渉及び北支に於ける不法軍事行動を許さず。
- 四、中國領土内にては、如何なる名義たるを問はず、外力の策動による特殊行政組織の設立に反對す。
- 五、政府は直ちに邊境に増兵し、國土を保全し、東北失地回復を期すべし。
- 六、政府は即時、密輸防止の有効手段を講ずべし。

右北平大學教授連署の時局宣言は、河北省内全學界に反響し、十一月三日河北省内大學、中學、女學校、小學校の教職員四百六十五名は、連名を以て、同一趣旨を行政院宛に電報した。

綏東問題の起るや、北平師範大學々生二百餘名は、教授熊夢飛の指導の下に、「災苦服務團」なる團體を組織し、十一月七日各大學に働きかけて、一齊に休校し、南京政府行政院に宛て「偽軍は將に綏北を攻撃せんとし、主席傅作義氏は守土安民の爲め、死を誓つて之を防禦せんとして居る。願はくば中央政府は直ちに綏遠に兵を増援し、國土を保存し、人民を救はれたし」と電報し、尙ほ、燕京、清華、北京、師範等の諸大學が分擔して、全國に地方遊説を行ふことになつた。

日本の勢力の最も強き北支が、學生排日運動の發祥地であり、其の後も北支に於て學生運動が最も盛んであることは皮肉である。殊に大學教授が眞先に立つて排日を行ふのであるから始末におへない。

二、上海

北支増兵を契機として、上海の各大學にも學生運動が起つたが、次第に熾烈化し、北平と相呼應して、六月六日から各大學とも三日間の盟休を行ひ、「増兵反對」をスローガンとして、一大デモを敢行せんと計畫したが、當局の彈壓に逢ひ、挫折した。然し復旦大學々生の一部は、六月九日朝から單獨にデモを敢行した。

當局の彈壓に屈せず、尙ほ奇々抗日運動を畫策中であつた上海各大學々生を中心とする五、六百名の一隊は、六月二十一日午前市當局の警戒が日曜で手薄なのを狙ひ、不意を衝き突然上海北停車場を襲つて之を占領した。

彼等は北支増兵反對、内戰停止、對日宣戰等のスローガンを掲げ、「上海各界救國聯合會」の名を以て、南京政府當局に請願のため、南京に赴かんとするものであつたが、上海市當局及び鐵道當局は、一般交通を一時停止しても、彼等を上海で喰止める方針で、北停車場の周圍に鐵條網を廻らし、公安局其の他の武裝警官が之を包圍して、外部との交通を遮斷し、嚴重警戒に當つた。然るにこの警戒陣を突破して、外部から彌次馬がデモ團に参加し、停車場を占據せるデモ團は刻々に増大して、午後二時頃には一千五百名となつたが、列車が發車せぬ爲め、南京行を中止し、驛前の廣場で激越なる抗日

演説を行ひ、午後二時半頃より、警官隊に包圍されつゝ、開北の支那街に向つて、抗日デモ行列を行ひ、隨所に小競合を演じたが、次第に解散した。この行列には、多數の労働者の参加したことが目についた。

三、南京

六月十日約一千名の學生は、南京の日本總領事館前廣場に集合し、「打倒日本」を高唱して、領事館に迫らんとしたが、支那側警察隊に阻止されて解散した。我が總領事館では右に對し、直ちに國民政府外交部に抗議を爲し、今後の取締りを要求した。

四、成都

八月二十四日の成都事件が、専ら學生中心の、民衆運動の結果であつたことは、成都事件の項に記載する通りである。

三、全國學生救國聯合會の成立

抗日統一戦線陣營の内、最も顯著にして最も活潑なる運動を繼續し、且つ最も左傾せるものは學生團體である。學生の團體的運動は、一九三五年十二月北平に於て火蓋が切られ、瞬く間に全國に波及し、各地に於て暴動化し、其の度毎に流血を見たが、彼等のスローガンは始めより共產黨張りであつ

て、其の背後に何者が存在するかは、一見明瞭であつた。かくて學生運動は一路抗日統一戦線の結成に向つて進んだが、遂に一九三六年五月二十九日、即ち「全國各界救國聯合會」の成立の前日、上海に於て、各地學生抗日團體の代表者が集まり、「全國學生救國聯合會」を組織した。

同聯合會に於て採擇した綱領中には

- イ、政府は人民と合作し、日本に對し即時宣戦し、武力に依り、失地を回復すべし。
 - ロ、一切の人民は黨派、信仰、地域を分たず、新仇舊怨にこだはらず、一致武裝して、共に抗日救國に當るべし。
 - ハ、一切の内戦を停止すべし。
 - ニ、一切の國辱的不平等條約並に秘密協定を否認すべし。
 - ホ、日本帝國主義の在支財産及び漢奸の財産を沒收して抗日經費に充當すべし。
 - ヘ、言論、集會、結社、出版の絕對自由を保障すべし。
 - ト、我を平等に遇する世界の民族及び國家と聯合し、好意的中立を守る國家と友誼關係を保持すべし。
 - チ、世界の弱小民族及び被壓迫民族と聯合して之が解放を圖るべし。
- 等の文字あり、中國共產黨の大會と選ぶ所がない。共產黨分子が如何に深く學生層に浸潤せるかは推して知るべきである。

尙ほ同聯合會は(一)學生救國會未成立の地方にその設立を促進すること(二)世界學生聯合會に

加入すること(三)五月二十九日を全國學生記念日とすること、等を決定し、宣言を發表して散會した。

斯くて全國學生運動は中心的機關を持つこととなり、「學生呼聲」と題する機關紙が發行されることとなつた。

第八節 文壇人及び文化界の抗日

支那文藝家の統一機關を設くべしとの聲は、久しい以前から叫ばれて居たが、何分國民黨の言論に對する彈壓が厳しいので、實現に至らなかつた。然るに一九三六年に入り、支那に抗日運動乃至愛國運動が翕然として勃興し、國防文學が提唱せられるに及び、文壇人もペンによる愛國を標榜し、「中國文藝家協會」を組織し、抗日統一戦線の有力な一翼をなすに至つた。

發起者は茅盾、洪深、鄭振鐸、葉聖陶、自微、張夢麟等で、六月七日上海で發會式が擧げられ、集るもの九十四名、近來の盛會であつたと云はれる。席上中心人物たる茅盾によつて宣言文が朗讀されたが、右は劈頭先づ「光明と暗黒は正に闘争中である。世界は戦争と革命の前夜である」と、左翼文學的字句を用ひ、進んで「昨年十二月より中華民族目前の敵は、其の強暴なる侵略を益々加へ、増兵、密輸、遂に我等の小學教科書に迄干渉するに至つた」云々と、眞向より日本に攻撃の鋒を向け、更に

「文藝家は特殊の武器を持つて居る。この武器を執つて、中國文藝協會は全民族救國運動の一環として、斷乎として民族救國戦線に立ち、其の最少限度の要求たる、團結一致、侵略抵抗、内戦停止、言論出版の自由、民衆の救國團體組織の自由を擁護せんとす」と述べ、最後に「我々の筆を民族解放運動に集中しようではないか」と結んで居る。

支那に起つた國粹運動は、今や上下に浸潤して總ての方面に影響を及ぼさずには已まない。支那文學が其の影響を受けるのは當然であつて、「國防文學」といふものが、全文壇を風靡するに至り、センチメンタリズムとか、ロマンティシズムと云ふ様なものは、國難意識と云ふ時代の潮流に押し流され、影を没してしまつた。口を開けば國防であり、民族復興である。從來混沌として居た支那文壇は、國防と云ふ目標をつかんで統一結成せられたのである。

次に注目すべきは支那劇壇、樂壇、映畫業者等の運動である。之等の運動は當局から彈壓され易いので、表面的には其れ程目につかないが、排日的演劇及び映畫が、大衆に與ふる影響は極めて大である。之等に對する政府當局の彈壓は、常に當業者の反撃を買つて居るが、十月頃上海實驗小劇場及び蟬蟻劇社と稱する兩劇團が、上海共同租界内で、猛烈な排日的イデオロギーを盛つた新作脚本を上演しようとして、工部局から禁止を命ぜられたので、支那劇壇及び映畫界の所謂文化人は、演劇の自由

を標榜して立ち、「支那文化界の爲め演劇の自由を奪ひ取れ」との宣言が、二百餘名の連名を以て發表せられ、各方面に異常な反響を與へた。

最後に雑誌「大衆生活」及び「世界知識」等に據つて、救國運動を爲しつゝある言論界の一團に就いて一言する必要がある。「大衆生活」は一九三五年五月所謂不敬事件により、發行を停止せられたる「新生」の改題して出現したものである。同誌には十九路軍の翁照垣、新生事件で入獄した杜重遠及び例の民族英雄馬占山等が執筆し、非常な評判を博して居るが、就中最も注目をひいたのは、章乃器の堂々たる論陣であつた。彼は浙江實業家を代表する、少壯銀行家であるが、「大衆生活」を始め、諸雑誌に筆を執つて、武装抗日を絶叫し、各界抗日救國聯合會中の重要人物となつた。

章乃器は七月十五日、同志數名と連名で「團結禦侮の基本條件と最低要求」と題するパンフレットを撒布し、各方面の注目をひいたが、其の最低要求中第一に、蔣介石に對する希望として、蔣介石は數年來「安内攘外」のスローガンを掲げ、外敵を攘ふ爲めには、先づ國內を平定しなければならぬと爲し、共產軍の討伐に全力を用ひて居るが、斯の如くして外患を顧みざるに於ては、國を危くするであらう。速に西南に對する軍事行動を停止し、共產軍と和睦して、共同抗日に赴き、抗日言論、抗日運動に自由を與へることを要求すると述べて居る。このパンフレットは稀に見る明快なる文章を以て

埋められ、全國の人氣を集めて居るので、當局も取締りに手を焼いて居る如くである。

第九節 婦人救國聯合會

支那に於ける各種の運動には、婦人殊に若い婦人がその尖端に立つことが多いが、救國運動にも、婦人が有力なるパートを務めて居る。

一九三五年十二月上海に「婦女救國聯合會」が組織せられ、續いて各地に組織せられたる婦女救國會と連絡をとつて活潑に活動し、上海に於ては屢々街頭デモを行ひ、復旦大學其の他の學生運動にも積極的に参加し、「婦女先導」及び「婦女生活」等の雑誌に依つて、一般婦女子の抗日意識を煽つて居る。そのスローガン及び街頭に於て撒布する宣傳ビラ等は、他の團體のものと變る所なく、全國各界救國聯合會の特色ある一單位である。

第十節 西南派の抗日運動

西南派の抗日運動は多分に政治的色彩を含んで居つて、他の一般の抗日運動とは多少趣を異にして居る。西南の運動は抗日が寧ろ從で、その主眼は反蔣にある。彼等は蔣介石を苦境に陥れる爲めの手段として抗日を叫ぶのである。抗日人民戦線の背後には共產黨の魔手が動いて居り、その目的は南京政府の打倒にあるのであるが、共產黨は南京政府を打倒して、其の跡に共產黨政府を打建てんとす

るのであり、西南派は蒋介石失脚の暁は、自ら中央に乗り出さんとするのであるから、蒋介石打倒迄の目的は一致して居ても、終局の目的が相反して居る。

斯の如く西南の抗日と一般の抗日とは趣を異にする所あるも、表面的には兩者區別なく、民衆運動としては全然同一の形態を採つて居るから、西南の抗日を「抗日統一人民戦線」の有力なる一翼と見ても差支ない。

南京政府要人は、裏面に於てはいざ知らず、少なくとも表面的には抗日運動の取締りに力を用ひ、表面公然と抗日を煽動するが如き言動に出ることは、札付の人々を除いては寧ろ稀である。然し乍ら西南政府要人は、或は演説により、或は通電により自ら先頭に立つて、公然抗日を激發煽動することが通例であり、彼等は口を開けば即ち抗日を言ふの状態である。

廣西の實力派李宗仁は、一九三六年四月十八日廣東の諸新聞にその談話を發表し、日本に對し戦争を起すことの急務なることを力説した。彼は右談話に於て、日本の力の必ずしも恐るゝに足らざるを説き、日本の經濟的危機、百億を突破せんとする公債、全世界に亘る日貨排拆、軍需費の膨脹による擔稅能力の低減、勤勞大衆の窮乏等を指摘し、支那が實戦に出れば、日本は國內より瓦解するであらうと述べた。

右李宗仁の聲明に呼應し、「西南各省國民對外協會」は四月二十二日全國に向つて通電を發し、李宗仁の言を引用して對日即時開戦を主張した。

六月一日廣西省黨部は「總理擴大記念週」を催し、各方面の代表約二千が之に参加したが、席上各代表は交々排日演説を行ひ、殊に白崇禧は「我々は亡國奴の生活を欲せず、抗日戦を實行し、然る上國亡ぶも光榮なり、若し中央が對日抗戦に立たなければ、廣西の民衆は卒先抗日戦争を發動するを要す」と述べた。

翌六月二日西南執行部は、南京政府及び全國に宛て、右の趣旨を敷衍した通電を發し、其の後六月十一日、十六日、二十日、二十一日、二十四日と云ふ風に、櫛の齒を挽く様に繰り返して同一趣旨の電報を、陳濟棠、李宗仁、白崇禧等の名義を以て、南京政府其他各方面へ發送した。

右は南京政府對西南政府の關係が急迫し、蒋介石が武力的解決を試みんとする形勢が濃厚となつたので、西南派に於ても機先を制して、兵を中央に進むるの有利なるを考へ、擧兵の口實を作る爲め、對日開戦を主張したものであつて、敵は正に本能寺にあつたのではあるが、政府當局によつて煽られたる西南地方の抗日風潮は、頓に激化し、在留日本人の生命財産は、爲めに危険に瀕した。

西南政府は右の如く、抗日救國を名として、對南京戦備を備へ、陳濟棠は愈々六月二十三日「抗日救

國軍第一集團軍總司令」に就任し、其の宣誓式を舉行したが、其の宣誓の要目は（一）抗日救國（二）共匪撲滅（三）獨裁制打倒等であつた。

在廣東河相總領事は、西南の官民舉つての抗日運動により、在留民の生命財産が氣遣はれる様になつたので、當局に對して屢々警告を發し、抗議を提出したが、何んの效果もなく、各種の排日抗日事件が頻發するので、廣東政府當局は日本人の内地旅行を危険なりとして許可せず、廣西在留の日本人は、殆んど全部引揚げて歸國するの已むなきに至つた。

第十一節 上海の紡績罷業

一九三六年の後半より紡績業の活氣を呈するに及んで、閉鎖中又は操短中の支那紡績が、殆んど全部、全運轉を開始するに至つたので、職工側は賃銀の値上げを要求し、一時爭議に入つたが、支那紡績工場は大體一割の値上げを發表し、爭議は稍々下火となつた。右の影響は邦人經營の紡績に及び、之に加ふるに上海工會聯合會の策動もあつて、十一月八日より上海に於ける邦人經營の一部紡績に罷業が起り、次第に擴大して、在上海邦人紡績工場全部に波及せんとするに至つた。

十一月九日に至り、上海日本紡績職工は、團結して左の要求を提出した。

（一）賃銀の二割増 （二）食後一時間の休息 （三）職工を拷打せざること （四）職工の不解雇 （五）

日曜日に於ける時間外作業の停止

斯くて爭議は本格的となり、諸處に警察官と職工間の衝突事件が発生したので、一方陸戰隊の防備に依りて事態の悪化を防止すると同時に、他方我が上海紡績業者は、賃銀の五分程度値上げを考慮することを申合せ、罷業の擴大を防止するに努力する所があつた。其の結果十一月十三日頃より、次第に操業を開始し、十一月二十八日より各工場殆んど全部運轉せられることになつた。

今回の罷業に、邦人側は、在華日本人紡績同業會總務理事船津辰一郎、支那側は、上海地方協會々長杜月笙等が調停に乗出し奔走したが、妥協條件は左の通りであつた。

- 一、賃銀五分引上げ
- 二、故なくして職工を誦首せず
- 三、毎日の就業時間は十二時間、日曜日は十四時間とす。この日曜日の二時間の延長時間に對しては別に賃銀を支給す。

上海紡績罷業は、當初單なる労働爭議と思はれたが、一定の條件で解決するかと見えて容易に解決せず、執拗にこだはる所から、裏面に抗日救國聯合會の魔手の動いて居ることが知れ、之を機會に上海工部局では抗日巨魁の一齊檢舉を行ふに至つたことは、別項記載の通りである。

第十二節 青島の紡績罷業

一、九社の休業

上海の罷業は青島にも飛火し、十一月十九日より一二の紡績工場に怠業が起り、次第に蔓延の徴が見えたので、青島紡績同業組合は、青島市長沈鴻烈の斡旋を容れ、その提出せる解決条件（一）十二月一日より賃銀五分増加（二）故なく職工を解雇せず等を承認し、一切を沈市長に任せることになった。然るに罷業は依然繼續するのみならず、却つて益々悪化し、手の付け様が無くなったので、十二月二日各社代表會議の結果、全邦人紡績九社は、同日午後五時より一齊に休業を斷行することに決定した。

右に關し青島紡績同業組合は、十二月三日左の聲明を發表し、態度を明かにした。

沈市長が全責任を以て罷業解決に當る旨の證言に全幅の信頼を繋いでゐたが、一週間を経過するも鎮靜せず、却つて工人の態度悪化し、内外、日清、日本各紡休業の已むなきに至つた。このまゝこれを彌縫して進むと、各所に波及し、青島の治安を素す惧れある故、この際工人の反省を促すと同時に、紡績工場並に在滿邦人の生命財産に被害を及ぼさぬため、二日午後五時を期し、紡績九社一齊に休業した次第である。

二、我が陸戦隊の上陸

青島紡績罷業は十二月二日の一齊工場閉鎖により、勞資の持久戦となり、不穩の氣配が濃厚となつたので、萬一を慮り、我が陸戦隊は十二月三日午前四時青島に上陸し、宇垣大佐指揮の下に、市内に散在する抗日戦線同盟の巢窟たる、市黨部、鐵道黨部、國術館及び市立圖書館等を、一齊に家宅捜査し、多數の證據書類を押収し、數名の不逞分子を逮捕した。之と同時に日本總領事館警察及び居留民は、居留地及び臺東鎮から滄口迄の工場地帯の警備に就いた。

右につき十二月三日我が海軍省は、副官談の形式で、左の如く發表した。

過般來青島における邦人經營紡績工場に罷業怠業等の氣勢あり、形勢樂觀を許さざるものがあつたので、我が第三艦隊は、在青島日支諸官憲と緊密なる連絡を執り、警備上萬遺憾なきを期し、市政府當局に對しては嚴重警告し、その善處を促しありしも、支那官憲の措置は實績舉らず、事態は益々悪化し、竟に昨日各邦人紡績會社は、その工場を閉鎖するの已むなきに至り、而も事態は更に悪化暴動化せんとする傾向あるを以て、同地警泊の天龍、珠磨、長良、龍田及び第二十二驅逐隊は、昨夜陸戦隊の一部を上陸せしめ、在留邦人の生命財産並に諸權益を保護すると共に、支那官憲に對し、一層積極的に取締方を要望して居る。

右の外我が陸戦隊上陸に際し、宇垣大佐、北支警備先任指揮官、陸軍特務機關等より、夫々大同小異の聲明が發せられ、一時物々しい空氣が漂つた。

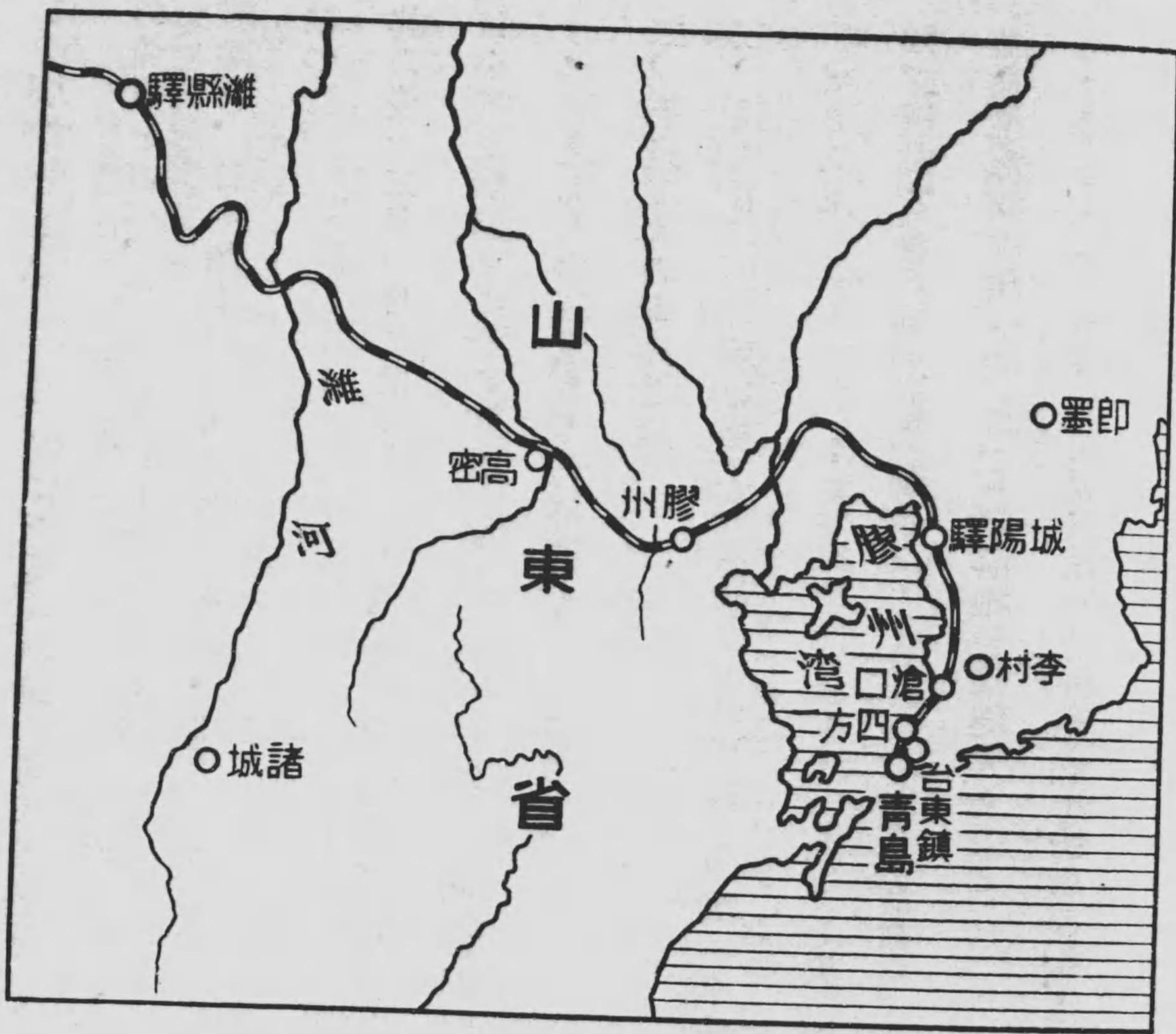
三、支那側の抗議

支那國民政府は、我が陸戦隊の青島上陸及び黨部の捜査を以て、支那の主權を侵害するものとなし、非常に之を重大視し、外交部長張群は、十二月三日川越大使に會見を求め、嚴重なる抗議を提出した。この會見は前記張・川越第八回會見である。

張外交部長は（一）陸戦隊の即時撤退（二）違法逮捕者の即時釋放（三）強制押收物件の即時返還等を要求すると共に、日本側の不法行為に對し、追て適當の要求を提出する權利を留保する旨を附言した。

又十二月五日駐日支那大使許世英は、外務省に有田外相を訪問し、本國政府の訓令に基き、青島に於ける我が陸戦隊の上陸に對し、嚴重な抗議を申入れ「日本政府が無警告に青島に軍隊を上陸せしめたことは、支那の主權侵害である」と爲し、其の即時撤收を要求した。之に對し有田外相は青島に於ける紡績罷業は、之を放任して置けば、暴動化する虞れあり、帝國居留民の保護の完全を期し得ざるに至つたので、自衛の必要上已むを得ず、陸戦隊を上陸せしめたものである」と述べ、支那側の抗議を一蹴した。

支那側に於ては之より先我が陸戦隊の上陸に對抗する爲め、十二月三日軍艦鎮海より陸戦隊一箇大隊を上陸させ、從來駐屯の一箇大隊半と共に、四方、滄口、李村の三箇所に配置し、又韓復榘の軍隊



支那山東地方紡績罷業問題圖

約七百名も、十二月四日午前城陽驛に到着し、装甲列車は濰縣驛迄進んで来て、我が陸戦隊に對抗の氣勢を示した。

四、罷業の解決

青島の罷業は日支兩國の外交問題となり、兩國軍隊の對峙となり、事態の重大化せるに驚きたる沈青島市長は、市政府顧問坂西又八を通じて、日本側に陳謝の意を表し、又自ら西總領事を訪問して「今回の事件は全く自分の監督不行届に因るもので、今後は全責任を以て、治安の維

持に努力する」旨を約し、更に十萬人の職工家族を救済する爲め、一日も早く操業を開始せられたしとの希望を述べ、他方自主的に「治安維持令」を發布して、不良職工の暴動化を取締り、同時に支那陸戦隊を、日本側との衝突を避ける爲め、後方に撤退せしめたので、一時險悪化した空氣も漸く平靜となつた。

其の後十二月十日には沈市長より、豫て西總領事から公文書で同市長に提出してあつた、解決案七項目全部を應諾する旨の正式回答があつた。解決條件は左の通りである。

- 一、不良工人中罪重きものは處罰すること
- 二、不良工人の青島追放
- 三、追放者以外の解雇職工の取締りを嚴重にし、萬一事件發生の場合には、支那側において責任を担ふこと
- 四、罷業背後の煽動者の追放
- 五、支那側は積極的に工人の復職を鞭撻すること
- 六、解雇された不良工人を市政府勤務員とせざることを
- 七、公安局は治安維持のため不良工人取締りの徹底を期すること

問題解決の交渉中、我が方の最も重點を置いたのは、將來に於ける不逞分子の活動の取締りであつた。この事は、問題解決に當り、十二月十二日西總領事の發表した左記談話にも現れて居る。

西總領事談話

紡績工場の平穩なる運轉回復を期する爲めには、單に罷業職工が反省し復業するのみならず、今次罷業の原因に遡つて、將來に禍根を残さぬ様措置せねばならぬ。依つて支那側當局に對しては、不良分子を青島市管内より一掃し、又將來個人又は團體に依る不逞活動を禁壓するため、嚴重なる措置を講ずるの要ある旨力説し、屢々折衝の結果、市政府も之に賛同し、右實行方法についても、十日漸く意見の一致をみるに至つた。從來青島は、外支人安住の平和境とされてゐるが、今次の如き豫想外の大争議發生をみるに至つたのは、平和の裏面に、之を破壊せんとする者の實在することを物語るものである。かゝる動きの續く限り、再び今回の如き不祥事を繰返すこと無きを保し難い。よつて吾人は、今後終始嚴正なる態度を以て、支那官憲の取締振りと事態の成行きを注視せんとするものである。

又同日我が第三艦隊當局は「參謀長談」の形式で、左の聲明を發表したが、その中に青島が日本と「特殊の關係」にあることを指摘して居ることは、注意を要する。

第三艦隊參謀長談

由來青島は日本と特殊の關係にあることは周知の事實で、また從來海軍とは因縁淺からざるものあり、海軍の有する關心は一層大なるものあり、今次事件が將來青島の明朗化に資せんことを切望す。第三艦隊司令長官は、支那當

局の誠意に信頼して、一先づ當地を去るも、その居ると去るとにかまはず、青島に對する關心は變るところはない。事態平靜に歸し、實行において支那側の誠意を認め得、邦人の生命財産に危険を感じざるに至れば、陸戦隊も速かに撤退する意向を有する。

以上に依り休業中の邦人紡績九社は、十二月十四日の午前六時より一齊に復業した。

其の後、青島市内外の治安も常態に復したので、十二月二十三日、陸戦隊全員を在泊警備艦内に撤回した。

第十三節 南京政府の對日戦備

支那の抗日運動は、國民政府の對日戦備となつて現れた。對日戦備の最も顯著なるものは要塞の強化と防禦工事である。一九三五年九月南京政府が、對日防禦計畫を策定して以來、同政府は各方面の要塞の強化及び防禦工事を開始し、海岸に就ては江蘇、浙江、福建各省沿岸の舊要塞を強化し、その工事は何れも完成したといはれる。之等の戦備は日本軍の上陸を豫想し得らるゝ地點に集中せられて居るので、對日戦備であることは明瞭である。揚子江方面の要塞の改築及び防禦工事は一層注目を惹いた。上海より漢口に至る間、到る處に要塞が設置せられ、所謂「國防工事」が施行されて居ることは隠れなき事實である。成都事件の如きも、その原因は、同地に日本領事館を開設すれば、その方面

に於ける對日戦備を、日本人に見らるゝことになるので、それを嫌つて、日本領事館の開設を拒否したものであると信ぜられて居る。

殊に南京は首府であると云ふので、その周圍に大規模の防禦施設が行はれ、南京城内外の高地や、交通の要衝地點には、總て防禦陣地を築き、重要地點には坑道さへ準備してあると云はれる。而して南京要塞は、從來は主として西方及び西北方に對して施設されてあつたのを、盡く東方に向け改築されたと云ふことであり、その對日戦備であることは云ふ迄もない。

更に國民政府の對日戦備として看過し得ないのは、學生の軍事訓練、空軍の擴充、防空演習、新兵器の購入、軍隊内に於ける對日作戰の研究等である。

學生及び青年の軍事教練は、驚くべき熱心を以て行はれ、都會の一般住民より農民に至る迄、軍事教練を受けつゝある、之は南京政府の所謂「國防三年計畫」の結果で、同政府は之により、青年學生團を主體とする、一千萬人の國民軍を養成せんとするにあり、一九三六年五月上旬より、全國各地に將校を派遣し、青年團の軍隊組織化を計り、之に軍事教練を施して居る。

特に目立つのは、航空機の整備、擴充である。蔣介石は上海事變の苦き經驗により「空軍三年計畫」を樹て、支那全土に「航空救國運動」を起した。之に應じて列國は飛行機、飛行士の賣込みに熱中し、

各國間の盛んな賣込競争が展開した。國內の航空救國運動と諸外國の賣込運動との爲めに、支那の飛行機は瞬く間に増加し、南京政府の空軍も、上海事變當時は、水陸合せて百機を出でなかつたが、一九三六年の暮には、中央軍八百機、廣東、廣西に二百機、合計一千機を越ゆるに至つた。

其他杭州及び洛陽に飛行學校を設け、南京、杭州、南昌、武昌の各地には航空工廠を設置し、飛行士を養成すると同時に、飛行機の製作にも力を注いで居る。

支那軍隊の數は二百萬と概算せられる。從來支那軍隊は如何に多數を算しても、各地方將領の私兵であつて、統一なく、所謂烏合の衆であつた。然るに今や蔣介石の統一工作の成功により、地方所在の反中央軍閥は、殆んど失脚し、或は懷柔せられ、北支に於ける冀察、冀東兩政權を除いては、敢へて中央の命令に反抗し得る國內勢力は存在せざるに至つた。

斯くて中央に統一せられたる軍隊は、漸次國軍としての體裁を整へ、徐々に近代的軍隊に改造せられつゝある。

海岸や揚子江沿岸の軍事施設が、實際問題として、どれ程の役に立つものか、又飛行機の數だけは目覺しい勢で増加したが、未だ一般的に機械化されない支那の軍隊が、例へ中央に統一せられ、其の數二百萬を算すると云つても、實戰に當つてどれ程の實力を有するものであるか、それは問題外とし

て、支那全土が抗日運動の爲めに統一せられ、その軍隊が中央に歸一し、學生、青年、農民に至る迄が、軍事教練に熱中することは、數年前には豫想することの出来なかつた現象であつて、この勢が將來如何に發展するかは注目に値する。

第十四節 抗日巨魁の一齊檢舉

支那の抗日運動は前述の通り、共產黨の指令に基き、各階級、各社會、各團體に喰入り、組織的に行はれるので、南京政府が誠意を以て之が取締りを實行せんとしても、その巨魁を抑へて抜本的な方法を講ずるにあらざれば、終熄せしむることは不可能に近い。

前記上海に於ける紡績罷業は始めは單なる勞働爭議と思はれたが、間もなく之も抗日戦線の一翼であつて、裏面に抗日救國聯合會と連絡のあることが判明したので、上海工部局に於ては之を機會に、一部首領を檢舉するの決心を固め、一九三六年十一月二十三日共同租界及び佛蘭西租界警察は、抗日巨頭章乃器、史良、王造時、沈鈞儒、李公樸、沙千里の六名を一齊に檢舉し、之を支那側公安局に引渡した。

右の一味は昨年來、中國共產黨の指導下に、抗日戦線の先頭に立ち、百方活躍を續け、綏東問題發生後は、その活動益々猛烈となり、對日即時宣戰を絶叫すると同時に、反南京政府、反蔣運動をも指

導するに及び、工部局も遂に決心して、租界の治安を紊すものとし、檢舉を行つたものである。勿論右の外にも抗日運動の有力な指導がまだ残つて居るから、右檢舉により抗日運動の全く終熄することを期することは出来ないが、少なくとも一時は活動が鈍ることゝ期待されて居る。

第十六章 テロ事件の頻發

支那に於ける抗日運動は、一九三六年に於てその最高潮に達し、前來記載の各種團體運動の外、各地に於て種々の殺戮事件が起つた。その中、成都事件は日支交渉の契機となり、これに引續いて北海事件、漢口事件、上海事件が起り、日支關係を極度に緊張せしめた。この四大テロ事件は特に重要であるから他と區別して最初に掲げる。

第一節 成都事件

一、原因

成都事件は一九三六年八月二十四日、成都總領事館再開問題に絡んで突發したものであつて、八月二十五日の東京諸新聞は、成都に於て數名の日本人が、血に飢ゑたる暴徒の爲め、慘虐極まる殺戮に遭ひたる旨を大々的に報道し、我が國民は且つ驚き且つ憤り、延いて非常なる重大結果を惹起するに至るなきやを疑つた。

成都事件の原因は同地に於ける我が總領事館再開問題であつたが、そもく成都の我が總領事館は大正七年六月開館せられ、昭和六年滿洲事變迄續いたが、滿洲事變の際支那各地に排日運動が起り、



(支那中部地方(成都事件圖))

遠隔の地の領事館は危険が感ぜられたので、成都、重慶、鄭州及び雲南等の領事館は、一時閉鎖して館員は皆引揚げたのであった。其の後滿洲事變も一段落を告げたので、重慶、鄭州及び雲南は次々に開館せられ、成都は最後迄残つてゐたが、一九三六年五月之を再開するに決し、外務省は岩井書記生を同總領事館事務代理に任命した。

然るに支那政府は右の事實を知るや、成都は開港場又は商埠地に非ざるを理由として開館の

拒否を通知して來た。

成程、成都は所謂開港場又は商埠地ではないが、我が國は既に大正七年以來、十數年間同地に總領事館を設置せるものであつて、明かに既得權と認めらるべきものである。又、我が政府は同總領事館を一旦閉鎖したけれども、其の永久に閉鎖するの意思でなかつたことは、重慶、鄭州及び雲南を再開したことに依つても明かであり、又成都總領事館の家屋借料は、其の後も引續き外務省が支拂つてゐた事實に徴しても明かである、

成都に於ける外國の例を見るに、大正七年我が領事館開設の當時、既に同地には英、佛、獨の領事館が存在して居つた。其の後歐洲大戰の爲め、獨逸は其の領事館を閉鎖し、英國も其の後これを閉鎖し、現在は佛國だけが出張員を置いて領事事務を執らしめて居る。

事情右の如くであるから、日本政府は支那側が日本總領事館の再開を拒否するの理由無きものと認め、岩井書記生は八月二日上海を出發赴任の途に上り、偶々大阪毎日新聞特派員渡邊洗三郎、上海毎日新聞編輯長深川經二、滿鐵上海事務所員田中武夫及び漢口より同地在住商人瀬戸尙一の四人が之と同行した。

支那側が成都總領事館再開を拒否する理由は、表面的には前記の通り、成都が開港場又は商埠地で

ないといふのであるが、そんな形式的のことは今更、問題となるわけではないので、眞の理由は他にない。その眞の理由と思はれるものは左の二つである。

其の一は岩井書記生の成都任命と前後して、我が朝鮮の清州にある支那領事館が、館員のスパイ行為の爲め、閉鎖せしめられた事件があり、南京政府は之に對し、報復の意思で、成都總領事館の再開を拒否したものだと思はれる。

其の二は支那の最近に於ける排日行爲の一つの現れである。政府が事の是非を問はず、日本の希望を拒絶すると、民衆は手を叩いて喜ぶのである。殊に最近南京政府は、日本と一戦を交ふる爲めの準備として、大規模の國防計畫を樹て、殊更に之を國民に對して宣傳して居る風がある。その宣傳によると、日本に備ふる爲め、揚子江一帯に要塞を築造し、一朝事あらば首府を成都に遷す計畫で、四川省は對日策戰の最後の根據地であると云ふのである。であるから、國防上の見地から成都に日本總領事館の再開を許すことは出来ないと云ふことになる。

二、總領事館再開反對の運動

支那政府の再開拒否の通告に拘らず、我が外務省が、岩井書記生をして七月十九日東京を出發せしむるや、南京政府は七月二十三日、南京の中央通訊社をして「成都設領反對論」を掲げしめ、國民政府

外交部も「當局談」として、領事館開設反對の意見を發表し、支那側輿論の喚起に努めた。

岩井書記生及び四人の同行者は、八月十七日重慶に到着したが、既に設領反對熱は省民の間に熾烈を極め、重慶外交專員は、同書記生の成都行きを許可せず、同書記生は飛行機の切符も買はず、自動車も備ひ入れることも出来ず、重慶に立往生の已むなきに至つた。

當時の重慶に於ける設領反對運動の様子は、渡邊大毎特派員の、重慶より發した、左の電報に依りて察知することが出来る。

僕は成都總領事代理岩井英一氏一行と共に、去る八月十七日重慶へ入つたが、成都日本總領事館再開問題に絡んで、國民政府當局が當地の民衆を使喚、煽動し、岩井氏の成都入りを極力妨害しつゝある陰險姑息なる手段と、餘りの執拗さに、寧ろ一驚を喫した。當地支那紙は岩井總領事代理の上海出發以來、筆を揃へて、日本の成都總領事館再開が、「非法」であり、「國權侵害」であり、日本の「對支侵略」の現れであるとして、連日大々的に書き立て居たが、一行が到着した翌日、八月十八日の紙面には、大見出しの下に、岩井氏の成都入り反對の爲め、一大民衆デモを敢行する旨を報じてゐる。川康外交特派員吳澤湘氏は、數回に亘り「外交部より何等の通知に接せず、資格不明なる岩井氏と會見を拒絶する」旨の談話を發表して民衆の反對を煽り、民衆は愈々激化した。即ち市商會、同業公會、婦女生活改進會等の民衆機關は、十九日各界代表五百數十名の「日設領反對大會」を舉行し、諸官廳を訪問し、「成都日本總領事館反對」「岩井即日離川」「革命外交堅持」の三項を請願した上、市内各所で街頭煽動演説を行つた。軍事委員長行營參謀長賀國光氏は、請願代表に對して「絶対妥協せず」と強硬に言明してゐる云々。

三、遭難顛末

岩井書記生の成都入りは、右の如くにして重慶外交專員吳澤湘の拒絶するところとなり、南京に於ける外交交渉を待たねばならぬこととなつたので、同行の渡邊、深川、田中及び瀬戸の四名は先行することとなり、國民政府發給の護照に吳外交專員の査證を得て、八月二十一日重慶を出發し、二十三日成都に到着し、大川旅館に到着した。

前記四名の成都到着の報に接し、成都の民衆は翌八月二十四日、成都小城公園に民衆大會を開き、専ら學生團が中心となり、盛んに排日の氣勢を揚げ、「日本の帝國主義は、近年支那を侵略すること日に熾烈である。日本は領事館開設の名目の下に、暴力的發展手段の具に供せんとするものである云々。」の決議を可決し、之に参加したる群集は、直ちに大川旅館に殺到し、日本人四名を襲撃し、遂に二名を惨殺し、二名に重傷を負はすに至つた。

暴動の顛末は、八月二十七日夜、在重慶精谷領事より、電報を以て左の通り報告があつた。これにより、凡そ其の暴狀を察することが出来る。

精谷領事報告

四川行營主任賀國光氏よりの入電によれば、廿四日午前成都の小城公園で、日本總領事館再開反對の民衆大會開催されたる後で、街頭デモを行ひ、數隊に分れて市街を練り歩き、夕刻日本の視察團が大川旅館に宿泊せりと聞き、同館を襲撃した。當日日本人四名の中渡邊、深川、田中の三氏は、町を見物し、午後早く宿に歸り、瀬戸氏は商用に出掛けて、夕刻暴徒の襲撃を受ける直前に歸つて、遭難したもので、當時旅館には、公安局より凡そ十名の巡警が派遣され、日本人保護に當つてゐた。巡警は襲來した暴徒に對し、しきりに退散を求めたが聞きいれず、群衆四方より續々押寄せて暴行を加へたので、四名は宿の裏の塀を乗り越え、ちりんに逃亡したが、一名は幸にして、巡警が辛うじて、附近の公安分局に保護收容した。他の三名はかくて行方不明となり、程經て公安局長自ら搜索に出掛けたところ、二名は街上に死體となつて發見された。同時支那側でも、極めて混雜して、暴徒と公安隊の間に衝突あり、巡警一名死亡、數名負傷し、民衆側でも數名の負傷者を出した。暴徒中には少數の學生もまじつてゐたが、不逞分子が共產黨の煽動に乗つたものであると、支那側ではいつてゐる。公安局は首魁と見られる者數名を逮捕して、二十六日二名を射殺し、引續き共謀者を檢擧した。これがため成都の騷擾をさまらず、廿五日も騒ぎあり、廿六日に至り漸く鎮靜した。支那當局は、この種の民衆運動があれば、軍隊をして警備に當らしめることになつてゐるにも拘らず、巡警の警備のみに當らしめたことは、重大な手落で、遅れ走せに軍隊が出勤したが間に合はず、四山省主席劉湘氏は、深く事態を憂慮し、死者に對する弔意、負傷の手當、犯人の處分等につき、誠意を披瀝する旨を傳言した。

四、事件に對する支那側の態度

南京政府は成都事件の詳報に接するや、事の重大なるに驚き、八月二十六日臨時行政委員會議を開き、善後處置につき討議したが、其の非の支那側にあるは餘りにも明白なるを以て、常套手段たる責

任回避策も施す術なく、速かに胃をぬぐことを上策と考へたものゝ如く、全國各省長官に對し、外國人保護の徹底化を命じ、四川省官憲に對しては、犯人の速かなる捜査捕縛及び暴民の彈壓を電命し、外交部員を成都に派遣し、二十八日左の如きステートメントを發表したが、事件の責任を共產黨殘留分子に歸せんとしたことは、人をして「又か」といふ感じを懐かしめた。

南京政府外交部の聲明

日支國交が正に好轉せんとする際、かゝる不幸な事件が突發したことは遺憾千萬である。政府は應急措置として、廿六日臨時行政院會議を開き、取敢へず成都における關係官憲に對し、速かに犯人を逮捕し、嚴重處罰すること及び暴徒を速かに鎮壓するやう命令するとともに、全國各機關に對しても、在留外人の保護と、その安全を期するやう、嚴重命令を發した。今回の事件に當り、成都の支那官憲が、如何に日本人の保護に努力したかは、支那公安局員五、六名が殺され、暴民四、五名が官憲に殺されたことでも證明できる。かゝる官憲の努力にもかゝらず、衆寡敵せず、遂に不幸をみるに至つたのは遺憾であるが、國民政府の外人保護に對する誠意は、少くとも立證されるであらう。また各方面の情報を綜合するに、四川省には昨年まで共產軍が跋扈し、共產黨殘留分子が、政府を窮地に陥れる目的で、かゝる暴行を行つた形跡が顯著である。いづれにしても、今回の事件は、日支國交上非常に遺憾で、圓滿に解決したいと思ふ。

支那側は更に引續いて、左の如く犯人の銃殺を發表し、又陸隣命令を發すると共に、夫々の機關をして、百方陳謝の意を表せしめ、遭難者の遺族に對し哀悼の意を表し、遭難兩氏の後始末は、責任を以て處理する旨を表明したが、支那側の根本對策は、本件を地方的の問題として、局部的に解決せんとするにあつた。

犯人銃殺發表

成都事件犯人の劉成先、蘇得勝の二名は、二十四日暴動勃發と同時に、現場にて逮捕され、二十六日午後銃殺に處せられた。

陸隣命令

査するに我が國人民各友邦に對し誼を厚うし、排斥及び惡感挑發の言論行爲あるべからざる次第は、夙に明令を以て發出済なるが、最近四川成都に於て、人民の暴動に依り、外人毆撃の事件發生せるは、殊に政府陸隣の趣旨に反す、主管機關に對し、迅速適當處理方を命ずると共に、茲に重ねて前令を申ふ、切實遵守し違背すること勿れ、茲に令す。

五、我が政府の對策

我が方に於ては、糟谷重慶領事、松村在支大使館書記官を現地に派遣して調査せしめ、其の報告を待つて、外務、陸海軍三省當局の間に打合せが行はれたが、有田外相は九月四日定例閣議に於て、本件の經過を報告し、結論として「本件は多年民衆の間に宣傳された排日政策の結果であるから、我方としてはこれを地方的問題として、局部的に解決することが出来ない、此の際事件の根源を突き、

所謂外交調整の問題即ち北支問題及び防共問題と共に、徹底的に解決を圖る方針である」と述べたと傳へられた。

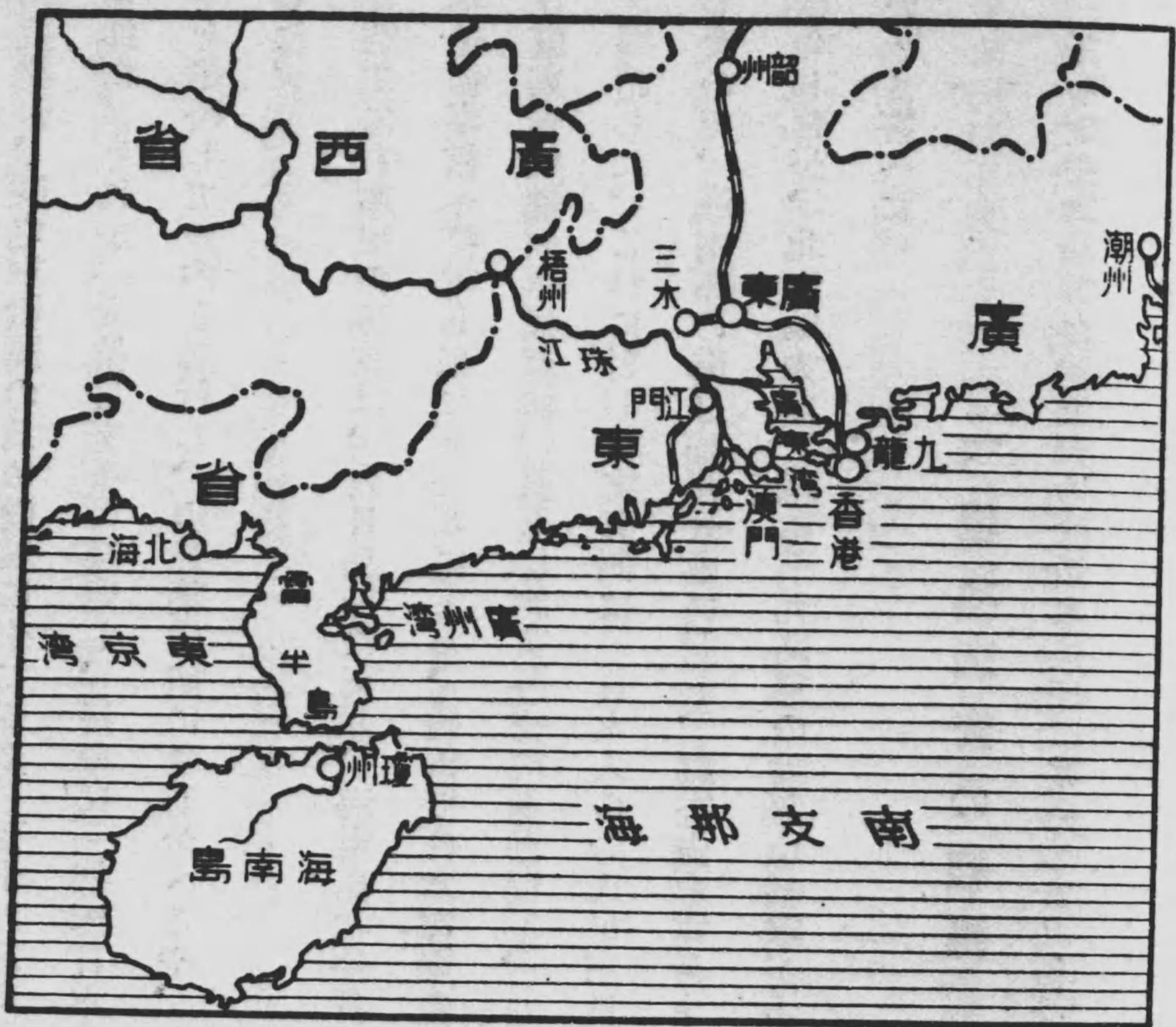
之と同時に本邦各新聞は、盛んに我が政府が強硬の態度を以て、本件解決に當らんとしつつあることを報じ、殊に軍部は強硬態度を持し、國民黨部の解散を要求するとか、海軍當局が第三艦隊に待機命令を發したとか、某々軍艦がどの方面に移動したとか、いふ報道が大々的に傳へられた。又、一定土地の保障占領を斷行すべしとの意見もあり、明倫會は九月三日保障占領斷行の決議を、首相以下關係當局に提出したと傳へられた。

第二節 北海事件

一、遭難顛末

成都事件の流血未だ乾かず、これが解決に關する交渉未だ緒につかざるに、我が國民は更に北海事件の飛報に戰慄した。廣東省の南部海岸に面する一小都市北海に在住し、多年藥種店を經營せる日本人中野順三は、九月三日支那暴民の一團に依つて、襲撃せられ、虐殺せられたのである。

犠牲者中野順三は、支那人を妻とし、二名の子供あり、半ば支那人の生活を送つてゐたる善良の商人で、日本人として目立つやうな人物ではなかつた。又、北海といふ土地は、元來學生も少なく、黨



(圖件事海北) 方地廣兩那支

部の組織もなかつたので、排日問題も從來起らなかつた。それが一九三六年八月末から、十九路軍が同地一帯に入つてきた爲め、俄かにこの平和の町は排日の増埒と化したのである。

北海に入つた十九路軍の師團長翁照垣は、上海事變の時は、吳淞砲臺を守つて最後迄守り通し、其の後は熱河に轉戦した、全身排日の固まりといふべきである。従つてその北海に入るや、直ちに民衆に對し排日煽動を行つたが、九月三日舊十九路軍長

蔡廷楷が、駐屯軍検閲の爲め同地に來たるや、舊十九路軍將兵主催の「民族英雄大歡迎會」が舉行せられた。それが一大抗日デモに轉回し、民衆は「打倒日本帝國主義」、「對日宣戰」、「東北失地回復」等を絶叫して市内を游行し、中野藥店前にさしかゝるや、一部の者が屋内に闖入し、店主中野を虐殺した。

然るに右遭難の事實は、九月八日に至り、海南島在住邦人勝間田善作が、これを聞込みて在香港日本總領事館へ打電し來たりたるにより、始めて日本官憲の耳に入りたるものにして、此の報に接した。在廣東吉竹總領事代理は、直ちに廣東外交部を訪問し、口頭並に文書を以て抗議を發し、邦人保護方を要請した。これに對し、支那側は「日本人中野氏が三日殺害せられたる公電が、七日省政府に到着したので、海南島の海口綏靖分處に對し、調査方を電命すると同時に、李宗仁に對し犯人の逮捕方を命令したが、北海地方は、現に十九路軍の翁照垣部隊が占據してゐるので、省政府の命令が徹底しない」と答へた。

二、現地調査の経緯

日本政府は一方在廣東吉竹總領事代理に電命して、北海事件に關し、省政府主席黃慕松に對し、「帝國政府は北海事件を地方的問題と看做すこと能はず、中央政府に於て責任をとるべきものと認定する」

こと、及び「省政府は地方官憲として責を負ひ、排日の取締及び日本人の生命財産保護に、萬遺憾無きを期せられ度き」旨を申入れしめ、同時に日支双方に於て、現地調査をなすことを決定した。

支那側は軍艦福安號にて凌士芬を特派し、我が方は軍艦嵯峨にて、廣東總領事館の戸根木書記生、松浦警部補の兩調査員を派遣した。

福安號は九月十二日北海に入港し、嵯峨も又同日到着した。支那側調査員は直ちに上陸して、十九路軍參謀長と會見し、日本側調査員の上陸に關し諒解を求めたが、十九路軍側ではこれを一言の下に拒否した。

十九路軍側は、支那側調査員の上陸文書を、漸く認めた位のもので、日本側の調査員上陸に對しては、實力を行使しても、斷然拒否する旨を言明し、開戦準備を整へるといふ有様であつたので、支那側調査員は、調査不能なりとして廣東に引揚げた。

日本側調査員の乗つた軍艦嵯峨は、北海の沖に停泊して引揚げず、善後處置につき政府に訓令を仰いだ。

外務省は、直ちに川越大使及び吉竹總領事代理に訓電して、夫々南京政府及び廣東政府に對し、現地調査を可能ならしむるやう、十九路軍を撤退せしむるか、其の他適當の措置を講ぜられたき旨を申

入れしめたが、他方海軍當局は、第三艦隊の若干艦艇を海南島に急行せしめ、九月十五日同島に集結を完了した旨を發表した。

蒋介石は當時廣東にあつたが、日本の態度が強硬なるを見て、十九路軍の撤退を眞面目に實行せんとし、その爲めには先づ、廣西派と妥協することを先決問題なりとし、その工作に全力を注いだ。其の結果九月十六日李宗仁は廣西綏靖主任に、白崇禧は軍事委員會委員に、黃旭初は廣西省政務部主席に夫々就任して、廣西問題も一段落を告げたので、十九路軍の北海撤退も漸く緒に就くに至つた。

之より曩蒋介石は李宗仁及び白崇禧に宛て、十九路軍を撤退せしむる様要求しつゝあつたが、兩人は翁照垣に對し「日本側と紛糾を避ける爲め、九月二十日迄に全軍を北海より撤退すべし」と命令したので、翁は結局二十一日同地を撤退した。

茲に於て我が調査員は、九月二十三日上陸して、直ちに調査を開始し、二十四日之を終了した。

三、調査の結果

北海事件に關する現地調査の結果に關し、戸根木調査員より中村廣東總領事に提出したる報告の要旨は、左の通りである。

- 一、中野順三氏の死體は共同墓地に埋葬してあり、二十三日發掘して茶毘に附し、遺族十名と共に二十八日廣東清の軍艦で護送することになつた。
- 二、中野氏の致命傷は、左肩と腹部の傷、其の外八ヶ所の刀傷である。事件の發生は三日午後三時過ぎで、犯人は二十歳より二十七、八歳の便服の青年六名、外に戸外に七、八名の同類も居た模様、當日は市内に約一千名の示威行があつた。
- 三、長男の清君は其の場より免れ、家族は翌日遽かに姿を隠し、外三名は公安局に引致された。
- 四、二十三日午前十一時死骸發掘中、妻及び娘千鶴子さんが現れ、清君は市政局の前で、調査員に救ひを求めて現れた。
- 五、中野氏店内は掠奪された模様なく、商品も其の儘であつた。二十四日商品を封印して、公安局に保存方依頼した。
- 六、殺害されたとき娘千鶴子さんが現場にあつて目撃した。中野氏は二階で食事中に、階下より犯人六名は、長男清君を追つて二階に駆け上り、中野氏に一刀を浴せかけた。次いで中野氏を壁に押しつけ、左肩より深く斬りつけ、血は壁を染めた。犯人は更に數刀を重ね、中野氏の即死せるを見て裏口より逃走した。
- 七、被害者中野氏は、市民より怨まれることなく、評判がよかつた。
- 八、その後も引續き抗日示威運動が行はれた。九・一八記念日には、軍人學生その他民衆約二千名が、各所で宣傳演説をなした。
- 九、北海より避難する者多く、目下は平靜なるも、北海に入つた第五十九師は戒嚴令を布いて戒嚴中である。

第三節 漢口事件

一、顛末

成都、北海兩事件に對する日本朝野の興奮未だ鎮靜せざるに、矢次ぎばやに、又もや漢口に邦人警察官射殺事件が起り、日支間の空氣はいやが上にも險惡となつた。

九月十九日午前十一時半、漢口日本租界とエクステンションの境界近くに於て、日本領事館巡查吉岡庭二郎が、支那人の爲め拳銃にて後頭部を射撃され即死した。

右につき漢口に於ける海軍當局は、左の通り公表した。

吉岡巡查は九月十九日午前十一時半、日本租界とエクステンションの境界近くの地點にて狙撃され、二、三步たぢく歩み倒れたもので、倒れた地點は日本租界の境界を越え、スタンダード石油會社の前の、エクステンション内に入つてゐた。目撃者たる露店煙草商人及び苦力一名は、死體を境界内の日本の警官派出所前に持運び、其處に遺棄したもので、兩名は直ちに總領事館警察に連行され、訊問を受けたが、兩人の自白に依り、死體を持運んだ後で、更に吉岡巡查の倒れた地點に引返し、血痕を消し、證據湮滅を圖つたことが判明した。尙ほ右苦力は、事件の共犯者なりとの推定の下に、引續き拘留訊問中である。

二、地方官憲との折衝

右の事件に關し在漢口三浦總領事は、同地に在りたる日比野第三艦隊司令官、陸海軍駐在武官等と

協議すると共に、湖北省政府主席楊永泰に對し抗議を提出した。

三浦總領事は犯行が日本租界で行はれたことを指摘し、又、被害者が公務執行中の公吏であつたことに重きを置いたが、支那側は之に對し、事件發生の場所は日本租界内であるから、事件其のものに對しては、支那側に責任なしと主張し、たゞ犯人の搜索については、日本側と共力することに吝でないと答へた。

かくて事實の認定について、現地當局間に意見の齟齬を來たせるも、我が方は本件を以て、反日テロの一現れにして、日本の公吏を目標としたる計畫的の犯行なりと認め、事件を重要視した。

三、漢口陸戰隊の復活

漢口事件の發生に對し、我が海軍當局では、中山水兵射殺事件以來、引續き發生する反日テロに依り、在支邦人の生命財産は甚だしき不安に晒されるに至つたから、此の上支那官憲の保護に頼る能はず、自衛の道を講ずるの外なしと認め、第三艦隊司令部は、取敢へず漢口警備を、昭和四年五月以前に復し、日本陸戰隊を同地に復活することに決し、上海特別陸戰隊の一部を、驅逐艦二隻に搭乗せしめ、九月二十日急遽漢口に派遣した。

我が海軍中央當局は、漢口陸戰隊復活に關する前記報告に接し、在支邦人の生命財産保護の爲め、

内地より相當な兵力を増遣するの必要を認め、九月二十一日、御裁可を得て、之を決行することに決し、海軍當局談として、左の通り公表した。

昨年十一月上海における中山兵曹暗殺事件以來、すでに一歳に及ばんとし、しかも事件解決に對する支那側當局の態度は、故意に公判の遅延を策し、或は犯人を偽造して真相の糊塗を圖るやの陰謀も觀取せられ、その誠意の認むべきものなく、引續き頻發せる暴虐事件は、汕頭における角田巡查殺害事件、上海における萱生暗殺事件、長沙における爆彈事件、成都における虐殺傷害事件、北海における中野虐殺事件、汕頭における爆彈事件、さらに漢口における吉岡巡查暗殺事件等、悪性の排日テロ事件は、殆ど支那全土にわたり、しかも最近に至り、加速度的に増大するの傾向を辿り、北海事件においては、わが方屢次の要求に拘らず、現地調査援助に關し、有效適切なる處置を遷延しつつあるのみならず、被害者の遺族の如き、すでに二旬にわたり、尙ほ不明の裡に放任せられ、却つて次ぎ／＼と殘虐なる新事件の勃發を見つゝある情況である。

在支權益及び居留民の保護に任ずる帝國海軍としては、日支國交に稽へ、これまで極力自重態度を持し來つたのであるが、事態すでに斯くなる以上、荏苒支那當局の善處のみに信賴待望するを許されない情況であつて、或は自衛上必要の處置に出づるの已むなきに至る場合を考慮し、取敢ず特別陸戰隊を編成し、内地より海軍兵力を派遣、もつて第三艦隊の警備兵力を増大するの手に進むることとなつた次第である。

第四節 上海事件

漢口事件に引續き、又もや上海に於て、九月二十三日午後八時、我が海軍特別陸戰隊員三名に對す

る殺傷事件が起つた。事件の顛末として報ぜられたところは左の通りである。

九月二十三日午後八時二十八分頃、第三艦隊乗組の八幡一等水兵出利葉、田港各二等兵が、宿舎に歸らんと歩行中、至誠堂書店前の海壽路と吳淞路の角、バス停留場附近に於て、背後から支那人より突如拳銃數發を發射狙撃せられ、田港二等兵は其の場に即死し、他の二名は重傷を負ひ、直ちに陸戰隊病院に收容せられた。犯人の一名は、附近のサンド・ボックスに拳銃を遺棄せんとする處を、我が工部局員の爲め逮捕せられたが、他の四、五名は姿をくらました。

右事件發生の場所が、日本人街の中央なる爲め、我が陸戰隊及び總領事館警察隊は、直ちに出勤し現場附近の交通を遮斷し、戰時警備についた。

右につき、在支日本大使館及び上海特別陸戰隊司令官は、夫々左の如き聲明を發し、在留民をして第二の上海事變を憂慮せしめた。

在支大使館聲明

度重なる不祥事件に次いで、又もや帝國海軍の水兵に對し、慘事を惹起したことに就ては、痛憤云ふところを知らざる次第なり。吾人は最早や支那側の排日取締措置に對しては信を置けぬ。此の際我々に殘された唯一の取るべき手段は、遺憾ながら在支十餘萬居留民の生命財産保護の爲め、適當なる自衛手段を取る外なき次第と認めらる。上海特別陸戰隊司令官聲明

支那側の抗日テロにより、非常に遺憾なことが發生した。最近の排日傾向より見て、かゝる事件の發生すべきは

幾分豫期されたことで、當方の覺悟も十分出來てゐる。陸戦隊としては、獨自の立場から、邦人密集地域については、租界内は勿論、租界外といへども、民留民保護のため、武力をもつて警備の萬全を期す。

第十七章 各地の抗日事件

前掲四大テロ事件の外各地に殺傷事件が起り、或は通行中の日本人に危害を加へ、或は邦商の店頭
に爆弾を投じ、延いては親日支那人に對しても迫害が加へられた。これら各地に發生した個々の事件
を、列挙することは不可能でもあり、不必要でもあるが、比較的注目を惹いたものを左に掲げる。

一、中山水兵事件

一九三五年十一月九日上海特別陸戦隊の發表によれば、同日夕刻陸戦隊一等水兵中山秀雄は、出先
より歸途につかんとし、ダラワチ路左側を通行中、何者かに拳銃で射撃され、右後頭部から前頭部に
貫通銃創を負ひ、その場に倒れた。

我が官憲は右犯人を支那人と断定し、帝國軍人に對する挑戦行爲と認め、事件を重大視し、犯人逮
捕方を支那當局に要求した。

支那當局は日本の要求を容れ、夫々手配を行つたが、上海市内には種々の謠言が流布せられ、日支
開戦を恐れて避難するもの續出し、金融市場の動搖を見るに至つた。

其の後右犯人の元兇は、秘密結社「同義協會」會長楊文道といふものであることが判明した。楊は

廣東生れ、當年四十二歳で、前より約一千人の乾分を有する押しも押されぬ大親分であつたが、滿洲事變後「抗日」を標榜して、更に多數の輩下を集めるに至つたものであると云ふ。豫て十九路軍と連絡し、「日本の力に依る蔣政權の打倒」を目指して、策謀したもので、中山水兵はその血祭りにあげられて犠牲となつたものである。

楊文道外二名の中山水兵射殺犯人に對する判決言渡しは、遷延に遷延を重ねて居たが、十月二日上海第一特別法院で、楊及び外一名は死刑の宣告を受け、他の一名は無罪となつた。

二、日比野洋行破壊事件

一九三五年十一月十一日中山水兵事件の直後、上海人心の動搖尙ほ止まざる際、南京路の日本人陶磁器店日比野洋行に、數十名の支那人暴漢が闖入し、店内を木ツ葉微塵に破壊した。尙ほ右暴漢は、「抗日救國團」と署名せる「打倒日本帝國主義排日貨」云々のビラを撒布した。

右の如き行爲が、在留日本人を彌が上に不安ならしめたるは言ふ迄もなく、帝國政府は頻發する不祥事を憂慮し、悪性排日運動の取締り方に付き、上海當局のみならず、中央政府當局に對し、更に嚴重なる警告を發した。

三、萱生事件

一九三六年七月十日午後八時五十分、上海の狄思威路楊家濱路角にて、海産物ブローカー萱生鑽作（三三歳）が支那人の爲め、ピストルを以つて狙撃され、即死した事件が起きた。

萱生は當時、三井物産社員杉山某の三女春子（五歳）の手を引き四女洋子（三歳）を抱き、散歩中だつたもので、二人の子供には幸、微傷も負はさなかつたが、萱生は後頭部より前額部に貫通傷を受け、抱き居たる子供を其の場に投げ出して即死した。

狄思威路では、右事件の数日前にも、一邦人がピストルにて狙撃されんとし、幸、不發に終つた事件があり、全く不用意に通行又は散歩せる平和の市民を、誰れ彼の別なく不意に狙撃するのであるから、一般在留日本人にとりて危険千萬であつて、不安甚だしきものがある。

右事件に關し、在上海帝國總領事及び特別陸戰隊司令官近藤少將は、上海市長に對し、又在南京須磨總領事は南京政府外交部に對し、夫々抗議、警告するところがあつた。上海特別陸戰隊は、萱生事件による在留邦人の不安増大に鑑み、東西兩區の紡績地帯、狄思威路及び虹口等の邦人居住地區方面に、夫々數箇所の陸戰隊派出所を設置することに決定し、且つ巡邏隊の巡邏回數を増加して、在留民保護の萬全を期することとなり、七月十二日より直ちに實施した。

四、上海其の後のテロ事件

上海に於ては其の後も邦人に對する襲撃事件が續發し、十月十六日には我が陸戰隊員二名が監禁されたる事件あり、十一月五日には鹿兒島某は散歩中突然背後より短刀を以て刺され、傷を負ひ、十一月十一日には高瀬某がピストルを以つて狙撃され、直ちに病院に擔ぎこまれたが、程なく死亡した。

五、汕頭の邦商爆彈事件

九月十七日汕頭居住の邦人雜貨商森某方へ、爆彈を投りたるものあり、幸、不發に終つて被害は無かつたが、我が當局は事件を重視し、支那當局に對し嚴重抗議を提出した。

六、漢口の思明堂爆彈事件

十月八日漢口の日本人商店思明堂へ、爆彈を投入したものがあつた。幸に不發に終つたが、同爆彈は支那製の軍用手榴彈であつた。又同事件は吉岡巡查射殺事件の直後であつたので、重要視せられ、我が官憲は地方當局に對し、嚴重抗議した。

七、大原の邦人迫害事件

山西省大原に於ては、一九三六年十月から各種の排日問題が頻繁に起つた。始めは大原在留朝鮮人開業醫に對して、迫害が加へられ、二名の朝鮮人醫師は相次いで引揚げの已むなきに至つたが、その後十月二十六日には、同地邦商和中公司田中義太郎方に數十名の支那人が亂入し、家屋を目茶苦茶に破

壊し、家財道具を掠奪した上、店員武田末雄を拉致し去つた。

田中方へは同月八日數十名の巡警が闖入して、家財道路を放り出し、立退きを要求したるも、同人はこれに屈せず、頑張つて居たものなるが、今回再び前記の襲撃を受けたものである。

我が官憲は直ちに支那當局に抗議し、拉致された武田末雄は、十月二十九日無事我が鄭州領事館に引取り、事件は程なく地方的な解決を見た。

八、太沽及び朝陽門事件

宋哲元麾下の將卒に依る對日暴行事件は、北支一體に於ける排日行爲が嚴重取締られあるに拘らず、絶えず發生した。一九三六年一月二日、太沽駐屯宋哲元の第二十九軍の部隊約五十名は、邦商大島、大西兩洋行に亂入し、現金並に商品を強奪し、剩さへ新年を祝して、掲揚してあつた我が國旗を引下ろし、之を引裂き、喚聲をあげて引揚げた。

又同月五日午後十時頃、我が軍の將校下士數名が自動車に分乘し、通州より北平朝陽門に差掛つた際、同門が閉ざされて居たので、警備兵と交渉の上、開門せしめて通行したが、自動車が市内に入るや、突然後方より警備兵十數名が、實彈を以て射撃した。幸、負傷者はなかつたが、我が出先官憲は宋軍の我が軍に對する重大不法事件として重視し、宋哲元に對し嚴重抗議するところあり、宋は直ち

に我が要求全部を容れて無事解決した。

九、天津の軍用列車爆破事件

五月二十九日我が支那駐屯軍々用列車が天津の北方に差しかゝつた時、何者かレールの下に装置した爆薬が炸裂し、貨車及び軍用馬匹に損傷を與へた。之は日本軍の軍用列車爆破を目的としたもので、幸、怪我人はなかつたが、我が軍に於ては此の事件を重視した。

十、豊臺事件

豊臺事件と稱すべきものが三回發生した。第一回は一九三六年六月二十六日の事件である。豊臺の日本軍兵管内へ、北平駐屯の宋哲元部下の支那兵二名が闖入せんとするのを、勤務中の同兵營雇員が発見し、之を阻止せんとして争が起きた所、附近にあつた二十數名の支那兵が、集まつて來て雇員を包圍し、亂暴を加へて逃亡した。右事件の報を受けた我が北平駐屯軍は、河野大尉其の他數名を現地に派遣し、之を調査せしめたが、同一行が支那側責任者に面會を求むる爲め、支那兵營に赴きたる處、不當にも支那側は河野大尉を留置したる爲め、事件は俄に悪化し、日本軍將校に對する侮辱事件として、軍當局は大いに憤慨するに至つた。河野大尉は間もなく歸還したが、日本軍當局は「本件は宋哲元部下が平素日本軍に對し、不遜態度にある結果發生せるもので、單なる突發事件にあらず、其の根源を免除するの要あり」とし、冀察政務委員會責任者に對し、嚴重なる抗議を提出した。

右に對し宋哲元は、七月二日我が方の要求全部を容れ、責任者たる營長を免職し、事件を起せる當該部隊の移駐を行ひ、又同日宋哲元自ら當該部隊に對し事件の再發を戒告し、茲に圓滿解決を告げた。第二回は八月二十二日に同地に起つた、邦人森川某の刺傷事件で、森川はこの日何者かに刺されて重傷を負つた。本件は北支の不安を物語るものとして重視せられ、我が大使館と冀察政權との間に折衝が行はれたが、程なく圓滿なる解決を見た。

第三回は九月九日我が豊臺駐屯軍の一部が、夜間演習を行ふ目的を以て外出中、約一箇中隊の支那兵と道路上に於て擦れ違ひ、支那兵の挑戰的態度の爲め衝突を起し、遂に双方進路を挾んで相對峙するの姿勢をとるに至つた。我が兵營に於てはこの報に接し、直ちに將校を派遣して鎮撫に務めたが、事件は却つて發展し、午後九時頃には我が部隊は支那側兵營に對し、包圍の態勢をとるに至つた。斯くて一夜を明かしたが、翌朝に至り、我が方より嚴重交渉の結果、支那側は事件發生の責任を負つて陳謝の意を表し、豊臺駐屯部隊を他に移駐せしむることを約言し、事件は即時解決した。

十一、親日要人に對する迫害

抗日運動は、親日支那要人に對する迫害乃至暗殺となり、多少でも親日と見らる、支那要人は、常

に身邊の危険を免れざる状態であつて、一九三五年十一月には汪兆銘が狙撃せられ、同十二日には唐有壬が暗殺せられたが、一九三六年十月二十五日には、湖北省政府主席楊永泰が、武昌より歸りて漢口の税關碼頭に上陸し、自動車に乗り込まんとする處を、支那人將校の爲めピストルを以て射撃せられ死去した。

楊永泰は黃郛、張群と共に、日本派といはれて居り、蔣介石の信頼が厚かつた。彼は文人であつたが、蔣介石に見込まれて湖北省主席に据ゑられたのである。「現代民主政治」「外交政策」等の著書もある。享年五十七歳。

第十八章 南京政府の對日態度

支那の國民が排日、抗日で一貫して居るのに對し、南京政府當局が如何なる態度を持して居るかを見るに、其の公に發表せるところのものは、大體「主權の尊重」と「互惠平等」の二原則に盡きて居る。當局としては公に排日を主張せず、又「國交調整」に反對もして居らない。

外交部長張群の五月二十五日の孫文紀念週に當り爲した、日支關係に就ての演説は、當時北支増兵問題及び密輸問題等のため、支那に排日氣勢の盛んな時で、注目の的となつたが、此の演説も大體右の原則を繰返したもので、其の要旨は左の如くであつた。

張群の演説

國交調整の必要

支那は日本に對し、最大の努力を以て國交を好轉せしめんと冀つてゐる。兩國は互に提携して共存せねばならぬが、九・一八事件以來の歴史上稀に見る大事件の爲め、その關係が複雑化し、常規にて判斷し得ぬ状態に立至つたので、兩國の有識者が憂慮し、速かに方法を講じてその政府と人民の感情の恢復に努めてゐる。廣田前外相は首相となり、有田大使が外相に就任したが、日本の對支關係には根本的の變革はない筈である。日支兩國は今日の情勢に處して、速かに徹底的に國交の調整を行はなければ、兩國の不利なるのみならず、東亞の平和も亦影響を受けん、故

張群の報告演説

五全大會では「和平未だ完全に絶望の時に至らざれば和平を放棄せず、犠牲未だ最後の關頭に至らざれば輕々しく犠牲を口にせず、然れども和平には和平の限度あり、この限度を過ぐれば犠牲の裡に生存を求む」との外交方針を決定したが、半年以來の政府の對外策は、終始此の方針に基いて遂行された。予は外交部長就任以來、日支兩國關係は外交手段により調整すべきことを提唱したが、最近數ヶ月來日本側との折衝の焦點は、この點に集中されてをる。予は日本政府の對支政策及び動向に關し、昨年と現在とを嚴密に分析比較し、その結論として、現在北支は大規模の密輸と、不必要の増兵により、頗る不安状態を呈すると雖も、而も種々の觀點より見るに、外交交渉はなほ運用の餘地なきに非ず。予は最後に熱烈に希望を開陳するが、日支の責任ある當局が、東洋平和の爲め、速かに正當の方法により、相共に兩國邦交に有利な調整を圖るべきで、同時にわが全國人士は、救亡圖存の爲め、聯合戦線を張るべきである。これは國家の爲め、東亞安定の爲め、百年の大計である。

更に右二中全會に於て、七月十三日蔣介石の爲した演説は注意を要する。右演説は、蕭佛成等の西南派二十數名の提案にかゝる「目前抗日救亡最低限度の方策」と銘打つた抗日案を、否決するに當り爲されたもので、滿洲國の承認を求められ、又は領土主權の侵害を受けたる場合は、最後の犠牲を拂ふ時機であるが、此の半年來の形勢は、未だ絶望の時機に達して居ないと爲して居る。蕭佛成等の提案及び蔣介石の演説内容は左の通りである。

目前抗日救亡最低限度の方策

- 一、日本との關係即時停止
- 二、一切の國辱的日支條約廢棄
- 三、華北日本増兵阻止の爲め武力發動
- 四、言論自由の恢復
- 五、中央は排日開戦への主動者となり全國を領導すべし

蔣介石の演説

同志諸君、本日大會討議の各提案は總て甚だ重要であるが、西南方面の蕭佛成同志等提出の「目前抗日救亡最低限度の方策」なる一案は特に重要であり、審査會は慎重なる考慮を経て、新たに決議するを要せずと爲し、現在既に議事を了したのである。凡そ支那人である限りは、救亡の必要であること或は棄悔の必要であることは知つてゐる。然しながら棄悔救亡は如何なる手段を採るべきかと云へば、一つの明白なる限度あり、それに依つて國策の標準を決定しなければならぬ。此の最低限度は、昨年全國代表大會で決定せる處の「和平未だ完全に絶望の時期に到らざれば決して和平を放棄せず。犠牲未だ最後の關頭に到らざれば輕々しく犠牲を云はず」である。中央が外國に對して抱懐する最低限度は即ち領土主權の完整を保持するにあり、何れの國家にしても、我等の領土主權を侵害するに於ては、我等は絶対に容認するを得ず、我等は我が領土主權を侵害すべき協定を絶対に訂立せず、且つ領土主權侵害の如何なる事實をも絶対に容認せず。再言すれば、若し我等を強迫して偽國の承認を求め、領土主權を侵害することあれば、我等はこれを容認する能はず、之等は最後の犠牲の時である。我等の最低限度とは領土主權の侵害に遇ひ、政治外交の手段を盡して能く之を排除し得ないときで、即ち我が國家民族の根本的存在を危くされた時で

ある。この半年來の外交形勢は周知の如く、未だ和平絶望の時期に到達してゐない。之を以前の形勢に比すれば一線の希望がある。即ち外交は未だ最後の關頭に到達してゐないのである。現在外交上の形勢は更に複雑を加へつゝある。昨年五全大會開催のときには伊エ戦争が勃發し、其の勝敗は豫前出来なかつたが、現在ではエチオピアの失敗と歸してゐる。我等は決して第二のエチオピアたることを願ふものでないが、我が民族の生存の爲め必要な場合は、エチオピアに倣ふことを惧れないであらう。支那全國同胞、同志は一律に中央の指揮に従ひ、支那は決して第二のエチオピアたらざることを期すべきである。兩廣の武装同志は外交、軍事の關係に暗く、更に中央の方針を理解してゐない。之が爲めに種々の間隙、誤解を生み、錯誤的行動を爲すに至るのである。

本日主席團は國防會議組織案を提出したが、其の主要意義は各地方の軍事當局が能く共同一致して、中央の討議に参加せんが爲めである。各項の討議辦法に對しては之を徹底的に明瞭にすべきである。一旦事變が発生した場合に團結一致、共同責任を以て外侮の制禦に當らねばならぬ。これ兩廣同志の提案が、手續不備で事實相違があり成立しなかつた所以である。

二中全會は七月十四日馮玉祥主席の下に閉會式を舉行し、同時に長文の宣言を發したが、宣言の結論に於て、左の通り述べて居る。

二中全會宣言の結論

茲に國家非常時に際し、吾人は對内的には、唯だ最大の容忍と苦心とを以て全國々民の團結を求めて居り、對外的には、決して何らの領土主權侵害の事實も認めない。同時に領土主權侵害の如何なる協定にも署名せぬのであつて、偶々領土主權が侵害された事實があり、政治的手段を用ひ盡すも無効にして、國家民族の生存危きに至れば、

直ちに最後の犠牲的決心に出づる外なく、決して聊も猶豫の餘地なきものである。これ五全大會決定の方針に基くもので、茲に更に詳述して、以て全黨同志全國同胞の共鳴を期待する次第である。

第十九章 日支交渉

一、支那側の敦陸令

支那各地に頻發する日本人に對する殺傷暴行事件は、日本人の對支感情を著しく惡化し、政府は強硬なる態度を示し、新聞は毎日の如く我が政府、殊に軍部に「重大なる決意」あり「自衛行動」を執るに決定した旨を、大見出しの下に報道し續けた。支那側は日本新聞の嚇し文句は常習的であるとして、最早それを眞に受けないやうにはなつたものゝ、成都事件以來の殺傷事件が、全然辯解の餘地なき兇暴行爲である爲めに、さすがに犯人を愛國者扱し「英雄化」するものもなく、支那新聞論調は、日本に對し冷靜を要望するに止まつた。支那政府當局としても、今回の事件に就ては、ひたすら遺憾の意を表し、事件の頻發を防止するに努め、廣東市政府、上海市長及び蔣介石は相次いで「敦陸令」を發した。

廣東市政府布告（九月二十一日）

惟ふに我が國人民は友邦に對し、親睦を教くし、之を排撃又は惡感情を挑發せしむるが如き、言論行爲があつてはならぬことは、既に明令のある通りである。最近四川成都に於て、人民の暴動に依り、外人襲撃事件の發生を見

たのは、洵に政府陸隣の趣旨に反す。廣東市人民は宜しく、政府陸隣の趣旨に副ふ様、右明令を遵守せよ。茲に布告す。

上海市長布告（九月二十五日）

目下中國建國の途は、對内的には、綱紀を恪守し、建設に努力すると共に、對外的には、國家の信用を保持し、邦交を敦睦にするにある。國人は須く友邦に對し睦誼を篤くし、排外乃至惡感挑發の言論行爲を爲すべからず。右は曩に中央よりの明令に依り、本市政府に於て佈告したる次第なるが、市民中には尙右趣旨充分徹底し居らざる者あるを慮り、茲に重ねて佈告す。各市民は切實に之を遵守すべく、違反者は假借無く嚴罰に處すべし。

更に蔣介石は九月二十九日全國各省、各市政府に對し、左の如き命令を發した。

國家統一の基礎漸く定らんとする秋、不逞の徒が時局を擾亂せんとして、各省、市に潛入したとの報あり、若し之等を防止せずして、事變を發生せしめば、大局に影響する處甚大なり。依つて各省市に於ては、所屬軍憲に命じて、嚴重防遏の方法を講ずると共に、民衆にも此の意を覺らしめて、秩序維持に協力せしめよ。

二、有田外相の聲明

成都事件の發生するや之が善後處置を攻究する爲め、外、陸、海各省當局間に頻繁に協議が行はれ、對策が練られたが、その結果得た結論は、要するに此の際從來の諸懸案を一舉に解決すべしと云ふにあつた。即ち、日支間の最重要懸案である、北支問題、防共問題、排日問題を始め、北支密輸入問題、飛行機連絡の問題等、從來支那側が容易に應諾しなかつた諸問題を此の機會に解決して、對支外交の

局面を一新せんと計てたのである。有田外相が九月二十八日、外國新聞記者團に爲した次の聲明は、大體其の間の消息を傳へて居る。聲明の最後の一節は、無くもがなと思はれるけれども、外務當局が相當の決意と自信を以て、日支交渉を開始したことを、之によつて窺ふことが出来る。

我邦の外交方針に就ては、本年四月二十五日諸君と會見の際詳しく話して置いたが、自分は外務大臣就任以來、東亞の安定を確保する爲め、先づ日支間の國交調査を企圖したのである。然るに不幸にして、此の企圖は何等具體的成果を齎らすに至らず、諸種の懸案は、兩國關係に、陰慘なる空氣をさへ漂はさせるに至つたのであるが、果然八月二十四日成都に於て、日本人二名は兇暴なる暴徒の爲めに虐殺せられ、他の二名は重傷を負ふの椿事が起つた。而して右事件の交渉が、南京に於て開始せらるるや、北海、汕頭、漢口、上海等に於て相次で日本軍人、官吏及び在留日本人に對する、幾多不詳事件の續發を見るに至つたのである。從來支那當局は、排日抗日取締に就き、一再ならず聲明又は誓約したのであるが、顧みれば僅か十ヶ月間に、支那に在住する我が國民にして、兇暴なる手段に依りて危害を蒙るもの實に頗々、其の主要なるもののみにも、既に十餘件を數へ、在支多數同胞は生命財産の非常なる脅威を受け、深酷なる不安を感じて居るのである。

之等不詳事件は、多年國民政府及び國民黨として、その責任を免れざる排日教育、排日煽動、排日的政策等の當然の歸結と云ふべきものである。尤も其の中のあるものは支那側の云ふ如く、或は共產黨分子の日支離間策として行はれたのかも知れぬとしても、何の途之等諸事件の解決に當つては、支那に於ける普通の殺害事件の如く、單に事件自體の解決を計るを以て満足は出来ない。更に進んで、之等不詳事件の再發を防止する爲め、其の根本に遡つて對策を考へねばならぬ。即ち將來の保障として、支那側をして消極的には、排日抗日の取締を勵行せしむるは勿

論、(教唆令と云ふ様なものの效力無きことは、現在の事態が之を證明して居る)積極的には、兩國國交の調整を計り、排日抗日の根源を除去し、場合によつては、共產黨に對する措置をも考へねばならぬのである。上述の主旨により、帝國政府は、之等諸事件の個々の問題に就き解決を計ると同時に、國交調整問題に就き、今や折角南京政府と交渉中であるが、交渉は遅々として進展を示さず、其の内に他方に於ては、新たな不詳事件が発生すると云ふ状態である。

我が方としては、出來得る限り外交交渉に依りて、平穩に解決し、眞に東亞の安定を確保するに至らむことを希望するものなるも、既に國內及び在支本邦人間には、交渉無用論が盛に擡頭しつつあるは御承知の通りである。然し乍ら交渉は假令打切るに至るとも、在支多數同胞の生命財産を、此の上不安の状態に曝し置くことの出来ないのは勿論であるから、此の場合の措置に就ては別に考究せねばなるまいと思ふ。

今次交渉の結果は、日支關係が非常に善くなるか、或は又非常に悪くなるかの二途を出ない。從來の様な曖昧な事態に置かることを許されないのである。従つて支那側としては、此の際日本と握手するか否かを選むべき、重大なる岐路に立ち居るものである。自分としては、支那が萬難を排して、我が方と握手するに至らんことを希望して已まない次第である。

三、日本政府の方針

日本政府は成都事件の勃發するや、取敢へず現地調査を命じ、事件の真相を確めると同時に、他方關係各省間に協議を重ね、對策を決定したが、引續き北海事件の發生せる爲め、政府の態度が更に硬化した。

九月十日外務省が、川越大使に宛て訓電した帝國政府の對支交渉方針は、左の通りであると傳へられた。

一、今回の暴虐行爲は、支那國民政府多年の排日教育、排日煽動、排日政策の結果であつて、國民政府として、責任を免かるゝことは出来ない。故に帝國政府は、單に今回の事件だけの解決を以て満足することは出来ない。事件の根本に遡つて解決を圖り、兩國々交の調整を行ひ、共產黨に對する共同措置を講じ、進んで懸案の解決を要望する。即ち（一）北支に於ける特殊地帯の設置（二）共產黨に對する共同防衛（三）密輸入問題解決案として高率關稅の引下げ（四）支那政府の日本人顧問採用（五）日支間飛行機連絡を圖るため交通に關する協定の締結等を要求する

二、成都及び北海事件に關しては左記を要求する。（一）成都總領事館再開の承認（二）國民政府の陳謝及び責任者の處罰（三）犯人の逮捕處罰（四）損害賠償（五）今後の保證

四、川越・張會見（第一次乃至第三次）

須磨南京總領事は九月八日張群外交部長を訪問し、成都事件の解決の爲め豫備的交渉を行つたが、川越大使による正式交渉は、一つには蔣介石の不在の爲め、二つには川越大使の慎重態度の爲め、延引せられてゐたが、前項の訓電に接した大使は愈々腰を上げ、九月十三日南京着、九月十五日張外交

部長との第一次正式會見を行つた。

第一次會見に於ては、川越大使より事件の發生を遺憾とし、問題の根本的解決を必要とする旨を述べ、全般に亘る前記日本政府の要求を提出したものと思はれる。

川越・張第二次會見は、九月十六日に行はれたが、此の時は、北海事件の調査を不能ならしめて居る十九路軍を撤退せしめ、現地調査を可能ならしむるやう要求したことが、主要用件であつた如くである。

第三次會見は九月二十三日に行はれた。此の會見に於て支那側は、我が方の要求に對する回答を與へたが、それによれば支那側は、日本の要求する根本問題はこれを避け、先づ當面の問題たる成都及び北海問題を解決せんとする意向で、早くも交渉の前途多難を思はしめた。

要するに支那側の態度は、根本問題を此の際論議することは、一層支那の國民を刺戟し、事件の頻發を促すものであるから、之が解決は當面の問題より引離し、他日を期することとし、差當つては、當面の問題のみを解決することに致度しといふのであつて、日本の要求と非常な喰違ひがある。然し乍ら、成都及び北海の問題に就ては、支那側は始めよりその責任を認め、之が解決に對する定型的條件、即ち陳謝、處罰、賠償等に就ては、全く異存なく、成都總領事館の再開に就ても、強く争はんと

する模様はなかつた。

川越大使は豫ねて本件交渉には、直接蔣介石にぶつかると非ざれば、容易に支那側の眞意を確める能はずと考へ、第二回會見の際、張外交部長に對し、蔣介石に面會の希望を申入れたのであつたが、之に對し、第三回會見に於て張外交部長の與へた回答は甚だ不満足であつて、極めて曖昧に、蔣氏は九月中には南京に歸るならんといふことであつた。尤も川越大使の、張外交部長を差置いて蔣介石と直接會見せんとする申出は、張部長に對し快感を與へなかつたことは、何人にも想像が出来る。

五、蔣介石の南京歸還迄

行政院長蔣介石は八月十一日廣東に赴いて以來、西南問題の處理に當りつゝあつたが、迂餘曲折を重ねた廣西派との折衝も、九月六日に至り妥結に達したので、速かに南京に歸還して、日支交渉を指揮すべきであるに拘らず、何時迄も廣東に留まつて、殊更に日支交渉の衝に當ることを避けんとするが如き態度を示した。

日本側に於ては朝野共に、右蔣介石の責任回避の態度に業を煮やし、外交々涉無用論が叫ばれるに至つた。

第三次川越・張群會見に於て、我が方の根本要求が拒絶せらるゝや、現地各關係官憲は不満の情に

充たされたが、恰も同日（九月二十三日午後八時）上海に於て、我が水兵の射殺事件が起り、現地在留官民の憤慨は極度に達した。九月二十五日上海に於て、我が大使館員、陸海軍武官等は、會議を開き、時局問題を協議したが、その結果「此の上外交々涉を繼續するの必要なし」との意見に一決し、之を南京の川越大使に傳達すると共に、川越大使の即時南京引上げを求むる旨、東京に電請したと傳へられた。

相踵ぐ不祥事件の突發により、日本の輿論は益々硬化する一方なるに、南京に於ける外交々涉は、張群を相手に同じ問答を繰返しても、局面打開の見込が立たないので、有田外相も、此の上は蔣介石と直接交渉を爲さしむるにしかすと考へ、川越大使と、外交部長との折衝を暫く見合はさしめ、蔣介石の歸京を促すことに決定した。よつて一方、その旨を川越大使に電訓すると同時に、九月二十五日外務省に駐日支那大使許世英の來訪を求め「南京に於ける交渉の重大性に鑑み、蔣介石氏が旅程を早めて歸寧せられんことを希望する」旨を婉曲に申出でた。

他方南京政府當局に於ても、蔣介石の歸還を要望し、協議の結果、九月二十四日吳鼎昌、王世杰兩部長が飛行機で廣東に急行し、蔣に對し、張・川越交渉の經過及び上海事件後の急迫せる事態を報告し、蔣の急速歸京を懇請した。

右に對し、蔣介石が如何なる回答をなしたかは不明なれども、日本の新聞は誠しやかに、蔣介石が(一)川越大使の張外交部長に提出した國交調整に關する要求は全面的に拒絶す、(二)有田外相は英國大使に對し、日本が急激に軍事行動に訴へる意志なき旨を言明してゐるから、日本側の「重大決意」は嚇し文句に過ぎない、放置しておけば時の経過と共に平生に復するであらう、(三)隨つて蔣介石自身の出場は不必要で、川越大使との折衝は從來通り張群氏をして行はしめ、孔祥熙氏がこれを援助すれば充分であると、答へたと傳へた。右の報道は益々日本の人心を刺戟し、外交關係斷絶、國民政府の承認取消し、重大決意の遂行等の強硬論がいきり立つやうになつた。

かゝる間に蔣介石は九月二十八日に至り愈々廣東を出發し、飛行機で廬山に向つた。その後暫く廬山に滞在し、政府要人を謁見して報告を受け、靜に想を練り、十月五日飛行機で南京に歸還した。八月十一日廣東に赴いて以來約二ヶ月振りである。

蔣介石の留守中南京政府に於ては、屢々會議を開いて對日方策を凝議したが、強硬論を主張するもの多く、日本の要求を拒絶し、場合に依つては一戦を交へるを辭せずと爲すものが尠なくなつた。

又南京政府は萬一の場合を考慮して、巨額の現銀を海外に積出しつゝありと傳へられた。これは必ずしも對日戰爭の危險に備へる爲めではなく、金融政策に基くものと思はるゝが、九月六日より同二

十九日迄に中國、中央、交通三銀行の現銀積出額は約五千三百萬上海弗に上つた。

更に國民政府は對日交戦に備へる爲め、北支方面の軍備を充實し、十月五日迄に中央軍の北上せるもの二十三師に達したと報ぜられた。

六、川越・蔣會談

蔣介石が愈々南京に歸還し、蔣・川越の直接會談が行はれる段取りとなつたので、之に對し日支双方に於て、夫々内部の準備が整へられた。

支那側に於ては十月六日、蔣介石臨席の下に行政院會議が開かれた。此の席上に於ても強硬論が續出して一波瀾を見せたが、「尙ほ和平の一線に忍び他日を期すべし」との蔣の一言に依つて鎮壓せられ、北支及び防共問題を除いては、大體日本の要求を容認することに決定したと傳へられた。

他方東京に於ても各關係事務當局間に、更めて對策の審議が行はれ、對支交渉の基礎案を作成し、廣田首相は之に基き十月一、二の兩日に亘り、關係各大臣と凝議して最後案を決定したが、此の際我が政府と出先官憲との間に、よく意思の疏通を計り、出先をして帝國政府の方針を充分了得せしめ、内外一致の態度を以て交渉に臨む必要ありとし、有田外相は十二月二日突如桑島東亞局長に即日出發南京急行を命じ、同局長より川越大使に篤と帝國政府の眞意を傳へしめ、交渉に當つて之を支那側に徹

底せしむることにした。

命を受けた桑島局長は、十月六日早朝南京に到着し、使命を果して同十二日神戸に歸着した。

世界の視聽を集めた蔣・川越の直接會見は、十月八日午前十時より中山門外陵園の孔祥熙別邸で開始された。日本側は清水通譯官、支那側は邵毓麟外交部情報司日本科長が通譯として同席した。

會談は約二時間に亘つて行はれたが、其の内容につき、日支双方より左の通り發表せられた。

日本側の發表

川越大使は八日午前十時より二時間に亘り蔣介石氏と會見したが、蔣介石氏は川越大使に、成都事件、その他つぎつぎに發生せる事件につき、深甚なる遺憾の意を表し、將來この種事件の發生を見ざるを期する旨述べたのち、日支兩國は今後互讓平等の精神を以て、外交の常道により、國交改善に努力することを念願する旨をのべ、之に對し川越大使は成都事件並に其の後續出せる不祥事件は、單なる傷害事件に非ずして、日支兩國國交に重大なる影響を及ぼすべき性質のものなるに鑑み、此の際國民政府は、之が解決につき誠意を披瀝し、進んで兩國は東亞大局の爲め、共同の目標に向つて相協力し、兩國國交を調整し、東亞の平和を確立せんことを要望し、蔣介石氏之を了承せり。

支那側の發表

八日午前十時蔣院長は官邸において、川越大使と會見、高亞洲司長、大使館清水通譯が通譯にあたり、川越大使が先づ日支兩國の東亞大局における關係を述べ、併せて日支兩國關係の密接にして共存共榮の關係にあり、東亞現状の安定は直に中日兩國の眞の福利を増進するものである。然るに過去數年來不幸の事態により、兩國間の誤解は日に深

きを以て、双方最大の努力を盡して、消極的には友誼増進の障礙を去り、積極的には兩國共同の利益の増進に努むべきであると力説した。これに對し蔣院長も亦、中日國交の整調について、その意見を説明した。その大意は、東亞の大局に着眼し、兩國國交を根本的に調整するは、今日實に必要なことである。我が方の要求する處は、領土の侵害を受けず、主權と行政の完璧を尊重することである。故に中日兩國間一切の問題は、絶對平等及び領土主權と行政完璧の原則を尊重し、外交交渉によつて、和平友好の空氣の中に、慎重に協商すれば、國交の調整は必ず圓滿の結果を得ることが出来る。最近各地に發生した不祥事件につき、蔣院長は、中國政府警察權の及ぶところと然らざるところとあるが、然し中國領土内にこれら不祥事件の發生したことは、誠に遺憾である。既にこれに對しては、成都と北海事件は調査をなし、中國政府は國際慣例によつて、速かに解決する準備を完了してゐる。その他の外交問題について、蔣院長は川越大使に對し、明確に意思表示をなすところなかつた。而して今後は張外交部長と川越大使によつて交渉を續けられたい。張部長の意見は全く政府の意見であることを確言し、十二時川越大使は辭去した。

右の外支那側は、更に巷間の臆説を是正する爲め、外交部スポークスマン談の形式で、ロイテル通信を通じ、左の通り發表した。

川越・蔣介石兩氏の會見席上、川越大使は蔣氏に對し、具體的要求を提出せりとの東京よりの報道は全く事實に反する。川越大使は單に張群部長に既に通達した處を重ねて蔣氏に申述べたに過ぎず、要求提出の事實は全くない。又會見の結果今後の交渉に際し、其の核心をなす大綱については直接川越・蔣介石兩氏の間で討議を進め、具體的細目に關してのみ、張群氏との間に折衝を行ふことに、蔣氏が賛同した事實もない。川越大使との間に行はれた交

渉に對する唯一の取極は、外交部長が一切の交渉に當ること、竝に交渉は平等と正義の基礎の上に進め、支那主權の領土的行政的保全を充分尊重することの二點である。

右の發表に見るも明かなる通り、我が方に於て期待せられたる蔣・川越會見は、我が方に於ては何等得るところなく、交渉は川越・張會見の際以上に一步も出なかつた。之に反し支那側は、今後の日支交渉は絶対平等の基礎の上に進め、領土、主權及び行政保全の原則を尊重すべきことを強調し、我が方は之を承認したる形となつた。

又、日本側は今後も、蔣介石との間に、直接交渉を行ひ度き意向であつたが、蔣は明かに之を拒絶し、今後外交は、外交部長たる張群をして之に當らしむべきことを確言したのである。

要するに、此の會見は、日本側が蔣介石に依つて扱はれた形で、要求する者とせられる者と、爾來主客を顛倒し、日本側は不利の立場に置かるゝに至つた。

七、日支交渉の破局

蔣・川越會商は唯の一回にして後は續かなかつた。「外交交渉は外交當局をして行はしむ」と云ふ、蔣介石の一言に我が方は二の句が繼げず、其の後は専ら川越・張間及びそれ以下の當局者間に交渉が進められた。

川越・張會商は其の後更に左の通り、第八回迄行はれた。

第四次會商	十月十九日
第五次會商	十月二十一日
第六次會商	十月二十六日
第七次會商	十一月十日
第八次會商	十二月三日

右の外須磨總領事と張外交部長、或は高亞洲司長との間に、二十數回の會見が行はれ、又東京に於て許大使と有田外相との間にも數回の會見が行はれた。

然るに十一月始め、綏遠東部の蒙古軍と支那軍との間に衝突が起るに及び、支那側は右綏東問題に日本の軍民が参加策動せりとなし、十一月十日の川越・張第七次會商以後會見を濫り、問題の解決を遷延するが如き態度を示し、交渉中止論を唱へるものさへ生ずるに至つた。

茲に於て川越大使は、十二月三日青島に我が陸戦隊が上陸したる件に關し、張外交部長より會見を求め來たりたるにより、同部長と第八次會見を行ひ、其の際從來の會談の結末を付けんことを要求し、會談の経過を文書に認めて先方に交付した。然るに先方は、此の問題に就き交渉を進めることを拒絶し、川越大使の殘したる文書を返却して來た。かくて本件交渉は全然デッド・ロックに陥つたので、

川越大使は、十二月三日左記の如く、從來交渉の經過を發表した。

在支大使館發表（十二月三日）

一、成都事件及び國交調整に關する折衝は、九月八日須磨總領事と張群外交部長との間に豫備的會談開始以來、川越大使と張群部長との間に、正式會談七回、須磨總領事と張群部長或は高宗武亞洲司長との間に、二十數回に亘つて行はれ、我が方の申入は妥當かつ國交調整上必須の事項たるを委曲を盡して説明する處あり、尙ほこの間北海、漢口、上海等に於て、帝國海軍軍人、領事館警察署員及び商民に對する殺傷事件續發し、被害者數名に及び、自然國內の輿論甚だしく硬化したるも、帝國政府においては國交調整の高所より、隱忍を重ねて國論の指導に努め、専ら國民政府において速かに誠意を披瀝し、自發的解決をなすことを期待し、屢次の會談により、國交調整に關する重要事項については、大體意見の接近を見たるも、最近に至り國民政府外交當局は、俄に本折衝とは全然關係なきことを援用し來り、會談の結末を遷延する如き態度を示し、殆んど何等進展を見るに至らざるに至れり。

一、然るに本折衝開始以來三ヶ月に垂んとするに拘らず、斯の如き模糊の状態において荏苒日を空しうすることは、國交の調整に何等資するところなきのみならず、却つて兩國民の疑惑を深め、輿論の趨向を誤らしめる虞れあり、又ためにするものをして乘ぜしめる恐れなしとせず、本折衝の期待する目的に反する結果を招くものと認めるをもつて、川越大使は十二月三日、張群外交部長と會見し、從來行はれたる會談の経緯を辿り、既に双方意見の合致を見たる諸事項につき、逐一検討を重ねて、會談の結末を明かにしたる上、結末せる諸事項に關しては事務的手續を行ふこととせり。

一、右諸事項即ち、成都事件、排日問題その他國交調整に關する諸問題等の大部分は、國民政府において將來逐次これが實行をなすべき性質のものなるに鑑み、帝國政府は國民政府が誠意をもつて、その實行に當るべきを期待し、これにより日支國交調整に一步を進むべきことを確信するものなり。

一、本交渉開始以來、北海、上海、漢口等において續發せる邦人被害事件については、昨二日夜話合ひを開始せるが、本日改めて急速解決方につき、外交部に對し、更に嚴重なる注意を喚起したる次第なり。

右に對し支那側も亦交渉の經過を發表し、川越・張會商に於て合意の成立せるものは、何れも條件付であつて、日本側の主張するが如く、直ちに實行に移すこと能ざるものであることを明かにした。支那側が「文書突返し事件」に付發表する處は左の通りである。

南京外交部發表（十二月四日）

昨夜は青島事件に付注意を喚起する爲め、川越大使の足勢を煩はしたもので、張群は川越大使に對し、青島某事件は不法行爲につき、日本側において反省善處されべき旨を要求した。川越大使は之に對し、本國政府に傳達請訓して回答する旨答へた上、更に川越大使は日支國交調整の交渉繼續を我が方に要求したが、張群部長は緩遠事態の現状よりするも、その時期にあらずと答へた。併し川越大使は持參の覺書を朗讀し、我が方の同意を求めた。これに對して張群部長は、右覺書は内容の事實に符合せざる點あり、收受すべき性質のものでないので、これを拒否したところ、川越大使は強ひて同文書を置いて引上げた。これがため外交部は、同夜十一時過ぎ、人を派し、同文書を送返へした。かゝる有様であるから、日支交渉は殘念ながらまだ結末に達したとは云へない。

尙ほ川越・張會談に依り、日支間に既に原則的合意成立を見たを傳へられた所謂五項目に關し、十

二月七日中央通信は最も信すべき消息として、國民政府の態度を左の如く報道した。これは各案件に對する支那側の非公式態度發表で、日本側の所謂「合意成立」に對し、支那側が各懸案に涉り、前提乃至交換條件として主張する諸點を表明したものである。

南京中央通信の要旨（十二月七日）

一、航空聯絡問題

平等互讓の精神の下に於ては既に同意してゐるが、昨冬以來北支各地に於ける支那の領空主權に甚大な影響を與へてゐる如き事態の終熄せざる限り、交渉の進行は極めて困難なりと認める。この態度は現在も變らない。

二、中國輸入税の改訂

之は内政上の問題で、政府の定むる關稅は、もとより、國家財政及び商工業狀態を參酌して、隨時適宜の調整をなすべきもので、國民政府が關稅の調整を研究する上には、當然密輸の停止、殊に海關の密輸取締の自由がまづ考慮されるべきである。

三、朝鮮人の非法行動取締り

國民政府は何國人たるを問はず、領土内にあつて非法行動を爲すを認めないが、同時に朝鮮人、臺灣人その他日本國籍の人民にして、日本勢力の庇護の下に、非法行爲を爲す者は、日本當局が自ら取締るべきである。

四、日本人顧問招聘

國民政府の外人顧問招聘は、政府の必要と招聘されたる者の技能に依つて決定されるもので、國籍の如何を問は

ない。日支國交が好轉すれば、支那が自發的に日本の技術者を顧問として招聘して一向差支へないが、併しこれは外國政府より要求されるべき筋合のものではない。

五、排日取締り

國民政府は一再ならず、邦交敦睦を以て人民を諭し、地方官吏も亦眞面目に實行してゐる。今後人民に越軌の行爲ある時は、國民政府が之を取締るのは勿論であるが、人民の感情の發生には必ず原因がある。日本が現在の對支政策を改め、眞に支那と提携するならば、一切の排日行爲、感情は自ら消滅し、眞摯な友誼は常に兩國民間に存せん。

八、日支兩國政府の公表

我が外務省は十二月十日交渉の經過を發表し、國交調整問題即ち防共問題及び北支の問題に關しては、未だ全般的には話合が成立するに至らなかつたが、之等に就ても、例へば北支に於ける日支經濟提携の問題の如きは、原則的には話合が纏つた。其の他の懸案に就ては、排日取締、顧問の傭聘、不逞鮮人の取締、關稅の引下げ等に關し、既に意見の一致を見たのみならず、成都事件自體の解決に關しても、支那側は大體我が要求を容れ、成都總領事館も近く再會を見る可き形勢となつた。然るに偶々綏東問題を口實とし、支那側は交渉の遷延を計り、既に合意を得たもの迄否認せんとするが如き態度を示すに至つたと云ひ、最後に、今後もし在留邦人の生命財産が脅かされ、帝國の權益が侵害せらるゝが如き場合は、臨機の處置を講ずる方針であると結んだ。

之に對し南京政府も亦、十二月十一日聲明書を發表し、日本外務省は各種の問題に就て、双方の意見が完全に一致したと言つて居るが、真相は十二月七日に中央通信の發表した通りで、何れも條件付である。其の他の問題も交渉中であつて、未だ結末を見るに至つて居ないと述べ、最後に日本人の生命財産は保護するが、支那領土内で行はれる一切の非合法的行動は、斷じて之を許容することが出来ない」と反撃した。

我が外務當局談（十二月十日）

成都其の他今次排日不祥事件に關する、日支交渉の経緯に就ては、十二月三日在支大使館に於て聲明したが、茲に今次交渉に當り、帝國政府の執り來つた方針並に右交渉に對する政府の見解等を明白にしたのである。

一、八月廿四日成都に發生した邦人記者虐殺事件は、多年南京政府において執り來つた排日教育及び排日の政策の當然の歸結といふも過言でなく、右は本事件發生の経緯並に事件の内容を知悉する者の盡く首肯する處である。従つてその源を清むるにあらざれば、只一片の陸隣令を以て、能く同種事件の再發を防止し得ざることは、成都事件と踵を接して、九月三日北海事件、同十七日漢口事件、更に廿三日上海事件等が連續發生した事實に徴するも明かである。仍つて帝國政府に於ては、これ等排日不祥事件に關する交渉に當つては、通常の支那における殺人傷害事件として取扱ひ、單に事件自體の解決を計ることのみを以て満足せず、更に進んで、南京政府をして、これ等不祥事件の再發を防止せしむる爲めの將來の保障として、此の際根本的方策を講ぜしむることが肝要であると思ふ、之が爲先づ事件發生の根本原因たる、排日策動の取締に關して、南京政府が誠意實行に當ることを

要求する一方、防共問題及び北支問題等兩國國交の調整に直接關係ある問題の外、航空連絡、顧問の備聘、不逞鮮人の取締、關稅の引下等日支間多年の懸案事項をも解決し、仍つて以て消極的なる排日取締より、一步を進めて、排日策動の原因たる南京政府の對日態度を是正すると共に、日支國交改善に關する同政府の誠意を、具體的問題につき、表示することを懇願し來つた次第である。

二、右の如き政府の方針に基き、九月八日須磨總領事と張外交部長との間に豫備的會談が開始せられて以來、川越大使と張外交部長との間に七回、須磨總領事と張外交部長或は高亞洲司長との間に廿數回の折衝が重ねられた結果、概略左記が、我が方の提案に對する南京側の意向であることが判明し、交渉の將來に對して大體の見透しをつけ得るに至つたのである。即ち排日取締問題に關しては、國民政府に於て自發的に一切の排日を根絶し、且つ黨部その他如何なる團體たるを問はず、其の一切の排日的策動につき、國民政府に於て責任を負ふと共に、排日取締命令の徹底、排日教科書の改訂、排日言論の取締等につき、進んで必要の措置を執るべき旨を言明し、又國交調整問題中防共問題に關しては、全般的には遂に話合が成立するに至らなかつたが、或る部分に關しては、意見の一致を見た點があり、又北支の問題に關しても、日支協力して取敢へず經濟の開發を計るべき原則につき、話合が纏つた。其の他の懸案事項に關しては、日支間航空聯絡問題につき多少の問題があつたのを除けば、顧問の備聘、不逞鮮人の取締、關稅の引下等に就て、既に意見の一致を見たのみならず、事件自體の解決に關しても、南京政府は大體我が方の要望を容れ、成都總領事館も亦近く再開を見るべき形勢となつた。然るに其の後南京政府に於ては、時偶々緩東問題の起つたのを口實とし、同問題の解決せざる限り、南京交渉を成立せしむること困難である旨を申出で、既往の話合をも否認せんとするが如き態度を示し、川越大使の屢次の申入に對しても、張

部長は殊更に會見を忌避せんとするが如き有様であつたから、同大使に於ては、南京交渉と關係のない事件の爲めに、この上交渉を遷延せしむることは事態を紛糾せしむるに過ぎずと思考し、十二月三日張部長に面會の際、同日までに双方意見の一致を見たる點を覺書に認め、之を手交すると共に、南京側が右話合の結果を速かに實行に移さんことを要求した。

三、交渉の現状は概略右の通りであるから、帝國政府としては、右申入に對する南京政府側の出方を嚴重見守ると共に、今後同政府の措置、特に排日取締に、見るべきものなく、萬一在支居留民の生命財産の安全を脅し、或は帝國の在支權益を侵害するが如き事態が発生する場合には、支那現下の情勢に鑑み、臨機必要なる措置を執る方針である。

南京政府の公表（十二月十一日）

一、外交部の日支交渉に對する態度は、十二月七日發表せる聲明で盡きて居り、再び聲明する必要なく、且つ交渉はまだ中絶せざるに、再三聲明を發表するも無意義である。

二、日本外務省の聲明中に、顧問聘用、不逞鮮人の取締、關稅引下の三點は、雙方において完全に意見の一致を見たところがあるが、これに對する國民政府の意向は、去る七日、中央通信社が發表した消息が真相を傳へて居り、これを参照すれば明瞭である。

三、日本外務省聲明中に、一切の排日運動の根絶並に排日教科書の改訂を承諾したとあるが、支那側は過去の談話において、再三淡泊に、我が政府が力を盡して國交和睦を以て人民を戒めて居り、これ我が政府の一貫せる方針なる旨聲明してゐる。たゞ人民の感情は、環境に支配されるものであるから、人民の感情を回復するには先づ惡感情を

惹起する原因を除去せねばならぬ。しからざれば、政府が單に取締りを嚴にしても所期の效果は擧げ得ない。排日教科書取締りについては、支那側にはいはゆる排日教科書等なく、且つ教育部には教科書審査委員會が設けられてゐるから、いやしくも不正確な侮辱記事、または國際的惡感情を挑發する如き言論は、決して審査規定に合格しない。但し教科書中歴史的事實を含むものは極めて正當で、これに干渉することは出来ぬ。

四、日本外務省の聲明では、川越大使の覺書は、支那側が既に同意を與へた各問題を記載し、支那側に速かなる實行を要求するところがあるやうだが、日本大使館は『右覺書は日本が全面的に準備せる備忘録なり』と稱して居り、我が方はこれを以て過去の交渉經過と事實の相違の點甚だ多しとなし、既に該文書は参照の根據となす能はずとの正式聲明をなした。

五、日本外務省は支那各地に發生せる事態につき、支那側は日本の要求を大體承認したといつてゐるが、外交部は成都事件發生後、國際慣例に従ひ、速かに解決すべきを主張し、目下解決交渉開始中である。

六、日本外務省は支那側が緩遠問題の發生で、中央の話し合ひ否認の態度に出たやうにいつてゐるが、國民政府は決して否認してゐるのではない。たゞ交渉進行中、我が方の危惧してゐた新事態が突然發生したので、商議の進行

に困難を感じてゐるもので、交渉中の各問題はいまだ結末を見るに至らないのである。

七、日本外務省は、萬一在支日本人の生命財産の安全感が脅威を受け、或ひは在支權益が侵害される場合は、臨機

必要の措置を採るといつてゐるが、支那側では日本の合法的權益に絶對損害を與へることなく、日本人の生命財産も國際慣例により、適當の保護を加へる。但し國民政府は何れの外國が如何なる口實を以て來るとも、支那領土内で行はれる一切の非法行動は、斷じてこれを許容すること能はず、必ず適當の方法を以て之を排除するで

あらう。

九、成都、北海兩事件の解決

前記の如く綏東問題に絡んで、日支交渉は一時決裂の状態となつたが、兩國政府は決して決裂を衷心希望するものでないことは勿論で、殊に川越大使が最後に覺書を提出したのは、従來の交渉に於て話の纏りたるものは、片端からこれを實行に移すといふ趣旨であつたのであるから、我が方は其の後も右の方針で進み、須磨・高宗武間に會談が続けられ、不取敢既に意見の一致した成都及び北海兩事件は、之を切離して解決を結了することとなり、十二月三十日右兩事件に關する公文の交換を了し、正式解決の旨を日支双方に於て夫々發表した。

漢口事件及び上海事件に就ては、尙ほ交渉が繼續せられて居るが、有田外相の狙つた國交調整の問題は、交渉中止の状態である。

前記成都及び北海事件の解決が、年末押詰つて突然發表せられたのは、帝國議會の開會を前にして、外交不振の聲が國內に高まり、議會の形勢樂觀を許さざるものありたるにより、幾分なりとも外交攻撃の鋭鋒を避ける爲め、速急に之を發表せるものと見られた。

解決條件内容は左の通りである。

成都事件

- 一、陳謝 國民政府は日本に對し惻誠なる態度を以て深く陳謝の意を表す。
- 二、責任者の處罰 成都警備司令蔣尙樸及び公安局長范崇實は防衛上の責任を負ひ免職す。
- 三、犯人の處罰 首犯二名は死刑、共犯はそれ〴〵處罰す。
- 四、賠償 渡邊、深川兩氏の遺族に對しそれ〴〵弔慰金三萬元強を贈る。田中、瀬戸兩氏に對しては療養費並に損害賠償としてそれ〴〵一萬元強を贈る。賠償の總額は九萬八千八百八十七元一角とす。

北海事件

- 一、陳謝 國民政府は深く陳謝の意を表す。
- 二、責任者の處罰 丘國珍は放逐す。北海公安局長は既に免職せるをもつて處分の餘地なし。
- 三、犯人の處罰 犯人は既に輕重に應じ處罰せり。
- 四、弔慰金 中野氏の遺族に對し三萬元を贈る。

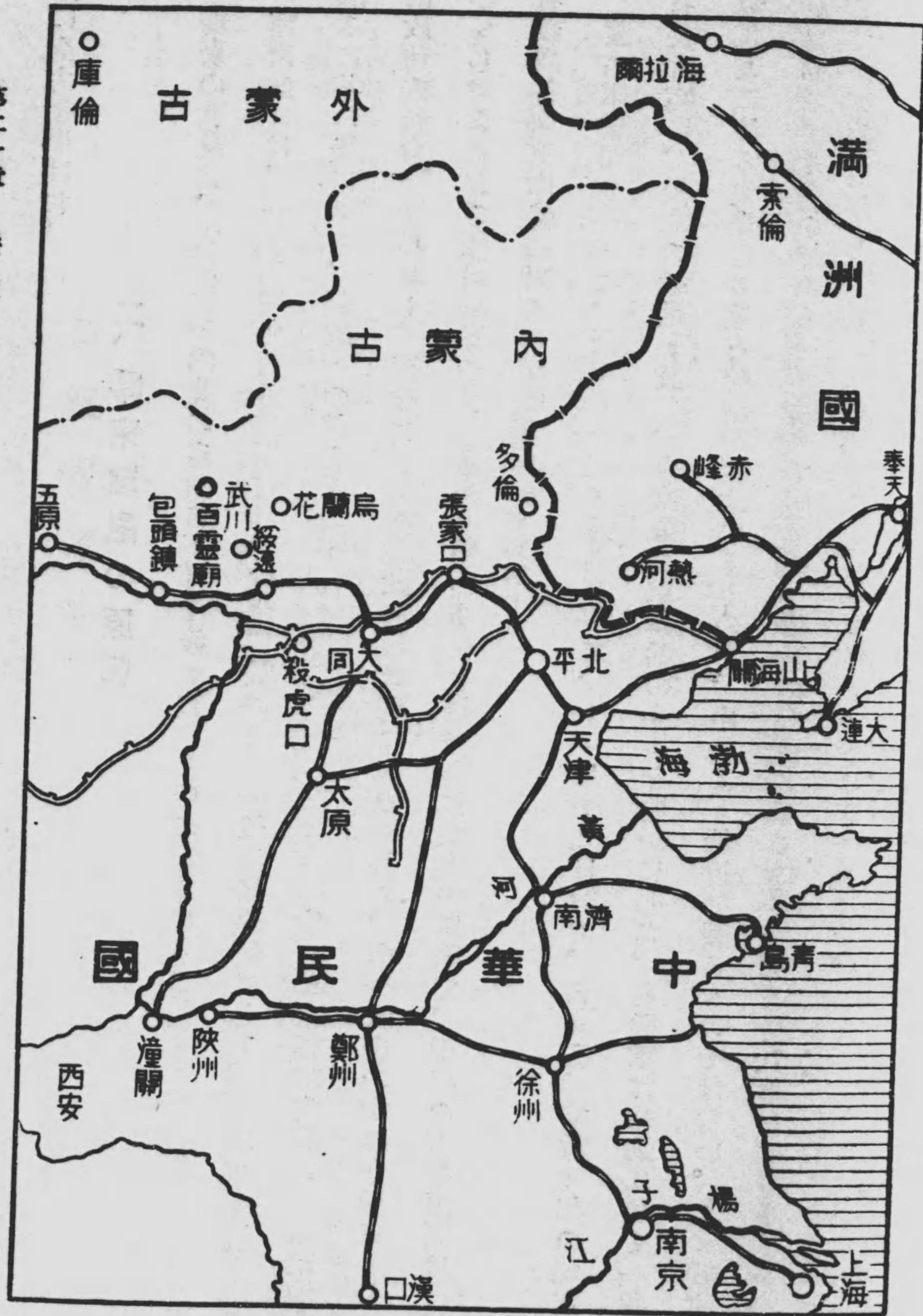
尙ほ、成都總領事館開設問題も、近く諒解成立の様様である。

第二十章 綏東問題

一、蒙支兩軍の衝突

綏遠東部の内蒙古軍と支那軍は、一九三六年十一月三日以來小衝突を續けて居たが、十一月十五日綏遠よりの電報に依れば、同日午前十時蒙古軍は、歩騎二千、飛行機八臺、山野砲十數門を以つて陶林に進撃し來り、空軍援護の下に支那軍に對し、六回の攻撃を行つたが、勝敗つかず、同地方は十五日頃から大雪で、白皚々たる原野で、兩軍は惡戦苦闘して居る。蒙古軍の主力は、商都から百靈廟一帯に、數萬の軍隊と軍需品及び食糧品を準備して居るが、綏東一帯は物資少なく、燃料も無い所であるから、支那側は糧食燃料の内蒙に出ることを禁止し、歸化城から武川方面にかけて、堅固なる防壁を構築し、百靈廟方面から南下せんとする蒙古軍に備へて居ると云ふことであつた。

蒙古軍は内蒙の實權者錫林郭勒盟の徳王を總司令とし、其の下に二軍九師約一萬八千の兵を擁し、之に對し支那側は綏遠、山西兩軍を合し、五師約四萬三千に達し、その陣地は、張家口より西方平綏鐵道に平行して、同鐵道の北方に展開し、更に西方五原に及び、延々たる長陣で、綏遠交通幹線の保



(圖題問東綏) 方地那支北

持に全力を擧げた。

二、綏東戦亂の原因

綏東の戦亂は、支那側が内蒙の自治に不當干渉を行つたのに起因する。

南京政府は、一九三四年四月二十三日、内蒙に於ける單一政治組織體として、蒙政會を承認した。然るに其の後に至り、蒙政會の勢力を殺がんとして、一九三六年一月「綏遠省境内蒙古各盟旗地方自治政務委員會」を組織し、同會は之を南京政府行政院に直屬せしめ、中央政府の指導を受けしむることとし、蒙政會の抹殺を圖つた。之が今回の事件を誘發した根本の原因で、衝突の直接原因は、綏遠省政府首席傳作義に對する反感である。

蒙古軍總司令德王は、副司令卓王と連名を以て、十一月十九日附で、蒋介石、宋哲元其他支那各省長官宛に、長文の通電を發し、今次蒙古軍舉兵の主旨を明かにした。右通電は結論に於て「我等は蒙古人に依る完全なる蒙古統治を要求するもので、中央より離脱を圖るものではない。たゞ綏遠掃討を目的とするものである」と述べて居るが、舉兵の理由として掲ぐる所は左の通りである。

- 一、綏遠省政府は、約に背き、蒙古民衆からの徵稅收入を、蒙政會に交付せず。
- 二、蒙旗内部の不平分子を使囑買收し、屢々内訌を起さしめ、多數の蒙古人を殺戮せり。

一、蒙政會は、全蒙古統治の最高機關たるに拘らず、之を消滅すべく、中央に事實を捏造して、綏遠蒙政會を設立せしめたり。

一、蒙古を敵視して、百靈廟を包圍せる軍事施設をなし、食料燃料の輸送を禁止して、蒙古民衆を重大危地に陥れたり。

右の事實により、本月九日蒙政會は綏遠省政府に對して

- 一、察哈爾右翼旗四旗を即時蒙政會に返還すること
- 二、各地の軍事施設一切を撤廢すること
- 三、蒙政會保安隊より強奪せる武器を即時返還すること
- 四、蒙政會經費未交付金二十萬元を即時支拂ふこと
- 五、過般兵變を起せる蒙政會叛逆者を即時引渡すこと

との要求を提出したるも、何等回答なく、依然として蒙古侵蝕の歩を進めつゝあり。綏遠省政府は實に蒙古の發達を妨害し、蒙古民衆の生活を破壊するものである。故に全蒙古各盟長、旗長等集議の結果、德王を蒙古軍總司令とし、卓王を同副司令として、綏遠省掃討の重任を負はしめ、蒙古健兒を動員して、義師を進めしむるものである。我等は、蒙古人に依る完全なる蒙古統治を求むるもので、中央より離脱を圖るものに非ず、又蒙漢兩民族の闘争にも非ず、唯だ綏遠掃討にあるのみである。

三、援綏運動

綏東戦亂の當初は蒙古軍甚だ優勢で、支那軍を壓迫した。支那側に於ては、德王の蹶起は日本の援助

に因るものと爲し、全國に亘つて、綏遠軍を援助する愛國運動が一齊に起り、綏遠の傳作義軍に對し、全國各團體から缺食、滅火、節約等による現金、防寒具、藥品等が續々と送附せられ、長文の電報を以て將士の激勵をなす者が引きも切らぬ有様であつた。

北平に於ては、燕京大學々生は、十一月十六日大會を開催し、左の決議を爲した。

- (一) 明十七日は一日全校生徒絶食すること
- (二) 十七日より一週間暖房停止に依り、經費六百元を節約すること
- (三) 十八日より三日間休校し、各方面より義捐金を募集すること
- (四) 綏東後援會を組織すること
- (五) 義捐金で毛皮を購入し前線に送ること
- (六) 中央に援助を電請し、代表を南京に派遣すること

之より北平各大學を中心に男女學生の絶食、暖房停止、義捐金募集等が、一致して十七日より實行に着手せられ、各家庭、通行人から募るほか、風呂屋、料理店、玉撞屋にまで入りこみ、お客から半ば強制的に寄附を求め、甚だしきは自動車の前に立ちはだかり、乗客に寄附を強要する等の狂奔振りを示した。

更に北平各大學及び中等學校の救國學生團は、十二月十二日各地で激越なる抗日演説を行ひ、午前

九時頃より、一部の學生約三千は、街頭デモを敢行し、西城一帶目抜の大通りを示威行列して、多數の抗日宣傳ビラを撒布したので、直ちに公安局員が之を彈壓解散せしめたが、午後再び北平市の中心地帯、北海公園内景山に集合し、約二千名は園内を占據、抗日歌を合唱し、喊聲を擧げて抗日演説をなし、熾んに氣勢を擧げた。よつて北平公安局長等が、現地に出動し、鎮撫に努めたが、宗哲元氏自ら出動せよと豪語し、撤去を肯じないので、北平市長秦德純は、遂に自ら景山に赴き、北支の特殊事情を説明し、一場の訓話をなしたので、學生團は午後五時半に至り漸く解散した。

北平に於てさへ右の如くであつたから、上海、廣東方面の援綏運動は想像に餘りがある。上海に於ては上海市商會、中國赤十字會、上海市地方協會の三團體が中心となり「綏遠剿匪慰勞救護會」を組織し、十一月十九日その成立を發表し、各界の一流人物多數を委員に擧げ、寄附金募集運動に着手した。又上海市學校聯合會は、全市の學生に對し、一日銅貨一枚づつを貯金せしめ、之を綏遠に送ることとした。

廣東に於ても、援綏大會が開催せられ、義捐金の募集が行はれたことは、他の地方と同様であつたが、十一月二十九日鐵血救國團なるものが出現し、左のビラを撒布した。

- (一) 文書を以て敵人の強勢を宣傳し、中國人を麻痺威嚇するもの

- (二) 中國の國防設備及び軍機を敵國に通知するもの
 - (三) 敵國の中國侵略を手引するもの
 - (四) 敵人と提携脱税行爲を圖るもの
 - (五) 敵人に代つて家屋土地を購買するもの
 - (六) 敵人を庇つて侵略に便ならしむるもの
 - (七) 阿片及び毒薬を賣買して中國人の健康を害するもの
- 右の行爲をなすものに對し、本團體はこれを、中國の主權と民族の利益を損傷する奸漢と認め、鐵血を以て其除せんことを誓ふ。

四、日本政府の聲明

内蒙古の背後に日本軍權の援助があると云ふ説は、支那のみならず歐米各地に傳へられ、外交上惡影響を及ぼしたので、我が外務省は、十一月二十一日左の如き聲明を發表し、帝國政府の態度を中外に宣明した。

滿洲國接壤地方に於ける事態に關しては、帝國の常に關心を有する所であるが、今次綏東方面に於ける、内蒙古軍と綏遠軍との衝突は、内蒙古側と綏遠側との紛争であつて、帝國の關する所でない。従つて内蒙古軍の行動に對しては、政府は固より、軍に於ても、何等援助を與へてゐないこと勿論である。

五、關東軍及び滿洲國の聲明

關東軍及び滿洲國外交部は、十一月二十七日夫々當局談の形式で、内蒙古軍に同情を寄せた左の聲明を發した。

關東軍の聲明書

共產主義は物質偏重、同胞鬭争及び人間本來の無視等により、理論的にも實質的にも、人類生活を幸福ならしめる所以でないことは、既に實驗済であつて、現代資本主義の經濟組織の缺陷を救済するの道は、物心一如、人類相愛、共存共榮を基とする、皇道に俟つより外はないと確信する。日滿兩國は皇道國家にして、國體上絶対に共產主義の侵入を許さず。又日本は其の不變の國策たる、東洋平和確立上、東洋諸國就中支那に向つて行はるゝ赤化工作に對して、重大なる關心を有するものである。然るに南京政府は、其の常習手段たる遠交近攻策に基き、近時款をソ聯に通じ、防共に關する日本の勸告を斥け、顯に容共政策に轉じた結果、中國共產黨及び外國よりする赤化使曠の諸勢力を増大し、爲めに東洋平和は著るしく脅威せられんとしつゝある。今次、内蒙軍が敢然蹶起したのは、實に中國共產黨及びこれと結託せる軍閥の壓迫より脱せんとする、防共自衛の止むを得ざる手段であり、その目的とする所は、兩國の緊切なる國策と一致するを以て、關東軍は内蒙軍の行動に對し、多大の關心を有し、その成功を願ふと共に、萬一滿洲國接壤地方にして、本戰亂の影響に依り、治安擾亂して、果を滿洲國に及ぼし、若しくは支那全土赤化の危機に瀕するが如き事態發生するに於ては、關東軍は適當と認むる處置を講ずるの已むなきに至るであらう。

滿洲國外交部の聲明書

内蒙古軍が、今回蹶起したのは、支那國民黨軍閥政治下の、多年に亘る欺瞞、搾取、強奪等の壓迫に對する宿恨も一原因であらうが、主たる原因は、最近甚しく赤化し來つた西北支那と、他方既に完全に赤化した外蒙古との間

に挟まれた内蒙古にも、赤化勢力が波及する危機が迫つて來たので、内蒙古地方より不逞分子を一掃して、赤化侵略の危機を免れんとする、緊急自衛の行動に出たるものとみられる。外蒙赤化以來、故國の慘苦より脱出した數萬の避難民は、現に内蒙に住んで居り、又、西北支那の赤化地域の慘狀を見聞することに依つて、内蒙人が赤化を懼れ、之を免れんとするは當然である。滿洲國として、赤化勢力の侵略に對しては、全力を擧げて抗爭する決意を有すること勿論であり、従つて今回の内蒙の防共自衛の聖戰に對して、多大の同情と關心を寄せてゐることは言ふまでもないところで、今後綏遠問題の情勢如何に依り、若し滿洲國の利害に影響するに至らば、必要なる處置を取る所存である。

六、南京政府の聲明

右關東軍及び滿洲國外交部の聲明に對抗して、國民政府外交部は、十一月二十八日左の聲明を發し、蒙古軍殲滅を期する強硬態度を明かにした。

今次蒙古匪軍が、大舉綏遠を侵犯するに對し、國民政府は境土を守り、亂を平げ、民を安んずる責あり、その後と作用の如何を問はず、まさにこれをせん滅すべきは、獨立國家として、第三者の非議し得ざる所である。出師以來着々勝利を收め、匪軍のせん滅まさに遠からず、また國內共匪に至つては、國軍連年の痛撃により崩壊し、殘餘の共匪は、政府の自力排匪の一貫せる政策に基く、繼續的努力により、完全肅清を期すべし。我が政府の赤化防止の決心と成績は、舉世皆知る所にして、斷じて虛疑の宣傳によつて誤られる所にあらず。中國々民は和平を愛好す、我が政府は自存共存の政策に基き、隣國との好誼をかため、國際關係を調整し、以て世界平和に貢獻せんことを期す。但し領土主權の維持は、國家生存の必須條件で、いづれの第三者も、如何なる口實を以てしても、侵犯あるひは干涉することを許さず。萬一不幸にして、この種非法の侵犯、あるひは干涉を發生せば、必ず全力を盡くして防衛し、以て國家の職責を盡さん。

七、協和會長の聲明

十二月七日に至り、滿洲國の張國務總理は、協和會長の資格を以て、左の聲明を發表し、義金を募りて内蒙古を援助するの意向を表明した。

隣邦共和國は親しく共禍の慘害を受け、民衆をして塗炭の苦しみに彷徨せしめつゝあるが、曩に内蒙義軍は決然起つて共禍の絶滅を期し、あらゆる苦難を顧みず、正義の軍を進めつゝあり、吾人の大理想は全く内蒙義軍と一致する。よろしく輿論の力を集めて之を援助するは、熱烈なる協昭會精神の發露である。吾人は内蒙軍に對し義金を募り、其の聖業の大成を祈るものである。

八、百靈廟の陷落

蒙古軍は始め攻撃に出で、綏遠軍の前戦を壓迫し、相當優勢を示したが、綏遠軍は良く守り、其の間に中央軍は續々として北上し、湯恩伯所屬の第十三軍の一部約二萬五千の大軍が、十一月二十三日萬里長城の殺虎口を通過して綏遠省に入った。

綏遠軍も亦勢を得て攻勢に移り、十一月二十四日には、蒙古政府の所在地、百靈廟を占領した。

百靈廟を失つて非常に不利の立場に陥つた蒙古軍は、之が奪回に全力を盡し、百靈廟の東北大廟子に主力を集結し、徳王自ら五千の精銳を指揮して、十二月三日早朝より百靈廟奪回の爲め總攻撃を開始した。綏遠軍も之を激撃し、壯烈なる攻防戦が開展されたが、勝敗決せず、兩軍對峙の儘一夜を明し、十二月四日拂曉より、内蒙古軍は第二次總攻撃を開始し、夜來の大風雪を冒して、兩軍入亂れて激戦數時に亘つたが、午前十時に至り、綏遠軍は一齊に逆襲に出で、遂に内蒙軍を潰滅、敗退せしめた。百靈廟を占據した孫長勝の騎兵部隊は、勝に乘じ更に長驅して、十二月十日大廟子を陥れた。同地は百靈廟奪回を目指す王英部隊の根據地であつたが、部下の寝返り等あり、兵力の手薄に依り、一溜りもなく陥落したのである。

大廟子の陥落に依り、同地方より烏蘭花、武川に至る綏北縦斷線の連絡成り、百靈廟は絶對安全地帯に入り、綏西方面の戦争は茲に一段落を告げた。

綏遠省政府では百靈廟の占領を記念する爲め、同地を「百林廟」と改名し、記念事業として、同地一帯に造林を行ふこととなり、來春を期して、大規模の植樹を行ふことに決定したと云ふ。

九、兩軍の停戦

右の如く戦争は綏遠省に有利に轉回し、蒙古軍は勢力挽回の望を失ふに至つたが、此の時恰も西安

異變起り、十二月十一日蔣介石が張學良の爲めに監禁せられ、支那全土を震駭する大事件となり、張學良軍と中央軍との一大衝突が豫期せらるゝに至つたので、中央軍も綏遠軍も最早綏東問題に没頭することが出来なくなつた。

内蒙軍も、此の際に一應軍事行動を打切ること有利と考へたものゝ如く、十二月十五日徳化に於て、内蒙軍總司令徳王、副司令卓王、第一軍長李守信、大漢義總司令王英等、最高首脳間に協議の結果、蔣介石は蒙古民族の宿敵であるが、赤化した學良のため害を蒙つたことは同情すべきである。我等は防共の精神から、斷じて學良軍と共同戦線に立つ可きではない」と一決し、先づ傳作義へ、綏遠軍撤退の勧告を發し、次いで十二月十八日附で、國民政府及び冀察政權へ左の停戦通電を發した。

張學良が共產黨と結託し、蔣委員長を監禁したとの報道に對し、蒙古官民は何れも痛憤せざるはなし。中央政府では何應欽を總司令として、討伐の軍を起される由であるが、速に蔣氏の救出に成功されんことを期待する。今回の吾人の軍事行動は、蒙古民族生存の途を解決するにあるが、圖らずも茲に兇變の發生を見るに及び、吾人は中央をして北顧の憂ひなからしめ、討逆に専念し得るやう、暫く對綏東軍事行動を中止する。

支那側に於ても、西安事變後の不安の時局に鑑み、蒙古側に於て攻勢に出でざる限り、當分綏東に兵を動かさざることに決定したと傳へられる。斯くて綏東問題は西安事變の結果、兎も角小康を保つことゝなつた。

第二十一章 統一途上の支那

第一節 概 説

一、統一の英雄

四分五裂は支那の常態であつて、支那全土の統一と云ふことは空想に等しいかに思はれた。然るに近來支那人自身の間には支那統一の要望が起り、それが次第に眞剣になり、一九三六年に於て支那の人心を支配した二大思想は、實に「統一」と「抗日」であつた。今や統一は空想ではなく現實に近づいた。その完成の一步前に來たと云ふ國民の自覺が、益統一に對する熱望を高め、統一を妨害する者は全國民の公敵として、舉國之を排撃すると云ふ實情になつた。

支那國民が統一に目覺め、國內の如何なる勢力といへども、敢へて之に反對し得ないやうになり、從來兎角中央に盾を突いた地方將領も、「統一阻害」の非難を恐れて沈黙を守り、進んで「中央擁護」又は「中央服従」を自ら放送するに至つたが、十二月十一日西安に起つた張學良軍の蔣介石監禁事件は、最も明瞭に、統一に對する支那輿論の如何に強烈なるかを立證した。

支那統一の英雄は蔣介石である。過去數年間蔣が飛行機によつて全國各地を飛び廻り、文字通り席

温まる暇なく、渾身の努力を傾倒したのは、共匪討伐と支那統一の事業であつた。然し一九三五年迄の彼の努力は、十分に報いられたとは言へなかつた。福建を中央に併せ、瑞金を陥れたとはいへ、之等は單に支那に於ける絶えざる内紛の、一時的波瀾と見られ、未だ支那統一の大業の第一歩が、茲に踏み出されたものとは認められなかつた。却つて彼の共匪討伐事業の遅々として進まざるを非難し、日本の爲めに北支を失ひたるを攻撃し、甚だしきは彼を呼ぶに「漢奸賣國賊」の名を以つてした。それにも拘らず、彼は黙々として、忍耐強く、統一事業を進めて居た。その間に諸種の事情が、彼の事業を援け、彼の武力は次第に増大したが、遂に一九三六年七月、多年南京政府の一敵國たりし西南政府の没落に依り、西南統一の目的を達成し、茲に統一事業は先づ一段落を告げた。

蔣の第二段の統一工作は北支問題の解決にある。偶々その工作途上に綏東問題が突發して、國民一般の統一熱乃至抗日熱が如何に熱烈であつたかを示し、更に續いて起つた西安事件に依り、國民の意向は一層明瞭となつたが、此の事件に依り、總ての工作は一時停頓の形となつた。

二、統一を促進した諸事情

共匪と戦ひ、西南を併せ、支那統一の實行の衝に當つた者は蔣介石であつたが、反面より之を助成し促進した力は、排日問題、幣制改革、共產黨の運動等であつた。滿洲事變以後支那に行はれた徹底

的の排日抗日運動は、自然に支那を統一に導き、國民の上下に瀰蔓した抗日思想は期せずして國民觀念を強化したのである。一九三六年に於て、支那に於ける抗日運動が如何に猛烈であつたかは、別項記載の通りである。

幣制改革問題に就ては「昭和十年の國際情勢」に詳細に記してあるが、幣制改革の元來の目的は、銀の激減により通貨の緊縮が起り、國債收支が不利となつたので、新幣制によつて準備金を保存し、貨幣金融の安定を圖らんとしたのにある。然るに圖らずも幣制改革によつて、南京政府に對する國民の依存關係を深からしめ、國家統一の氣運を促進したのである。その理由は、幣制改革によつて銀の流通が禁ぜられ、紙幣が一般に流通するに至つたのであるが、紙幣の價値は南京政府の力に依つて維持せられるのであつて、南京政府が倒るれば、同時に紙幣の價値は下落を免がれざるのみならず、恐らく一片の反故に歸するであらう。南京政府を支持することは、紙幣の價値を維持することであり、人民自身の財産を擁護する所以である。利に敏き支那國民が、利害の打算からしても、極力南京政府を支持するのは當然である。之は南京政府にとつて思はざる獲物であつた。之が爲め支那統一の事業は磐石の基礎を與へられたのであつて、支那は幣制改革の實行と同時に統一せられたりといふも過言ではない。

又中國共產黨の運動そのものが、逆に支那の統一を促進したのである。蔣介石の多年に亘る共產黨討伐戦は、南京政府の軍備を増大充實せしめ、蔣揮下の軍隊は今や七十萬に達したと稱せられる。加ふるに、飛行機を始め、相當精銳なる近代武器を具備するに至つたから、地方將領は最早や敢へて蔣に對し武力を以て反抗し能はざるに至つた。

しかのみならず共產黨の「抗日統一戦線」運動は、結果に於て支那の國民思想の喚起を促し、政治的統一の促進となつた。又「内戦停止」のスローガンも其の目的は南京政府の共產軍討伐を停止せしめんとするにあつたが、地方政府又は將領の南京政府に對する内戦を停止せしむるの効果を生んだ。斯の如く各種の事情が、支那の統一を促進したが、さらに見逃がすことの出来ないのは諸外國の援助である。諸外國、殊に英米等は、かなり以前より、支那が南京政府の下に結局統一せらるゝに至ることを信じ、此の前提の下に事業を計畫し、又統一を援助しつゝあつたが、最近一兩年來、特に此の信念を強くしたものの如くである。リース・ロスが日本の協力無くとも、英國單獨にて、徹底的に支那援助の腹を決め、英國政府をその方針に導いたのは、支那統一の確信を得たからである。

三、ロイ・ハワードの意見

最近には米國スクリップ・ハワード系新聞社長ロイ・ハワードが、支那を旅行の後一九三六年十一

月九日、マニラより支那統一に關する長文の電報を發し、ハワード系新聞に大々的に掲載され、世間の注目を惹いた。此のハワードの意見は、外國人の支那に對する觀察として、代表的のものであるから、その大要を左に掲げる。

ハワードの意見

支那は日本と戦争するか、或は恒久平和の基礎を築くか、正に岐路に立つて居る。支那復活統一の事業が成つたことは争ふ餘地がない。歐米人は從來、支那は統一出来ぬと獨斷して居たが、斯る認識不足は現實に則して是正せねばならぬ。支那は上下結束して國家意識に燃えて居り、西は廣東より北は北平迄、下は苦力より上は資本家に至る迄、苟くもこれ以上領土に對する侵略、主權に對する挑戦には、統一共同戦線で抵抗する決意の様だ。

國內到る處、支那の指導者は、平和を希望しながらも、最悪の場合に備へるため、組織的に準備を整へて居る。支那人は日本を破ることが出来るとは考へて居ないが、六ヶ月間は何等決定的打撃も受けず、持ち耐へることが出来ると思つて居る。余の見るところでは、國民政府は今直ぐ戦争をすることは避けようが、同時に戦争を覺悟して居り、且つこの上更に日本に譲つてまで、戦争を避ける肚はない様だ。

四、物質的進歩

斯の如き諸外國人の觀察は、支那に大なる精神的援助を與へ、それが更に支那の統一を促進することゝなつたが、又物質的にも、諸外國の援助は、支那の統一を助けたのである。諸外國の對支援助については別項に記載するが、最近支那に於ける自動車、飛行機及び無線電信等の發達は、誠に目覺し

いものがあり、交通の不便を以て有名であつた支那内地が、現在では到る處道路が建設せられ、バスが通行してゐる。飛行機の發達も顯著であつて、蔣介石は常に飛行機を利用して全國を飛び廻つて居る。彼が斯の如く、身輕に各地を飛び廻ることが、偶々西安事變を惹起した所以ではあるが、飛行機の發達が中央政府の軍事行動を容易にし、統一を促進したことは云ふまでもない。殊に、無線電話の發達は、日本人の想像以上であつて、これが利用によつて南京政府は、居ながらにして各地の情況を聽取ることが出来、しかも如何なる場合にも、電信線又は電話線の切斷によつて、通信が不通になるといふ如き憂へがないから、地方の暴動を鎮壓する上に最も有効に利用することが出来る。

第二節 西南政府の没落

一、決裂に至るまで

西南政府没落の経緯は支那の國內問題ではあるが、抗日問題乃至支那の對日態度に重要な關係があるから茲に簡単に一言する。

元來西南政府に對しては裏面に於て日本政府の支持があるかの如く傳へられ、中央政府もその眞偽を確かめかね、容易に武力行使を爲しかねてゐたものゝ如くである。しかしながら素より日本と西南政府との間にかゝる特殊關係のある道理なく、當時傳へられた西南と日本との密約説につき、廣東の李

宗仁は、一九三六年二月八日談話を發表し、左の通り之を否認した。

廣西が最近日本から兵器を購入し、教官を招聘したことは事實である。中央が廣西に歐米よりの武器輸入を許してゐない以上、廣西として斯くするより外に途はないのである。但し外間屢々傳へられる、日本と廣西との密約締結説等は全く虚構の謠言で事實無根である。

要心深い蒋介石は、日本と西南政府との間に、何等援助の密約なきことを確めた後、茲に西南彈壓の決心を固めた。

他方西南政府としては、一九三六年五月五日中國憲法草案が發表せられ、同年秋には國民大會が召集せられる豫定であるから、それによつて右憲法が確定し、實施せらるゝに至れば、蒋介石の總統就任は必至の勢であり、さうなれば、西南派の獨立的存在は到底許されるわけもないから、憲法草案に對し、西南派は猛烈な反對を續けてきたのである。

恰も五月十二日、西南派の中心人物胡漢民が逝去し、それが機會となつて、中央と西南の關係が急に尖鋭化するに至つた。蒋介石は或は懷柔の手、或は説得の手と、凡ゆる手段を用ひたが、雲南の共產軍を掃蕩して之を中央の手に收めたのを好機として、雲南、貴州、湖南、江西、福建の各省より兩廣を包圍し、實力彈壓の姿勢を示した。

かゝる間に西南と南京間には、全支の統一を必要とするといふ建前から、統一條件について交渉が

進められたが、一致を見ず、六月二日には西南派は武力を以て對抗する決心を固め、

蒋介石氏が外侮に對し國軍を以て何等抵抗を試みず、福建、江西、貴州等の諸省に大兵を集結せるは、西南を武力解決しようとする國賊的行爲である。故に西南は全國の輿論に鑑み、民衆の要望を容れて、速かに革命戰を總動員し、國賊の討伐に當るべし。

と宣言した。

中央對西南派の衝突が切迫するに従ひ、迷惑を蒙つたものは我が國であつて、西南派の反蔣題目とする「擬裝抗日」宣傳は愈々猛烈となり、六月八日李宗仁は、廣西軍の出師の趣旨を要約して左の如く述べた。

- 一、我が軍師旅の至る所、たゞちに日本との一切の關係を斷絶し、且つ日支間に締結した一切の屈辱協定を全部取消す。
- 二、我が軍今回の北伐は、抗日を唯一の目標とし、一切の内亂に反對す。
- 三、地域と黨派を別たさず、抗日のため、各軍隊及び一切の抗日民衆が、吾人の民族革命戰線に参加することを希望する。

「支那統一」「内戰停止」の宣傳が民衆にも軍隊にも行渡つて居るので、「中央反對」の旗幟を鮮明にすることが出來ず、「抗日」の旗印に依り、目的をカモフラージュして、北伐軍を送り出さなければなら

ぬといふ、西南派の苦境を察することが出来る。

二、妥協條件

かくの如く軍隊を動かすに至つても、支那のことであるから、妥協工作は繼續して進められたが、中央の要求は大體左の諸項であつたと傳へられた。

- 一、西南政務委員會ならびに西南執行部の廢止
- 二、西南に於ける一切の政治的文治機關は、南京に於ける行政院に統轄せらるべきこと
- 三、集團軍は廢止せらるべきこと
- 四、廣東に於ける凡ての高官は、南京の統制の下に任免せらるべきこと
- 五、西南に於ける凡ての税は、國税と地方税とに分類せらるべく、國税は凡て南京に送付せらるべきこと
- 六、西南に於ける凡ての地方的兌換券は廢止せらるべく、凡て中央政府の銀行券のみ流通せしめらるべく、銀は一切南京に送らるべきこと

三、余漢謀の寢返り

西南側は口には強いことを云つてゐたが、足並が揃はず、陳濟棠の態度に就ては、始めから兎角の風評があり、陳の部下將兵中、南京に寢返るものが續出した。しかし西南側は表面は飽まで強抗態度を見せ、六月二十三日陳濟棠は「抗日救國軍第一集團軍總司令」に就任した。陳はその宣誓の辭に於

て、最短期間内に抗日救國、肅正共禍、獨裁政治の倒塌を爲すべき旨を述べ、さらに「西南の抗日出師を以て、對外的に非ず對内的なりとし、甚だしきは個人に對するものなりと云ふものあるも、西南は個人或は中央を攻撃するが如き一言も發したことがない、我等は蔣委員長に率ゐられ、抗日救國に當らんことを望むものである。」と辯解に努めた。同日李宗仁も談話を發表し、「西南は未だ國內統一を破壊したる事實無く、今次の國難は、統一不統一に依つて生じたる結果に非ず、南京側の不抗日に由來するものである。」と強辯した。尙ほ此の前後に、西南が盛んに通電を發して、抗日宣傳を行つたことは「西南の抗日」の項に記載する通りである。

然るに陳濟棠の部下、第一軍長余漢謀を始め、其の他の高級將校が、續々中央に寢返り、廣東空軍全部が中央に投降した外、廣東海軍も七月十八日中央歸順の通電を發し、廣東軍は全部内部より崩壊した。茲に於て陳濟棠は七月十八日余漢謀に對し、「余不肖にして救國の目的を貫徹する能はず、責任を負うて此處を去るに決した。今後の廣東の治安は卿の手に依つて維持せられたし」との下野の電報を發し、香港に逃れた。斯くて余漢謀は七月二十三日飛行機にて廣東に乗込み、廣東は完全に中央の手に歸した。

四、廣西の統一

廣西も廣東と同時に、中央の統制に歸するものと豫想されて居たが、廣西の李宗仁、白崇禧は容易に中央の命に服さず、中央より廣西退去命令を受けても、所謂頼破りの態度をとつた。茲に於て蔣介石は八月十一日自ら廣東に乗込み、李・白兩人を廣東に呼付けたが、李・白は飽くまでも廣西死守の覺悟を定め、「病軀赴粵し難し、蔣委員長自ら南寧に駕を柱げられたし」と、耶喩的返電を以て蔣介石の召電を拒絶した。引續き蔣と李・白との間には妥協條件に就き、或は電報を以て、或は和平代表に依つて、交渉がすゝめられたが、其の内成都事件が起り、蔣介石も永く廣東に止まり難き事情となつたので、九月六日に至り、妥協が急轉直下の成立した。妥協の要點は大要左の通りであると傳へられた。

一、李宗仁氏を廣西綏靖主任に任じ、廣西軍全部を李氏の統率下に置き、廣西省財政は國民政府がこれを處理す。白崇禧氏を軍事委員會常務委員に任ず。

一、李濟琛氏は海外視察を命じ、三、四ヶ月後歸國せしめ、歸國後中央の重要椅子に就かしめる。

一、十九路軍を中央軍と認め、一切の軍費は中央から支給し、同軍をして海南島の守備に當らしむ。

第三節 西安事變

一、概 説

西安事變は支那統一途上の一エピソードと見るべきであらう。事變突發の第一報が傳はつた時、世

人は、支那の統一工作はこれで誤破算になり、支那は再び群雄割據、戰國亂麻の時代に逆轉するのではないかと思つた。然し逆に西安事件は世界に對し、支那の國民思想は既に相當強く、且つ深く根を下して居ることを立證した。南京政府は國民的支持を有し、張學良の力を以て、クーデターを斷行しても、之を倒すことが出来なかつた。況んや他の群小將領に於てをやと云ふことになつた。この際支那の統一を阻害し、中央政府に反抗せんとするものは、國民の敵として、支那人全體の排撃を受けなければならぬことが明瞭となつた。支那統一事業は西安事變を一劃期として、今後その工作が一層容易になるであらうと思はれる。

西安事變は支那の國內問題には相違ないが、抗日問題と直接關係し、この事變の結果支那の抗日が、全面的展開を見るに至る處が少なくない。

二、蔣介石の監禁

蔣介石は一九三六年十二月七日、張學良と共に洛陽から飛行機で西安に着いた。蔣は西安に於て國防會議を開催する豫定で、各地の將領に對し召電を發し、十二月十一日には、張學良、于學忠、朱紹良、邵力子、朱家驊、陳誠、蔣方震、蔣作賓、楊虎城、陳調元等中央及び西北の諸將領多數が同地に參集して居つた。

當時は綏東事件が、百靈廟の陥落に依つて、略一段落を告げた後であつて、西安會議の目的は、表面西北地方の防備を強化するにあつたが、實は共產軍討伐に成績の擧らざる、張學良部下の軍隊を改編し、之を綏遠地方に移駐せしめんとするにありと傳へられ、張學良部下將兵の蔣介石に對する反感が高まりつゝあつた。

果然張學良は、楊虎城等と共に、十二月十二日クーデターを敢行し、臨潼の清華池温泉に滞在中であつた蔣介石及び同行の中央諸要人を逮捕監禁した。

張學良が蔣介石を監禁するに至つた眞の理由は知る由もない。その間に複雑な理由のあつたことは想像するに難くない。學良の舊東北軍が、多年共產軍の討伐に向けられ、艱難辛苦を嘗めさせられ、次第に兵力が殺がれて行くのを、學良は心中不平であつたに違ひない。又其の軍隊が多年共產軍と接近して、赤い思想に感染してゐたことも想像出来る。然し乍ら、表面の理由として強調せられたのは抗日であつた。尤も西南派が抗日を反蔣運動に利用したのと異なり、學良としては衷心抗日の念に燃えて居ることも自然的である。兎も角學良は、クーデター決行の翌日、左の通電を發し、對日宣戰を布告して、東北四省の失地を回復すべきことを主張した。

當軍はこゝ數年來、中央の命に従ひ、邊境に赴き、専ら掃匪事業に従事し、中國の安寧、人民の福祉増進のため

努力し來つたが、この間蔣介石氏の南京政府は、批政百出、先づ對外的には華北を失ひ、冀東、冀察の獨立を見、更に綏遠もこれにならんとす、國民政府は須く對日宣戰を布告し、以て外侮を一掃すべきものなるに、軟弱屈折して、外交々涉に終始し、國家國民は今や危殆に瀕せんとし、見るに忍びざるものあり、我等はこの機において、蔣介石の現國民政府を否認し、國家の改造を斷行し、外敵を驅逐して、東北四省その他の失地を回復、國家國民の幸福のため、第一線に立たんとするものである。

三、蔣介石の救出

監禁された蔣介石の生死は暫く不明であつたが、駐支英國大使ヒューゲツセンは、蔣が生きて居るならば、何とかして助け出す道ありと考へ、兎も角もその生死を確めることが、先決要件であるとなし、蔣の顧問濠洲人ドナルドを説服して、蔣の生死を確める爲め、西安に飛行せしめた。

ドナルドは十二月十四日西安に飛び、十五日蔣介石の生存せる旨を報告した。南京政府に於ては、蔣介石生存の報を受け、強學良を討伐すべきや否やに就き、迷はざるを得なかつた。然し遂に、蔣介石の一命を犠牲にするも、逆賊張學良を討伐せざるべからずと云ふことに一決し、十二月十六日討伐令を發し、何應欽を總司令に推し、即時討伐に向はしむることにした。

この間に於ける支那國民の態度を見るに、各方面とも擧つて學良の行爲を憎み、飽く迄中央擁護の決心を示し、各地將領は通電を發して、南京政府を激勵した。

十二月十六日、討伐軍は早くも空襲を行ひたるものゝ如く、之に怯えてか、張學良は妥協工作を急ぎ、監禁中の蔣鼎文を釋放し、蔣介石の親書を持たして南京に送り、不取敢爆撃中止方を申入れた。蔣鼎文の齎らした蔣介石の親書の内容は、左の如くであると傳へられた。

敬之吾兄（何應欽のこと）昨日空軍の渭南にあつて轟炸するを聞く、即時停止を命ぜられんことを望む。近情をもつて觀察するに、中（蔣介石）今週土曜日前に於て歸來し得べし、故に土曜日以前萬衝突すべからず、且つ即時轟炸を停止するを要となす、併せて戴社を順領す。中正手啓。十二月十七日

茲に於て討伐軍は一時爆撃を中止し、他方宗子文は、張學良と妥協を議する爲め、十二月十九日南京を發して西安に乗り込んだ。引續いて蔣介石夫人宋美齡女史、ドナルド顧問も西安に入り、張學良と協議の結果、蔣介石は遂に釋放せられ、十二月二十五日飛行機にて西安を出發、一日洛陽に休憩し、十二月二十六日南京に歸着した。一行を乗せた飛行機の南京に到着するや、四十萬の群衆は熱狂歡喜して之を迎へた。

蔣介石は直ちに國民政府に對し辭表を提出したが、慰留して暫く靜養せしめることとなり、張學良に對しては、軍法會議に於て、十二月三十一日叛亂罪として體刑十年、公民權停止五年を言渡し、楊虎城については、追つて軍法會議により判決することゝなつた。然し張學良に對する處刑は、蔣介石よりの請願により、特赦することに決定した旨、一九三七年一月四日國民政府より發表せられた。

四、張學良の妥協條件

張學良が蔣介石を監禁したのは、支那に於ける普通のキッドナップと手口が全く同様で、一般支那人は、學良の行爲を全然強盜行爲と考へ、彼は之に依つて、南京政府から、大金をせしめたと、簡單に斷定して居る如くであり、學良が南京から取つた金額は、五千萬乃至一億元であらうと噂されて居る。其の外學良の南京政府に對する要求として、左記の八項が傳へられた。

- 一、蔣介石の釋放と張學良の安全保障
- 二、蔣介石は抗日に賛成するも、これが實現に若干の準備を要するを以て、この間英、米、蘇、佛などとの接近を圖る
- 三、共產黨との表面的合作はなさざるも、共匪討伐を中止し、軍の活動方向を綏遠・北支に向けること
- 四、舊東北軍軍費の不足額九百五十萬元、楊虎城軍軍費不足五十萬元に對し、中央銀行より直ちに一千萬元を支給す
- 五、蔣介石は、その親日派と目せられるところの要人を、中央要職より罷免する
- 六、上海に拘禁せられたる共產黨員沈鈞儒以下六名は、その罪を輕減し、時機を見て釋放する
- 七、張學良は、蔣介石の監禁中の日記に關し、秘密保全を保障する
- 八、學良討伐に關する一切の處置を撤回し、事變前の狀態に復す

右蔣介石釋放の條件が、どの程度迄眞實に近きものであるかは、不明であるが、張學良と事を共にした楊虎城は某外國通信員に對し、左の如く述べたと傳へられた。兩者共「抗日」を主張する點は一

致して居る。

- 一、我々の行爲は黨國を思ふ至誠から出たもので、斷じて叛亂では無い、南京政府も今や斯様な見方を放棄してゐる。
- 二、我々の背後に日本の勢力ありといふタス通信社の報道は、一笑にも値せぬデマだ、又我々が汪兆銘氏と通謀せりとの報道も事實無根である、張學良が中央に對し、八千萬元を要求したとの證は浮説に過ぎない、我々が個人の財産や、地位や、勢力地域を要求してゐないことは、我々の通電を見れば一目瞭然である。
- 三、我々がソ聯と通謀し、その勢力下に在りとの報道は、事實でない。ソ聯の尻押しを受けることは、國家獨立運動を蔑視する結果となる。然し乍ら我々は、ソ聯その他のデモクラシー國家が、我々のデモクラシー運動に、同情の意を表はすであらうことは期待してゐる。統一戦線は今や支那國內で完成されてゐる。
- 四、日本と戦ふべしといふ我々の主張は、我々の戦備が出来たからといふのでなく、已むに止まれぬ自衛の行動である。即ち力の問題でなく意思の問題だ。
- 五、中央軍は今や陝西、甘肅兩省から撤退中である。蒋介石氏にして約束を守るならば、西北の全軍は、抗日戦線に向つて前進を開始すべく、既に一部は綏遠に移動すべく準備中である。
- 六、西北に於る抗日促進運動は、軍隊のみならず、今や西北全國民の熱烈なる主張により、秩序正しく、組織的に進行中であり、蒋介石氏の釋放によつて、少しも氣勢を減じてゐない。我々は遠からず、支那全國民が舉國一致、抗日態度を採るに至るであらうことを確信してゐる。

第二十二章 列國の對支援助

第一節 概 説

列國の對支援助は國際聯盟の援助の外、滿洲事變以來餘り目立たなかつたが、一九三五年九月リース・ロスが來支して以來、英國の態度が注目を惹くに至つた。元來列國は、支那に對し積極的援助を與ふことは日本に對する遠慮から差控へ氣味で、英國の如きは支那より泣きつかれても、日本と協力するにあらざれば、單獨にて支那援助に乗出すことは危険なりとして、容易に動かなかつたのである。然るにリース・ロスが支那に乗込んで、その幣制改革に助力し、それが日本側の反對に拘らず、何の支障もなく、所期の成績を収めたので、彼は支那援助に自信を得、同時に日本の力を見縊るに至りたるものゝ如く、英國は日本の協力を俟たず、單獨にて支那援助に乗出しても差支へなしとの結論に達し、英國政府及び國民を説き、腰を据ゑて支那援助に乗出すの決心を固めしめた。その結果一九三六年に入り英國は、大規模に且つ思切つた對支援助政策を執る様になつた。然もその方法は、從來の如く、個々の個人又は會社が思ひくゝの事業に投資するのではなく、統一した組織に依り、強力なる統制の下に之を實行せんとするものゝ如くである。

他の列國も英國に倣ひ、種々の形式に於て援助を與へ、支那は再び列國經濟的爭覇の角逐場たらんとして居る。

國際聯盟の對支經濟援助については「昭和十年の國際情勢」にその大要を記載したが、昭和十一年に於ても、それ等の事實が繼續遂行せられた外、特に新たに目立つものは無かつた。

第二節 英國の援助

リース・ロスが支那の幣制改革に助言を與へ、其の實行に對して英政府が各種の援助を惜まなかつたことは周知の事實であるが、彼の進言により、英國は全面的に支那援助に乗出し、その總指揮者としてリース・ロスに代つてカーク・パトリックを派遣した。同人は上海に事務所を構へ、在支英國大使と緊密な連絡を保ちつゝ、英國の對支援助、對支經濟進出に對し、統一ある計畫を樹て、自由に采配を振ひつゝある。

英國が日本の反對を顧みず、斷然單獨にて支那援助の腹を決めたことは、カーク・パトリック及び在支英國官憲が、リース・ロスの來支當時と異なり、最早や「日英提携」を口にせざるのみならず、寧ろ之を好まざるが如き、態度を示すに至つたことに依つて知ることが出来る。

右の如くして英國資本は盛んに支那市場に活躍を開始したが、由來英國は鐵道に投資し、之に依つ

て各地に有利な經濟的地歩を占むることを傳統政策として居るのであつて、今回の活動もその方面に主力が注がれた跡がある。試みに英國活動の具體的事實を左に列記する。

(一) 廣東製鐵及び織物業

一九三六年四月二十八日英國鐵工業を代表するブレッサート會社と、廣東省政府との間に、廣東製鐵工場建設に關する三千萬元の借款契約が成立した。之はリース・ロスの斡旋によるものと云はれ、幣制改革に次ぐ大事業として注目を惹いた。

更に五月二日英國資本は廣東政府との間に、綿、毛及び麻の三大織物工場開設契約に成功したと云はれる。

(二) 雲南・ビルマ鐵道

蔣介石とリース・ロスとの間に、雲南・ビルマ鐵道の建設について、極秘裡に協議が進められたとの報道があつた。その成否は不明であるが、問題の鐵道は成都、貴陽、雲南を連ね、ビルマ國境に至り、英國のビルマ鐵道と連絡するもので、邊境の開設と國防を兼ねた、尨大な計畫である。

(三) 滄石鐵道

リース・ロスは北支方面にもその手を伸ばし、冀察政務委員會當局と折衝を遂げ、滄石鐵道二百二

十哩の建設を援助することゝなつた。然しその形式は、冀察政務委員會の自發的事業とし、その經費は、北寧鐵道借款の返濟を繰延べ、その資金を以て之に充つることゝした。

右に就き北寧鐵路局長陳覺生は、四月二十三日北寧鐵道より一千六百萬圓を支出し、滄石鐵道の建設に充てる旨を發表した。

滄石鐵道については、昭和四年七月滿鐵と國民政府との間に、建設契約の締結せられたもので、之が英國資本に依つて建設せられることは、我が權益に對する打撃なりとして注目を惹いた。

(四) 輸出補償協定の成立

リース・ロスは七月歸英以來、在英支那代表との間に、頻りに商議を重ねて居たが、遂に「輸出補償協定」が成立し、其の結果「輸出補償」の形式に依り、英國政府は事實上數百萬磅の借款を南京政府に提出することゝなつた。デーリー・ヘラルド紙は十月十三日右協定の事實を素破抜いた上、その政治的意義を強調し、次の如く述べた。

エキスポート・クレヂット・ガランティ・デパートメントはロンドン駐劄支那代表との間に、數百萬ポンドに及ぶ借款を締結した。細目は近く公表されるが、協定の結果は恐らく國際的に重大な波紋を惹起しよう。借款案の成立に依り、支那におけるイギリスの地歩は大いに強められるに至ると共に、日本に對する重大な警告とならう。英國政府は、従前日本に對する親善的態度にも拘らず、依然支那共和國の將來に對しては、決して無關心ではないこと

を、今回の借款案によつて闡明出來よう。更に借款案の實施と共に、英國產業界に對する支那からの注文は著しく増大し、英國の輸出貿易は有益な刺戟を受けよう。

(五) カーク・パトリックの任命

十月十九日英國海外貿易局の輸出信用保證部は、下院議員カーク・パトリックを、支那に於ける同部の代表に任命せる旨を發表した。之に關し十月二十日のタイムスは左の如き記事を掲げた。

従來支那向輸出は、同國の複雑なる國情に照らし、リスクを評定すること困難なる爲め、當業者は輸出信用保證制度があつても、實際には其の利益に充分に與り得なかつた。然るに支那の工業化は着々進捗しつつあり、其の市場としての價値は、リース・ロス特使の視察に依り頗る増大した。今回カーク・パトリック氏を任命したのは、同氏をして、現地に於て、輸出信用保證部の仕事を管掌せしめ、英國輸出産業の對支發展に、新生面を開かんが爲めであるが、クレジット其のものは、個々の英國當業者が、支那に於ける購買者の個々に對し與へるもので、其の上保證契約は、純然たる商業的基礎に於て、遂行されるもの故、平素猜疑と言懸りをこととする向も、カ氏の任命に絡み、何等疑念を抱くことはなかるべく、將又今回の舉は、之に依つて將來各國が協同して、支那に財政的援助を與へんとする企圖を妨ぐるものでもない。

(六) 粵漢、廣九兩鐵道の接續

廣東側の反對の爲め、久しく行惱んで居た粵漢、廣九兩鐵道の接續問題は、南京政府の廣東統一後俄に進展し、完全に了解が成立した旨、十一月九日香港に於て發表せられた。これが實現の曉は支那

中央部の物資が直接香港へ吐出され、又香港を経て支那中部へ物資が輸入せらるゝこととなり、廣東の中継港として重要性が減ると同時に、香港の地位が向上するものと見られる。

(七) 右の外英國の鐵道借款として、滬杭甬鐵道に對する百十萬磅、京贛鐵路に對する四十五萬磅等が傳へられた。

第三節 米國の援助

一、米支銀協定

南京政府は、幣制改革によつて得たる手持銀を有利に處分し、新幣制の強化及び爲替の安定に資せんと圖り、之に對し米國銀行業者の援助を得る爲め、一九三六年四月金融代表陳光甫を米國に派遣し、夫々の向と交渉せしめつゝあつたが、五月に至り米支銀協定の成立を見た。

右銀協定の内容については種々に傳へられ、的確には知ることが得ないが、支那政府筋に於ては左の通り説明を與へて居る。

孔財政部長は、金及び外國爲替並に銀を以て、兌換券の準備に充てることとし、その中銀の準備高は、紙幣流通高の最小二割五分と決定して、從來の銀依存を軽減すると同時に、金及び外國爲替に移行せしめた。従つて金及び外國爲替が主となつたから、銀とポンドとのリンクも永久的のものでなくなる結果となつた。そこで支那は米國大

藏省に、現銀を賣却することに決定したが、その額は七千五百萬オンスで、一オンス四十五仙とすれば、支那の受取額は三千三百七十五萬弗となる。現に米國大藏省は一昨年十一月には、一千九百萬オンス、昨年十一月には五千萬オンスの銀を支那より購入し、昨年の買入は、銀相場下落の直前であつた爲め、一オンス六十五仙の高値で取引した。

現在支那の銀保有高は三億オンスであるが、紙幣流通高の二割五分を、準備として置かなければならない關係上、一億五千萬オンスを必要とするわけで、殘高一億五千萬オンスは、賣却出来る勘定となり、その額は六千七百五十萬弗に相當する。而して右取引において、金によらず爲替による分は、七月一日から開業された中國銀行ニューヨーク代理店が取扱ふことになつてゐる。

以上の銀協定の外、支那は國債の統一借款を希望し、棉麥借款の殘金三百萬弗を、復興金融會社及びグリーン・スタビリゼーション・コムパニーの手から、輸出入銀行の手に借替へた。棉麥借款を含む對支借款は、二千六百三十一萬八千二百一十一弗といふことになつてゐるが、これを一千六百六十萬八千三百二十五弗に減額して、前記兩會社の手から輸出入銀行に借替へたものである。

尙ほ右協定に關し、米支間に武器借款協定成立の噂が立つたが、これは米支兩政府當局から否定せられた。

二、米英支航空連絡協定

香港を中繼とする、米支航空連絡協定は、豫ねて中國航空公司と、汎太平洋航空會社との間に、交

涉中であつたが、十月下旬米英支三國間に協定の成立を見た。その骨子は

- 一、米支航空連絡は桑港、香港、上海間とす。
 - 二、汎太平洋會社機は桑港、香港間を、中國航空公司機は香港、上海間を連絡飛行す。
 - 三、英國は香港に、米支航空連絡の爲め、エア・ボート、格納庫其の他必要の設備を行ふ。
- といふにあり、連絡開始は數ヶ月後となるも、香港上海間は十一月五日より開始された。當分一週三回往復で所要時間八時間、運賃片道二百二十元である。

右により上海より、香港、マニラ經由、インペリアル・エア・ウエー航空路にて歐洲へ連絡されることとなつたが、日支間の連絡飛行だけは取り残されて、何時目鼻がつくか不明の状態である。

第四節 獨逸の援助

一、武器供給協定

獨逸間に一億元の借款密約が出来、バーター制度により、獨逸より支那に武器を供給することになつた旨が、一九三六年六月二十六日突然上海より放送せられた。右は獨逸國防省經理部長ライヘナウ及びハプロ商會代表クラインと、蔣介石代表譚發浦との間に、同年五月中ベルリンに於て調印されたもので、契約の要項は左の通りである云ふ。

一、獨逸國防省は一億元を限度とし、武器その他の軍需品を支那政府に供給す。

一、右に對し支那側は、同額のタンングステン、桐油、落花生その他軍事用特殊原料品を、四年乃至六年以内に獨逸に供給する。

一、交換すべき品目、數量、單價及び供給の時期方法に關する細目協定は、南京において、クラインと支那代表者との間に商議す。

尙ほ右契約の當事者たるライヘナウ將軍及びクラインは、六月二十二日上海着、同二十五日南京に赴き、蔣介石其他と、右協定の細目に就き、打合せを行つたと傳へられた。

右に就き在獨逸武者小路大使は、六月三十日獨逸外務省當局を訪問し、獨逸密約の目的が果して武器の對支輸出を目的とするならば、同協定は明かにヴェルサイユ條約に、牴觸するものであり、日本政府は東亞の安定勢力として、之に對し多大の關心を有する旨を述べ、獨逸政府の考量を促した。

又我が在支官憲も、支那當局に對し、真相を問合せたる所、國民政府外交部から七月二日左の如き回答があつた。

獨支兩國間に約一月前バーター制度による一億元借款成立せるも、未だ實行し居らず、契約の内容は支那から原料品を、獨逸からは主として機械類、工業品を、それぞれ輸出することになつてゐるが、武器は協定品目に含まれてゐない。

二、湘黔鐵道及び黃河橋梁借款

右二借款は、南京政府鐵道部と、獨商ホット・ウォルフとの間に、一九三六年春以來交渉中であつたが、同十二月に至り成立したもので、前者は三千萬元、後者は一千萬元である。利子は何れも年六分、償還期限は前者は十箇年、後者は十二箇年で、鐵道収入が擔保となつて居る。

第五節 佛國の援助

成都・重慶鐵道借款

佛國も支那に於て活動し、前航空相ドナン將軍は、十二月二日香港に到着し、香港官憲、支那要人等と會談した。其の内容に就き種々の揣摩臆測が傳へられたが、その眞偽は別とし、佛國が對支經濟進出に新なる努力を拂ふに至つたことだけは疑ひない。

佛國の得た利權として目立つたのは、成都・重慶鐵道借款である。

成都、重慶間五百二十三哩の鐵道借款は、十二月十六日正式に成立し、調印を了したが、其の計畫の骨子は左の通りなりと云ふ。

一、鐵道建設の總經費五千四百五十萬元の中、二千萬元は川黔鐵路会社が擔當し、三千四百五十萬元は佛國銀行團より借款す。

二、佛國銀行團よりの借款中、二千七百五十萬元は鐵道材料の購入費とし、残り七百萬元は現金借款とす。

三、借款は無擔保、十五ヶ年分割償還とす。

四、佛國人二名を鐵道顧問とす。

第六節 日本 の 援助

一、外務省の北支經濟開發工作

我が外務省は日支經濟提携を掛聲のみに止めず、自ら率先して之を具體化するの必要を認め、一九三五年來對支文化事業部の事業に就き再検討を加へて居つたが、從來の學究的事業よりも、支那民衆に直接福祉を齎すべき事業を選ぶことを適切とし、昭和十一年春の臨時議會に「對支文化事業部特別會計法中改正法律案」を提出し、從來同法により、年三百萬圓に限定されて居た歳出を四百萬圓に増額し、之を以て先づ青島に華北產業科學研究所を設置し、棉花栽培その他農事改良に關する研究を行ひ、支那農民の福利を圖ることにした。右の外天津に農事試驗所を設け「北支棉花協會」及び「日支棉花改良協會」等の設立斡旋に乗り出すことゝなつた。

二、對支新投資

一九三六年に於ける我が國の對支新投資を簡單に表示する。

投資者	金額	借款成立年月日
山西省同蒲鐵道	五〇〇千元	一九三六・六
日川立製作所 日本車輛等	八、〇〇〇	一九三六・八・二〇
天津電業公司	一〇、〇〇〇	一九三六中
北支紡績業 (東洋紡、鐘紡等)	二、五〇〇	一九三六・九
羅華玻璃公司 (旭硝子)	二一、〇〇〇千元	
計		

前表に依り明かなるが如く、英米その他の列國は、南京政府中心に中南支方面に主として投資を集中せるに反し、日本の投資は、現在のところ北支に集中されて居る。

日本の一九三六年度に於ける對支投資額が、二千萬元程度なるに比し、英國二億五千萬元、米國二億二千萬元、獨逸一億元であつた。

前表の外、一九三六年八月津石鐵道借款が成立した旨傳へられたが、詳細不明である。又計畫中のものとしては、製紙工場、人絹バルブ工場等があると傳へられてゐる。

第二十三章 基隆事件

日英同盟の舊誼により、日本國民は今尚ほ英國に對し、或る程度の親しみを持つて居り、政府部内に於ても民間に於ても、日英同盟復活論が折々擡頭する。滿洲事變後の我が國外交は無軌道的であつて、其の後暫く親英論も遠退いて居たが、それが次第に常軌に復するにつれ、又々ぼつ／＼日英提携論が唱へられるに至り、一九三六年の春頃には日本にも英國にも、朝野有力者の之に關する所論が屢々發表せられた。我が國政府部内に於ても日英接近を策することに決したものと如く、駐英吉田大使の出發に當り、その重要使命の一つとして、日英提携を圖るべしとの訓令を携行したと傳へられた。其の後同大使による日英親善工作が、どの程度迄進捗しつゝあつたかは不明であるが、同年十月末我が臺灣の基隆に起つた一事件は、意外に大問題として英國に傳へられ、日英國交上に一暗影を投じ、折角進行中の日英親善工作に一頓挫を來たさしめたこと了解せられた。

英國側に傳へられた基隆事件の大意は次の如くである。

十月七日臺灣基隆に於て、英國軍艦乗組員三名が、タクシー賃錢を拂つたことを明示する有力な證據があつたに拘らず、その支拂に關し、口論が始まり、その擧句三人の英國水兵は警察署に連行

され、日本警察官から拷問を受け負傷した。又彼等の仲に入つた英國士官は、日本官憲によつて侮辱された。英國政府は此の事件の賠償に關し、日本政府との間に交渉中である。この事件のために英國極東艦隊司令官チャールズ・リトル提督の日本訪問が突然延期された。

右の如き報道がどうして英國人にそれ程重要視されたかといふに、それは「拷問」といふ文字が英國人に特別の感じを與へるからである。我が國では最近の所謂「帝人事件」に於て、拷問々題が注意を惹いて居るが、從來警察に於ける少々の拷問は、殆んど普通のこととして餘り注意を惹かなかつた。

英國に於ても以前には拷問が行はれたのであるが、英國國民は拷問を撤廢する爲めに政府と闘ひ、漸くにして之を廢止せしむることが出来たのである。かゝる事情から英國人は、拷問を野蠻の遺風として非常に憎み、「英國人が日本官憲に依つて拷問された」と聞いては、異常の戰慄と憤慨を感ずるのである。

斯くて本件は、日英兩國政府間の交渉案件となつたが、臺灣總督府坂本外事課長が十一月二日、事件の真相として發表したところは左の通りである。

一、十月七日午後十一時二分、臺北驛發基隆行き最終列車に乗り遅れた英國軍艦乗組水兵三名は、同驛警手の斡旋により、同驛から料金六圓の約束で自動車に乗つて、基隆に向つたが、水兵等は何れも乗車の時既に酩酊して居り、

なほ各一本宛のビールを所持し、車中でも一本を三人して飲み且つ騒いで居つたのである。

二、翌八日午前零時三十分頃、基隆市大正棧橋附近で停車を命じたので、運轉手は同棧橋に繋留中の英國軍艦ブルース號に歸還するものと思ひ、右側より降りて岸壁即ち左側に廻りて左側の扉をひらいたところ、水兵等は反對側の右側より下車し、料金を支拂はず、無言の儘、右側のカフェーダルマに立ち入らうとするので、運轉手は之を追掛け、手眞似で、料金を請求したが、件の三人はその儘カフェー内に入つてしまつたので、運轉手は已むなく同カフェーの入口で、偶々この事實の終始を目撃して居た一女給に語り、その助言に依り、基隆警察署にその旨届出で、同署の指示により、その管轄たる同新町派出所に届出でた(時刻午前一時十五分頃)。

三、右の届出を受けた同所勤務の巡查二名は、運轉手同道前述のカフェーに臨んだが、言語不通のため、一名はその入口に居残り、一名は通譯の出来る一警察官の應援を求むるため出向き、十數分の後和服着用の右警察官同道し、件の水兵等に質問したる所、一人は初め自動車賃未拂の事實を肯定するやうな風に見えたに拘らず、同所で飲酒中の他の英艦乗組員の聲援に依り、支拂済みであることを主張するに至り、且つ場所柄が調査に不適當であつたため、午前二時頃、三水兵に派出所へ同行を求め、同所に於ては、三水兵を入口より第二室目の事務室に入室せしめ、椅子に腰掛けしめ、前述二巡查及び運轉手同室の上、前記の通譯に當つた警察官が主として種々の聴取を行つた。

四、三水兵を同行後未だ十分も経ない中に、略服を着た週番士官と稱する者が、證人として一下士官を帶同來所し、その下士官が一水兵に對し、自動車停車の際、五圓紙幣と一圓紙幣とで、十圓紙幣を兩替してやり、且つその水兵がその金を以て支拂つたのを目撃したと證言したが(一)支拂つたのを目撃したと稱する水兵と、自ら支拂つ

たと主張する水兵とは別人であること、その他水兵の陳述の曖昧であること、(二)運轉手の所持金を該週番士官の面前で調べた所、五圓札は一枚も持つて居なかつたこと等により、該警察官は貸金未拂の事實を推定し得たのである。(三)なほ自動車停車當時は、他に通行人の無かつたこと及び例の下士官は三水兵の到着より一時間乃至一時間半以前から、同カフェーで飲酒中であつたことはその後判明した。

五、この間該週番士官も酒氣を帯びて居り、水兵等を取調べて居る事務室の硝子戸一枚を以て隔てられた一室に居つたのであるが、水兵等に對し面會を求め、それが拒絶されると、「君達は水兵を縛り上げて取調をして居る爲め面會を拒絶するのであらう、將校が部下の水兵に面會するには君等の干渉は受けぬ」と放言し、強いて扉を排し事務室に侵入しようとしたので、該警察官より「貴官の如き泥酔した非紳士的人は鐵の代表としてこれ以上應對することは出来ない、水兵との面會を拒絶したのは、證人と水兵との供述が一致しない爲めで、この點に就て連絡されるのを恐れるからである。現在水兵が如何なる状態にあるかを見るだけなら差支ない」と硝子戸を少し開いて事務室の様子を實見させた所、水兵等は椅子に倚り、頰杖を付き、煙草を煙ゆらして居たのを見て、該週番士官は大いに恐縮し、直ちに歸艦して、將校の制服を着用の上、再び派出所に現れ、先刻は酷罰して居て無禮をした旨陳謝したのである。

六、水兵等は依然支拂濟であるを主張し、且つ「支拂濟のものを更に支拂へと云ふならば之を支拂ふべし」と爲して、二重拂も餘儀なしとの態度に出たので、該警察官は日本官憲が二重請求の不正を援助せるやの疑惑を招くやうな取扱をなすことは、日本警察官の絶対に許さざる所である旨を説いたけれども、結局埒があかないので、午前三時頃基隆警察署に移行したのである。而して派出所で取調べた時間は一時間にすぎず、この間主として取調

に當つた通譯警察官は、水兵三人のほか届出人、證人の取調及び將校との應對等一人にて之に當つて居つたのであるし、取調べに當つた事務室は狭少で、道路に而した部屋であり、且つ將校は殆ど終始隣室に控へて居つたのである。又取調べに當つた警察官は、米國に生れ、日本で専門教育を受けた、相當教養あり思慮ある警察官である。

七、警察署では別の上席警察官が取調べたのであるが、將校は「要するに金錢問題であるから、金は支拂ふから、水兵を釋放して呉れ、若し同日午前七日までに歸艦出来なければ、當直將校として自分の責任になる」と申入れた所、警察官より「本件は單に金錢問題ではなく、運轉手が虚偽の申告をなしたものとすれば、之を處分しなければならぬので、真相を判明せしむる必要があるから、貴官も無理に釋放を求むるより、真相判明に協力しては如何、水兵等が真相を告白しないのは、歸艦後の處分を恐れて居るのであらうから、貴官に於て事件の真相を判明せしむる誠意があるなら、水兵との會見を取計ふ」と告げたところ、將校は暫く熟考の上面談したいと申入れたので、警察官立會の上、水兵等に會見させた所、將校は今朝七時まで、自分の當直中に歸艦すれば、甘く取計つてやる、正直に言つて呉れと申付け、斯くて水兵達は未拂の事實を認め、之を支拂つて午前五時半頃相携へて歸艦したのである。

八、なほ基隆警察署退出に當つて、三水兵は自動車賃金未支拂なりし事實を認め、警察官に迷惑をかけたことを遺憾とする旨の手記を残して居る。

之を要するに、本件に就ては、我が關係警察官に於て何等指彈を受くべき點はないのであり、相手側の取扱に就ては、寧ろ相當の好意と細心の注意を拂つたのである。たと先方の申分が筋道立たず、且つその態度が相當傲慢で

あつたため、關係警察官がこれを論駁指摘したことは、已むを得ざることなるのみならず、當然のことであつたと
思はれる。而して本件は關係者に於ても、一些事として何等意に留めて居らぬのに、問題となつたことを不思議と
して居る位で、世間の問題とさるゝことは、相手の名譽にもかゝはるので、今日まで私共も黙殺して居たのである
が、世界的ニュースとなつた以上、事件の真相概要を説明せざるを得なくなつたことは遺憾に堪へない。

第二十四章 日獨防共協定

一、概 説

滿洲事變以來、日本の外交中、日獨防共協定程内外の耳目を聳動したものはない。然らば本協定の
内容が世界を震駭する程の重要性を帯びて居るのかと云ふに、さうではない。世界は内容を録々検討
もしないで、日獨協定に驚いたのである。何時も乍ら世界が、如何に日本を知らず、誤解し、猜疑し
乃至は買被つて居るかが知られる。英國の若き外相イーデンは、十一月三十日下院に於て議員の質問
に答へ、日獨協定を評して「世界をイデオロギーに基く集團の對立に導くことに反對する」と述べた
が、見當違ひも茲に至つては噴飯ものである。本協定の目的となつたソヴィエト・ロシアが本協定の
締結に驚かされたのは無理もない。然し蘇聯は多年赤化宣傳で列國に脅威を與へ、フランスとは軍事
同盟迄結んで置き乍ら、今回の日獨協定に對して猛烈に毒づくのは、身勝手も甚だしいと云はなけれ
ばならない。之は恰も泥棒除けの爲めに造られた垣根に對して泥棒が苦情を言ふのと同様である。

日本國內に於て本協定が不評を買つたのは、一つには外國に於ける批評の反映であり、又他面に於
て本協定に軍部が關係したからである。本協定の締結に軍部が關係した爲め、軍部に對する反感が本

協定に對する非難となつて現はれ、有田外相が軍部の身代りとなつて、外交不振の名に於て、攻撃を一身に引受けるの結果となつたのである。

尤も本協定を支持する者の中にも、之に對する外務省側の辯明が、餘りに小乘的であることを遺憾とするものが多かつた。從來コミンテルンと蘇聯政府とは、一心同體であると主張して來た我が外務省が、今回は蘇聯政府の從來の説明を逆用して、兩者は別ものであると主張し、本協定はコミンテルンを目的とせるもので、蘇聯政府を目的とするものでないと辯じたのは、皮肉のつもりであつたかも知れぬが、詭辯に聞こえ、反感を唆つた。國內に於ける非難の要點は左の如きものである。

(一) 本協定は漁業條約を流産せしめた。

この議論は最も政府の痛いところであつて、政府がより速かに漁業條約を成立せしむるか、又は防共協定を今暫く秘密に附して置いたならば、斯かる手違ひは起らなかつた譯であるから、この點は何としても外交上の失敗たるを免がれない。蘇聯が調印の約束をして居り乍ら、これを實行しなかつたのは、蘇聯側の不誠意の致す所で、その罪先方にありと云ふ論は、先方を責むるのに使用することはよいが、以てこちらの手落ちを辯解するに足らない。

(二) 日獨協定は秘密外交の産物である。

日獨協定が日本で知らるる前に、外國の新聞に傳へられたことを以て、政府は國民を愚にするものであると非難したものがあつた。然し總ての外交を公開せよと云ふ議論は、歐洲大戰後一時の反動として、多數外交評論家の唱へた所であるが、外交に限らず、商業上の交渉でも、これを公開することは、打毀すことに外ならない。日獨協定が秘密裡に行はれたと云ふことは、何の不思議もない。諸外國の新聞にこれが洩れたと云ふことは、秘密の守り方が不充分であつたことを意味するので、外國に洩れたから、日本でも洩らしたら良いと云ふことは議論にはならない。

(三) 協定の結果日本はフアツシヨ・プロツクに加盟するに至つた。

現在のヨーロッパ諸國は、所謂フアツシヨ・プロツクと、デモクラシイ・プロツクの、二つの陣營に分れて居ると云はれて居る。イーデン外相もヨーロッパの現状を、斯く觀るものであつて、今回の日獨協定の結果、日本がそのフアツシヨ・プロツクに加擔し、デモクラシイ・プロツクに對するに至つたものと彼は考へたらしい。このイーデンの考へが新聞に傳はるや、我が國內に於ても之を肯定し、日獨協定に反對する理由として、同協定は日本をフアツシヨ・プロツクに加盟せしむるものであると説くものが少なくなかつた。然し乍ら日本が、同協定に依つて、フアツシヨになつたと云ふが如きは、事實を無視せるもので、日本は協定締結前も、締結後も、立憲政治國で、フアツシヨにあらざることは

云ふ迄もない。イーデンの論法を用ひれば、日本が米國と提携するに至らば、日本は共和主義となり、蘇聯と同盟を結べば、共產主義となることになる譯である。

(四) 防共は國內事項であつて國際條約の目的たるべきでない。

この批評は一應尤に聞ゆるも、共產黨の組織は國際的であつて、全世界に多數の支部を有し、相互に連絡を保ち、陰密に活動するものであるから、之に對する防衛措置も、國際的協力を必要とするに辯じ得る。然し實際に、協定締結の必要ありや否やは、別問題で、その判断は時の政府の決定に俟つ外はない。政府が認定を誤つたか否かは、意見の相違に歸し、判定困難である。

(五) 日獨協定は日本を一層外交的孤立に導く虞あり。

右の反對論は、日獨協定が諸外國に於て、不評判なるに恐れを爲し、斯くては、日本は、獨逸と共に、世界の憎まれ者となるのではないかと心配した結果である。

日獨協定は蘇聯に對するものであるから、蘇聯がこの協定の成立に不快を感じるのは當然である。我が政府當局が、本協定はコミンテルンを目的とするもので、蘇聯邦を目的とするものでないから、蘇聯邦から苦情を云はれる理由なしと辯解せるは、詭辯であつて、所謂「耳を蔽つて鈴を盗む」の類である。本協定が蘇聯及び蘇聯の同情者から、非難攻撃を受ける位のこととは、始めから豫期し、覺悟し

て居らねばならない。之に關する政府の豫測と、蓋を明けて後の實際の結果との間に、どれ程の齟齬があつたかは、局外者の知り得る所でないが、單に協定に對する英米の批評が、多少香ばしからざるものがあつたからとて、日本が孤立に陥つたものの如く恐怖心を起すのは、神經過敏に陥つたものと云はなければならぬ。

二、協定の内容

本協定はベルリンに於て、我が大使館附駐在武官と獨逸軍部との間に話がすゝめられ、一九三六年十一月二十五日、我が駐獨特命全權大使武者小路公共と、獨逸の特命全權大使フォン・リツベントロップとの間に調印せられたものであつて、本文は三箇條より成り、極めて簡單なものである。その第一條は、

締結國ハ共產「インターナショナル」ノ活動ニ付相互ニ通報シ、必要ナル防衛措置ニ付協議シ且緊密ナル協力ニ依リ右ノ措置ヲ達成スルコトヲ約ス

とある。これが本協定の主體であつて、日獨兩國は、共產インターナショナルの活動に付き(一)互に通報すること(二)防衛措置に付き協議すること(三)緊密なる協力を爲すことを約束したものである。

第二條は、第三國に對し、本協定に加入せんことを、共同して勸誘することを定めたものであり、又第三條は本協定が五ヶ年間效力を有することを定めたものである。

更に附屬議定書に於て、兩國官憲の協力を容易ならしむる爲め、常設委員會を設置し、共產インターナショナルの破壊工作を防遏するに必要な防衛措置は、右委員會に於て考究且つ協議することを定めて居る。

三、我が外務省の聲明

我が外務省は十一月二十五日聲明書を發し、コミンテルンの活動が、日本及び獨逸を目的とするもので、其の活動は甚だ危険性を帯び、現存國家の安寧及び世界の平和に對し、一大脅威であつて、之が防衛措置を講ずるの必要に迫られるに至つたことを述べ、進んで協定の内容を説明し、更に本協定の背後には、秘密協約等の存在せざること及び本協定はコミンテルンを目的とするもので、蘇聯邦そのものを目的とするものでないことを明かにした。その全文は左の通りである。

(一) 共產インターナショナル、所謂コミンテルンは、モスコに本部を構へ、其の創立以來、世界革命の根本方針の下に、各國に於ける國家組織を破壊せんが爲め、各種の工作を施し、世界平和に多大の脅威を與へて來たが、昨年夏第七回世界大會を開催し、ファシズム及び帝國主義に對抗する爲め、第二インターナショナル等と統一戰

線結成に邁進するの方針を決議すると共に、コミンテルン今後の活動の目標は、日本、獨逸、波蘭等であることを明かにし、尙ほ日本と闘争する爲め、支那共產軍を援助すべき旨を決議宣言した。

コミンテルンの實行方法は、右大會後著しく巧妙となつた爲め、其の危険は益々増大した。而してコミンテルンが如何に各國の内部關係に介入し、現存國家の安寧及び世界平和に對し、甚しき毒害を齎したかは、今次西班牙の動亂に就てのみ之を見るも、其の深刻なるに驚かぬ者は無からう。又尠くともコミンテルン大會の際、ソヴイェト聯邦政府に抗議した國々に於ては、コミンテルンの活動の有害に付、充分なる認識を有する筈である。

(二) 赤化の侵冠は、從來東洋方面就中支那に於て特に著しく、外蒙古、新疆の如きは、既に其の慘禍を嘗め、支那本部に於ては、共產軍の甚しき跋扈を見つゝあり、中國共產黨を通じて行はるゝ、コミンテルン對支活動は、前記第七回大會以後、頓に活潑を加へて來た。滿洲國に於てもコミンテルンは、中國共產黨滿洲省委員會を指導して、各地の細胞組織の扶植及び匪賊の懷柔誘導に努め、赤色バルチザン隊を各地に出沒せしむる等、其の暗躍甚しきものがある。我が國に於ては、滿洲事變以後、極左運動は一時衰微の兆があつたが、コミンテルン大會後は、其の決議に従ひ、合法場面に潜入して、統一戰線運動を展開し、共產主義運動再興の素地たらしめんとし、再び該運動擡頭の勢がある。

(三) 帝國政府としては、萬古不動の國體を擁護し、國家の安全を確保し、進んで東亞永遠の平和を維持する爲め、從來共產主義的活動に對しては、明確なる方針を堅持して來た次第であるが、右の如きコミンテルンの脅威の増大に鑑み、一層嚴重なる防衛措置を講ずるの必要に迫らるゝに至つた。然るにコミンテルンの組織及び活動は、國際的であるから、之に對抗する爲めには、國際的協力に俟つことが肝要であるが、獨逸に於ては、昭和八年ヒト

ラー政權の成立以來、峻烈なる反共產主義的政策を實行し來つた一方、前述の如く、客年のコミンテルン大會は、日本及び獨逸等を以て、今後に於けるコミンテルン活動の主たる對象と爲して居るので、獨逸は、對コミンテルン關係に於て、帝國と著しく類似の立場に在るのである。依つて帝國政府に於ては、コミンテルンに對する防衛工作の第一歩として、先づ獨逸と交渉を重ねた結果、遂に本日協定の調印を了し、直に實施せられたのである。

(四) 本協定は、コミンテルンの破壊工作に對する、共同防衛を本旨とするもので、締約國間に於ける、コミンテルンの活動に關する情報の交換、防衛措置に關する協議及び實行、竝にコミンテルンの脅威を受くる第三國に對する、共同勸誘に付規定し、別に、附屬議定書に於て、本協定の施行に必要な、具體的方法を定めて居る。

(五) 帝國政府に於ては、今後コミンテルンの脅威に對する防衛措置の完璧を期し、成るべく多數の國家と協力せんことを欲する次第であるが、これ一にコミンテルン防衛の目的に出づるものに他ならぬのであつて、本協定に關聯し、又は背後に、何等の特殊協定のないことは勿論、右以外の目的を以て、何等か特殊の國際的プロットを形成し、又は之に参加せんとする意圖を有するものでない。尙ほ又本協定は、ソヴェイト聯邦其他如何なる特定國をも目標とするものでないことは言ふ迄もない。

四、獨逸當局の聲明

獨逸宣傳相ゲツベルスは、十一月二十五日ヒトラー總統及び獨逸政府の名に於て、獨逸國民に對し、左記要旨の放送演説をなした。

今次日獨協定は、共產インターナショナルの爲め、歐洲及び全世界に漲つたる暗雲に對し光明を放つた。本協定

は、防衛的性質を有するもので、コミンテルンが不斷の挑發、革命的內亂、無政府的顛覆運動及び良心なき民族破壊運動に依り、全世界を混亂の深淵に陥れんと試みたのに基くものである。

本協定は、第二條に示すが如く、何國をも敵とするものにあらず、唯コミンテルンの暴威を抑制せんとする意味と目的とを有するに止まり、右は又、獨逸現政權樹立以來の、確固たる方針である。吾人は本年ニールンベルグ黨大會に於て、共產主義の禍害を高調したが、果せるかな、最近の西國事件は、戦慄すべき災禍を示したものと云ふべく、今次日獨の二大文明國間に締結せられた協定は、世界平和に對する、重要な貢獻を使命とし、且兩締約國は他を挑發せず、同時に自ら挑發の犠牲たらざらんことを明示した。全世界は、本協定が、人道の脅威に對し、最高の文化擁護、及び全世界の眞正なる平和の爲めの闘争の、嚆矢を爲せることを、知悉せんことを希望する。云々

五、第三國に對する勸誘

日獨防共協定の第二條に、同協定には第三國の加入を勸誘する旨が定めてある。日本は支那との間に防共協定を締結する希望を、以前から有して居つたが、實際問題として、支那を日獨協定に参加せしむる可能性ありとは考へなかつたであらう。然らば支那以外に、何國の加入を豫期して居つたかといふに、それは伊太利を以て外に重要視すべき大國はあるまい。其處で伊太利に對し、日獨防共協定に加入を勸誘したものであるが、この點は明瞭でない。結果より見るに、伊太利は同協定に對する世評の餘り香ばしからざるを見て、之に加入することを見合せたものと察せられる。

六、日蘇關係に及ぼせる影響

日獨防共協定締結の結果、最も大なる影響を蒙つたものは、日蘇關係である。日蘇間には諸種の懸案あり、越境事件の頻發するあり、兩國關係は一時緊張したが、一九三六年の夏頃より、蘇聯の態度が著しく緩和し、諸懸案の交渉が比較的圓滿に進捗し、我が國民をして、此の分では年末迄には兩國の關係が、從來にない程、明朗化するであらうと期待せしむるに至つた。日蘇間の交渉案件中國境劃定委員會及び紛争處理委員會の設定に就ては、尙ほ二三意見の一致を見ざる點があつたが、北樺太石油試掘權延長の交渉及び漁業條約改訂の交渉は、共に妥結に到達し、前者は調印を完了した。後者については十二月二十日を期して、調印を了することに了解が成立して居つたに拘らず、之に先立ち、蘇聯は日獨防共協定成立の事實を擱んだ爲め、俄に旋毛を曲げ、調印を拒絶するに至つたのである。

日獨間に同盟條約締結の噂は、數年以前より時々蘇聯自身に依つて放送せられたのであるが、日獨防共協定の交渉が進むにつれ、日獨同盟の噂が頻繁になつたので、蘇聯政府は之を氣にして、其の眞偽を突止めるべく努力したのであつたが、最後に在本邦ユレネフ大使が、有田外相自身の口より、防共協定成立の旨を聞き取り、之を本國政府に打電したので、同政府は憤慨して前記の通り、漁業條約の調印を拒絶するに至つたのである。

蘇聯は漁業條約調印の拒否により、我が國の輿論を自國に有利に導かんと圖つたのであるが、日本國民の輿論は蘇聯の思ふ壺に篋り、漁業條約の不成立に非常な失望を示し、延いては日獨協定そのものを非難し、軍部に對する反感を強め、結局内閣總辭職の動因を作るに至つたのである。

モスコーに着任早々の重光大使は、リトヴィノフ人民委員に對し、再三新條約調印方を交渉したが、先方が頑として之を聞入れないので、結局現行條約及び廣田カラハン協定を、一九三七年十二月末迄、暫定的に延長することにしたことは別項記載の通りである。

七、主要外紙の論調

一、イズヴェスチヤ及びブラウダ（十一月二十九日）

兩蘇紙は何れもリトヴィノフ外務人民委員の演説を支持強調せる社説を掲げたが、其の要旨は、蘇聯の政策は平和にあり、ファツシヨの夫れは侵略にあること、日獨協定は軍事協定に外ならずして、蘇聯のみならず、英米其の他を脅威するものなること、ファツシヨ諸國は西國叛徒に加擔し、平和を攪亂し居るに對し、蘇聯は目を蔽ひ得ず、これ蘇聯の西國々民に對する、熱烈なる同情を惹起せる所なること、ファツシヨの脅威を感じるは蘇聯に限らぬ、故に平和を欲するものは、蘇聯と協力することの有利なるを知るべきであるが、蘇聯は敢へて他國との同盟を懇願するものにあらざることを、蘇

聯は資源豊富にして、兵力強大なれば、押寄するファツシヨの波は、唯粉碎すべきのみなること等であつた。

二、倫敦タイムス（十一月二十六日）

公表された限りでは、反コミンテルン協定は、思つた程恐ろしいものではない。但し、附屬議定書の（ロ）項に徴すれば、日獨兩國警察の聯絡以上の任務を、右協定が帯ぶることを示す。一國乃至數國が、軍事的干渉に依らず、國外の敵に對し、嚴重措置することは困難であり、又共產宣傳機關の内、最重要なのは蘇聯政府である。

コミンテルンに對する他國の關心は、英國の比でなく、日獨兩國政府が、共產主義の世界的目的を強調して居るのは、西班牙内亂の實例で充分了解し得る。

資本主義は、自己崩壞の過程を辿ると、蘇聯は信じつゝある故、友邦の合法政府に對する陰謀幫助を拋棄する旨保障すれば、歐亞兩大陸の緊張を緩和するに役立たう。然し乍ら、コミンテルンの活動が、如何に卑劣且つ厄介であらうとも、日獨兩國の反共プロック構成は、遺憾且つ不必要で、英國は之に無關心の態度を持する。同盟の主たる効果は、獨逸及び日本兩軍部の行動の自由で、後者に就ては、英國の利益にも關係がある。

三、紐育タイムス（十一月二十六日）

今次日獨協定は、明文上では唯コミンテルンの破壊的行動に對する、共同防衛を規定するに止まるが、締約國以外の何國の外務省も、右を文字通りの制限された意味に解釋しようとはせぬ。協定それ自體よりも、東京で發表された日本外務省聲明の方が、より説明的である。これに依れば、日獨兩國は、コミンテルンの活動に依り、兩國の利益が害されると認める場合、世界の隨所に於て、協力し對處する意思あることが分明した。従來コミンテルンと蘇聯政府とは、一心同體であると主張し來つた日獨兩國が、今度は、前者に對する共同戦線は、後者に對する敵意を意味せずと主張し、反對に、從來兩者の全然別物なるを主張し來つた蘇聯政府が、今度は、コミンテルンに對する攻撃を以て、蘇聯政府自身に對する攻撃と解釋するに至つたのは皮肉であるが、蘇聯政府が、今次協定を以て、自國に對する脅威と感ずるのは當然だ。同政府に次いで脅威を感ずるのは支那であり、北支に於ける日支共同防共の主張に對し、頑強に反對を續けて來た南京政府は、新條約の結果、更に獨逸が日本の主張を支援すべきを憂慮しつつある。日獨兩國は、反共產主義十字軍参加を、全世界に訴へて居り、伊國、波蘭兩國政府も、之に氣があるらしいが、英國は繰返し、強く之に反對する旨宣言した。今日のところ、兩締約國の傳道的熱心に、未だ引き摺り込まれた國の無いことは好ましい。

四、佛紙、タン（十一月二十六日）

各國政府が、無政府無秩序状態を希望せぬ以上、國內で共產革命運動を抑壓克服することは、當然の義務と言へよう。日獨兩國政府が締結した反共協定の新規な點は、斯る國內的防衛義務を、國際的分野に擴張しようとするに在る。過去に於ても、テロリズム及び無政府主義に對して、同様の企圖を見たが、自由民主主義諸國が、思想十字軍に反對した爲め失敗に歸した。コミンテルンの活動は、テロリズム及び無政府主義の活動とは異なるが、現在日獨兩國政府が採らうとする政策は、直ちに歐洲を思想的分裂に導く惧あり、自由民主主義諸國は、凡ゆる十字軍に反對する。同協定は、思想的目的以外に、政治的分子を包含するが、日本政府は、密約乃至軍事協定の存在を否定し、コミンテルンの國際的活動に對して、國際的に對抗する丈くと説明して居る。何れにせよ、日本政府は、反共協定の締結に際し、他日英、佛兩國と對抗する地位に立つ様な事態の發生を避ける爲め、適宜の措置を講じたを期待する。佛國政府は、蘇聯政府と相互援助條約を締結するに際し、日蘇兩國が開戦する場合、完全な行動の自由を確保し、蘇聯に對し好意的中立の義務さへ負はぬやう、細心の注意を拂つた。日本政府が、獨逸政府と協定するに當り、佛國政府に對し、同一の忠實な留保を附したものと信じたい。

五、ジオルナレ・テイタリヤ（十一月二十六日）

- 一、蘇聯共產主義は、西佛地方を攪亂し、東洋に向ひ、支那を侵しつつある實狀で、世界平和の爲めに放置すべからざる存在である。
- 二、共產主義は又團體（國家）を侵すのみならず、所謂インテリ階級を侵すもの故、之等を取締らざる國家は、危険を孕むものと言ふべきだ。
- 三、日獨防共協定は、防禦的のもので、攻撃的のものではない。
- 四、防共政策は蘇聯より強制されたものと言ひ得よう。
- 五、伊國は、防共政策に當然合流するものなることは、十月二十五日伊獨協定後、ミュンヘンに於て、チアノ外相の爲せる聲明、十一月一日ミラノに於て、ムツソリニ首相の爲せる演説に依つて明かである。

第二十五章 日伊協定

日伊協定と日獨防共協定とは表面何等關係する所が無いけれども、この二協定間にはその裏面に一脈相通する所がある様に思はれる。それは一には、獨伊兩國が共に歐洲のファツシヨ國であつて、最近緊密に相提携して居るからで、二には、日獨協定と時を同じうして日伊協定が成立したからである。

日伊協定は一九三六年十一月初頭以來交渉中であつたが、兩國間に公文交換を終り、十二月二日東京及び羅馬に於てその内容が公表された。

日伊協定は一方に於て、帝國政府がエチオピアの公使館を廢止し、之に代るに領事館を以てすることにし、以て事實上伊太利のエチオピア併合を承認し、他方伊太利政府は、奉天に總領事館を設置して、事實上滿洲國を承認し、且つエチオピアに於ける日本の經濟的權益を特に擁護することを言明したものである。

然し乍ら、今回の帝國政府のエチオピア併合承認と、伊太利政府の滿洲國の事實上の承認とは、交換條件でなかつたことを、我が外務當局は、特に明かにして居る。即ち伊太利政府は、以前より奉天に領事館開設を希望した事實があり、その滿洲國に領事館を設置したことは、自發的の行爲であつた

と、説明して居る。従つて日伊兩國とも、その公表中には、滿洲國の問題には觸れて居らない。伊太利政府は日伊協定の公表後數日をおいて、奉天に總領事館開設のことを公表して居る。政府の説明は右の如くであつても、伊太利に依る滿洲國の事實上の承認が、今回の日伊協定の一要件であつたことは、世間一般の認むる所である。

日伊協定に關する日伊兩國政府の發表は、左の通りである。

我が外務省發表

今般帝國政府は、在エチオピア公使館を閉鎖し、アヂス・アベバに領事館を開設するの用意ある旨を、伊國政府に通告した。

尙伊國政府は、エチオピアにおける通商、その他に關する帝國の利益を尊重し、右に對し特に好意的考慮を加ふることとなつた。

伊國外務省發表

チアノ外相は、駐伊日本大使杉村陽太郎氏と會見せるが、同大使は在アヂス・アベバ日本公使館を總領事館に變更すべき、日本政府の決定を通告し、イタリー國王及びエチオピア皇帝に對しその認可状を要求せり。チアノ外相は、エチオピアに於ける日本の利益は、イタリー國官憲による特殊注意の對象たらんことを確約せる後、杉村大使に對し、日本政府の決定を多とする旨表明せり。

我が外務省當局談

(一) エチオピアにおける事態の變化と共に、時機を見て、在エチオピア帝國公使館を廢し、領事館を設置することを適當と認めためたので、本年六月末、在歐各大使に訓令して、エチオピア内の情勢及び聯盟諸國の動向等を注視せしめて居たのであるが、今回伊國政府と交渉の結果之が實現を見るに至つたのである。既にドイツ國政府は、昨年七月二十五日、在エチオピア公使館を廢し、總領事館を設置する旨伊國政府に通告してゐるのは、當時發表せられた通りである。帝國政府が今回領事館設置を決定するに至つたので、伊國政府は、通商上其の他の利益保護に對し、好意的考量を與ふる旨言明した次第である。依つて右言明を基礎として、本邦とエチオピアとの貿易關係調整のため、商議が開始されるものと期待されて居る。

(二) 本件以外、目下日伊間には、何等政治的協定に關する話合等は、行はれて居ないのであるが、兩國が文化的交換等に依つて、現實に親善關係を温めつゝあるは周知の通りである。

(三) 尙今般伊國政府と滿洲國政府との間に、在奉天伊國總領事館開館に關し、話合が成立した趣であるが、右と本件在エチオピア領事館設置とは、別に關聯は無い。右は誤解もある模様であるから、特に附言する次第である。

伊國外相談

伊エ戰爭を通じ、日本が伊國に對して執りたる公正且つ同情的態度は、伊國四千萬國民の深く感謝するところである。而して假に不幸にして、エチオピア遠征が失敗に終つたとしても、伊國民のこの感謝の念には變る所はなかつたらう。要するに世界五十有餘國を相手に、伊國が空前の國難に直面した際受けた恩誼は、子々孫々相傳へ、永く忘る能はざる所である。今や本協定の成立により、日伊の關係は一層友好の度を深めた。地位と環境と相似點を持つ兩洋の盟邦が、今後相携へて、世界平和に貢獻し得る素地を作つたことを欣快とする。

尙ほ滿洲國外交部は、伊太利が奉天に總領事館を開設することになつた旨を、十二月一日正式に發表した。それに依れば、先づ駐日伊太利大使アウリツチより、十一月二十日附公文を以て、駐日滿洲國大使謝介石に對し、伊太利總領事館を奉天に開設したいから、之に對し滿洲國政府の承認を得たいとの申出あり、滿洲國政府は、之を承認することに決した旨を、十二月一日附を以て、謝大使よりアウリツチ大使に正式に回答せしめたのである。

國際聯盟總會が、一九三三年二月二十四日採擇したる日本に對する勸告には、その最後の部分に、聯盟國は「法律上に於ても又事實上に於ても」滿洲國を承認せざるべしと述べてあるから、伊太利の奉天總領事館設置が、事實上滿洲國の承認であるとするならば、伊太利はこの點に於ても國際聯盟の決議を無視したことになるのであるが、聯盟規約乃至ヴェルサイユ條約は、既に列國に依つて、完膚なき迄に蹂躪されて居るから、右の伊太利政府の決議違反の如きは、今更問題とする程の事件ではあるまい。

十年 一九二六〇

一九三〇年

九四九

四二九

三〇九

七二六

次に、日本が濠洲にとり、この羊毛及び小麦の輸入市場として、如何なる重要性を有するかを見るに、最近我が國の輸入額は著しく増加したるも、濠洲より見れば、その第一の得意先は英國であり、日本は第二位である。のみならず、羊毛については、第三位第四位の得意先と、日本との間に、餘り大なる懸隔のないと云ふ事實は、濠洲にとり日本の市場が、重要には相違ないが、その程度は、必ずしも絶對的のものでないことが知れる。即ち左表の通りである。

濠洲羊毛主要輸出先(千封度)

濠洲小麦主要輸出先(千ブツセル)

英國	一九三一—三二年	一九三二—三三年	英國	一九三一—三二年	一九三二—三三年
日本	二五六、八四五	二四四、〇一一	日本	四九、二一九	五〇、九五〇
佛國	一八五、六七二	一九六、八四八	佛國	二一、四六四	一七、九〇〇
獨逸	一一六、三五五	一二二、五三六	獨逸	八、一九五	三、六五六
白耳義	八一、五六五	一一一、七六四	白耳義	六二、八二二	八九、八三三
伊太利	五六、七四〇	六三、一〇〇	伊太利	五六、七四〇	六三、一〇〇

更に濠洲に對する、日本の輸出品の構成を見るに、之は濠洲よりの輸入品と異なり、相當雜多な商品よりなつて居る。然し乍ら輸出總額の過半が絹織物(人絹を含む)及び綿織物を以て構成され居る

ことは、我が國の立場から見て、一の弱點であると云はなければならぬ。主要輸出品の昭和元年以後の輸出額を表示すれば左の通りである。

商品別對濠輸出表(單位千圓)

昭和元年	絹織物	綿織物	生糸	陶磁器	硝子及製品	玩具	木材
昭和元年	三〇、四三六	六、九四七	一、九五八	一、一一一	八四三	四七三	一、七五五
二年	三二、五七八	四、七三一	一、九二八	九七二	七七〇	四〇二	二、〇四一
三年	二八、三一四	二、三九一	二、〇三五	一、一七二	六二五	四五九	一、七四二
四年	二六、二七一	二、九二七	二、三五二	一、一五九	六一四	四七三	二、一九〇
五年	一三、七九七	二、四四一	二、七八三	七六九	三〇四	三五〇	一、八一五
六年	九、三二九	二、八五六	一、九二八	六六五	八〇	二〇七	六九
七年	一六、六二三	四、八七四	三、一六五	一、七六九	三五七	八六一	一六二
八年	一九、九三四	一〇、〇二九	三、二九七	二、七〇七	七五五	一、八一	二一一
九年	二五、七七六	一四、七八二	四、〇一七	二、三三一	八三二	一、七六五	三八一
十年	二九、四八六	一七、一七五	四、二三二	二、八〇四	一、〇四八	二、〇一〇	三一六

次に問題となるのは、濠洲市場に於ける日英商品の對立である。濠洲に於ける日英の對立は、人絹及び綿布に於て顯著である。英國の人絹織物は、濠洲市場を、愛蘭及び南阿に次ぐ、第三位の重要市

場として居るが、同市場に於て、日本品の競争に遭ひ、進展し得ず、こゝ數年間停頓の状態である。これに反し、日本の對濠人絹輸出は最近激増し、英領印度に次ぐ第二位の重要市場となつた。

綿織物については、英國品の對濠輸出は、日本品に比し壓倒的に大である。然し日本品がぐんぐん増加するに拘らず、英國品は漸減の傾向を示して居る。問題はここにあるのである。

人絹及び綿布の、濠洲に對する、日英輸出量を比較すれば、左の通りである。

	人絹(千平方碼)		綿布(千平方碼)	
	日 本	英 國	日 本	英 國
一九三三年	二一、一五一	一、四九七	五四、九〇二	一四五、七四二
一九三四年	四二、九八八	二、六三二	七四、四九九	一四一、五九二
一九三五年	六五、八〇一	二、八四〇	八六、六三四	一一八、三四六

二、濠洲の對日挑戰

日濠間の貿易關係は、前項記載の如くであつて、我が國は濠洲にとり、羊毛及び小麥の一大顧客であり、しかも最近我が國に於ける毛織物業の發達は、益々羊毛の輸入を増加するの傾向あり、之に對し我が國は、人絹及び綿織物を始め、低廉なる雜貨を輸出し、日濠間貿易上の相互依存關係は、頗る密接である。故に日濠通商關係を規律し調整する爲め、日濠間に通商條約を締結すべしとの要望が、

關係者間に高まつた。

斯かる際に、昭和九年五月、親善使節として、濠洲聯邦外務大臣レイサムが來朝したので、我が方より通商條約締結の提議を爲したところ、同大臣は之に異存なく、濠聯邦政府も亦これに異存なき旨を通知して來た。其處で兩國間に昭和十年(一九三五年)二月より、條約締結の正式商議が開始された。その間昭和十年九月より十月にかけて、我が方より出淵前駐米大使を答禮使として派遣した等のことあり、條約締結の交渉は、之等のゼスチュアに伴ふ友好親善の雰圍氣の内に、圓滿に進捗するものと信じられて居た。

然るにこの間に、英濠間に日貨の輸入制限に關し、相談がすゝめられ、一九三六年二月二十日に至り、濠洲當局は突如我が方に對し、綿布及び人絹布に、高率課税を賦課すべきことを聲明するに至つた。これに對し、我が方は、應急策として、濠洲向人絹布に輸出統制手數料を徴し、價格の引上げを爲す等、統制の方法を講じたが、他方マンチェスター一派は、同年三月トムソン一行を渡濠せしめ、日貨排撃の爲め、活躍せしむるところがあつた。其の結果、五月二十二日濠洲政府は、突如下院に關稅改正案及び輸入許可制案を提出し、一気に通過せしめて、直ちにこれを実施した。新關稅は、綿布については、從價百パーセント乃至百四十パーセントで、人絹布については、實に百パーセント乃至

四百パーセントに相當するものである。之に反し英國品に對しては、從來の特恵を更に加増優遇することとし、人絹布に對しては大體二十パーセント、綿布に對しては約五パーセントと云ふ低率税を課することにした。之に依つて英國の對濠輸出は、三百萬磅増加の見込であると稱せられた。

濠洲は何故に英國産業の利益を擁護しなければならないか。その根本的理由は云ふ迄もなく、濠洲は大英帝國の一自治領であつて、政治的一統治體を爲すことに存し、又一九三二年オタワ會議に依つて強化された、大英帝國經濟ブロックの一員であり、且つ貿易關係に於ても、先に概説した如く、濠洲貿易の大半が英本國に依存することに依るのである。然し乍ら、今回日本に對し、思切つた挑戦を敢へてした所以は、次項に記載するマンチエスター派の活躍に起因するのである。

三、マンチエスターの策動

日濠貿易の概況及び濠洲に於ける日英商品の對立は、前記の通りであるが、濠洲の輸入貿易全體より之を見たならば、英國よりの輸入額はその總額の四割以上に達するに對し、日本よりの輸入額は僅かに六分餘を占むるに過ぎない。たゞ人絹布及び綿布の如き、纖維工業品に於てのみ、英國品は日本品に敵し得ないのである。茲に於て、英國マンチエスター織物業者は、濠洲より、日本織物を驅逐するため、有ゆる方法を講じたが、その最も有效なる活動を爲したのは、一九三六年三月シドニーに派

遣された、マンチエスターの實業家サー・アーネスト・トムソンを首班とする、貿易使節團一行であつた。この一行はよく濠洲政府を動かし、遂に同政府をして、五月二十二日人絹及び綿布關稅の引上げを斷行せしむるに至つた。

トムソン一行が濠洲に於て、如何なる所説を用ひて、濠洲政府を説得したかは、同年三月發行の雜誌「ツルース」に掲げられた、トムソンと同志編輯者との談話によつて、察することが出来る。即ち、トムソンは同志編輯者に對し、左の如く述べて居る。

濠洲が英濠貿易を促進するため、日本よりの輸入品に對し、制限を加へる場合に、日本は報復的に、濠洲の羊毛に對し、輸入制限を行ひ、其の結果濠洲は、過剰羊毛の處分に困難を來たすなきやを、危惧するものがあるが、それは心配に及ばない。過剰羊毛は、我々の手で引受けて、消化し得る。

濠洲が安價な日本織物の輸入を阻止し、代りにマンチエスター商品を輸入することとなれば、マンチエスターは濠洲より、羊毛なり羊肉なりを買ふことが出来る。その爲めには、直接マンチエスターと濠洲を結付け、ロンドンを経由せずに、貿易を行へば良いのである。事實兩者間の貿易には、多過ぎる程の中間商人が介在して居る。現にランカシヤの労働大衆は、濠洲生肉を渴望するに拘らず、中間商人はその輸入を阻止して居る。

日本が對濠報復手段として、羊毛不買の舉に出づる如きは想像出来ない。日本は決して左様な暴舉は敢てしないであらう。英帝國何れの國に於ても、日本製品に對する制限はあり、而も日本は依然として、それ等の地方から、必要の原料品を買ひ續けてゐる。日本と雖も、英帝國內の各自治領が、その貿易を調節する權利を有することを認

めざるを得ない。濠洲の貿易を支配するものは、英帝國か日本か、時代は既にこんな選擇を許さないと思ふ。過剰羊毛の危憂に就ては、日印會商後の日本を見れば判然するであらう。當時何人も、日本製品の輸入制限の結果、日本は印棉の輸入を制限するであらうと恐れた。殊に棉花栽培業者の危懼は大きかつた。然し現在の事實はどうか。日本は印棉の買付を減少する代りに、却つて増加してゐるではないか。濠洲並に濠洲牧羊者は日本が羊毛の輸入制限を實行するであらうと云ふが如き妄想に、少しも惱まされる必要がない。左様のことは斷じてあり得ない。

猶ほ濠洲は、其の生肉を、アルゼンチンに代つて、英國に輸出し得るに至ることを熱望して居た。現在英國は、アルゼンチンに對し、巨額の投資を行つて居るが、之に對しアルゼンチンは、生肉を輸出して、元利支拂の資に當てゝ居る。濠洲も、アルゼンチン同様、蓄産國であり、其の生肉に對し、確實なる市場を獲得することは緊喫の問題である。依て濠洲政府は、英國との間に、生肉協定を締結するため、年初以來狂奔を續けたのであつて、マンチエスター一派は、之をも利用し、日本の織物輸入を制限したならば、英國は、英亞間の生肉協定に代へ、英濠間に生肉協定を成立せしめ得る可能性あることを仄かしたのである。

四、通商擁護法の發動

濠洲が英國との關係に鑑み、前記の如き不當なる關稅引上げを爲したるに對し、我が國に於ては、朝野を擧げて憤慨し、之が報復手段として、通商擁護法を發動せしめ、以て濠洲の横暴を膺懲すべし

との聲が高まつた。茲に於て我が關稅調査委員會は、五月二十八日、對濠通商擁護法の發動を決定した。其の要項は左の如くで、輸入許可制、輸入税の増加及び輸出許可制を合せ行ふものであつた。

一、本邦に對し不當なる輸入防遏の措置をなす國よりの輸入品に對し、輸入許可制及び輸入税の引上げを行ひ、猶ほ輸出許可制を行ふ。

二、左の物品に對し輸入許可制を適用す。小麦、穀粉及小麦粉、羊毛、羊毛屑又は故の羊毛。

三、左の物品に對しては輸入税従價五割を増課す。

牛肉、バター、コンデンスド・ミルク、皮類(別號に掲げざるもの)、牛脂、カゼイン。

四、左記物品に對し輸出許可制を行ふ。

羊毛、山羊毛、駱駝毛、屑又は故の纖維、屑纖維及び屑絲の内毛又は毛入のもの、襪襪の内毛又は毛入のもの。

五、輸入許可制、輸入税増加及び輸出許可制の施行は一ケ年とす。

斯くして六月二十五日から、我が通商擁護法が發動し、通商戦が開始せられた。

滿洲國に於ても、濠洲から相當多額の小麥粉を輸入して居るに鑑み、日本と共同戦線をはつて、濠洲小麥粉の輸入許可制を實施することにした。

右擁護法の發動と共に、我が外務當局は、その此處に至れる所以を、左の通り發表した。右は本件の経過を知るに便利であるから、その全文を掲げる。

對遼通商擁護法の發動に関する外務當局談（六月二十五日）

日遼間の貿易は、歴年日本の輸入超過になつて居るが、昭和八年以降は、此の入超過も著しく増加し、年平均約一億四千萬圓に達して居るのであり、他面遼洲聯邦政府の産業貿易政策の變遷につれ、我が對遼輸出は極めて不安定の状態に置かれて來たので、帝國政府は日遼貿易を安全なる基礎に置かんが爲め、豫てより日遼間通商條約締結の希望を有して居たのであるが、會々昭和九年五月、親善使節として、遼洲聯邦外務大臣レイサム氏が來朝せられたので、其の機會に、通商條約締結の交渉開始方を提議した所、遼洲側に於ても、交渉開始に異議なきことが判明した。仍て、帝國政府は、諸般の準備を整へ、昭和十年二月遼洲に於て、正式商議を開き、我が方よりは關稅協定、爲替補償稅及び輸入の禁止並に制限に関する問題、其の他一般通商事項を含む條約案文を提出して、討議を重ねたのであるが、間もなく、遼洲側の交渉主任者通商條約大臣が、突然渡英することとなり、一時交渉を中止するの已むなきに至つた。同大臣は、昨年十二月歸遼したので、本年一月より交渉を再開することとなつて、關稅率、輸入の禁止及び制限、爲替補償稅等の問題に付、商議を重ね、相當進捗を見たのである。

然るに本年二月二十日に至り、突然交渉主任大臣は、我が方代表在シドニー總領事に對し、日本品が餘りに低廉である爲め、現行從價稅にては、關稅收入が減少するの理由等に依つて、綿布及び人絹布に對し、近く高率の從量稅を賦課することとなるであらうと語り、次いで三月十日に至り、遼洲側より、高率從量稅賦課を緩和する代りに、遼洲へ輸入する、本邦の綿布及び人絹布を、年夫々五千萬平方碼及び二千五百萬平方碼に、自制する様求めて來たのであ

る。之に對し我が方は、日遼通商關係の大局より、遼洲側の不滿の重點と認めらるる、本邦人絹布の急激な値下りに對する措置を取ること、已むを得ずと認め、應急策として、遼洲向人絹布に、高率の輸出統制手數料を徴して、其の價格を引上げ、尙ほ其の上に、遼洲側の要望に幅はんが爲めに、見越輸出阻止の目的を以て、當分の間、新規註文を取らざることとなす等、出來る限りの協力を示したのであるが、四月四日に至り、遼洲政府は、綿布及び人絹布の數量制限を絶對必要とし、日本側が、綿布及び絹布に関する數量制限の商議に應じられぬと云ふならば、遼洲側に於ては、輸入量を制限するに足る、高率關稅を賦課すべしとの意向を齎し、期限を附して我が方の確答を要求し來つた。

我が方としては、綿布に就ては値下り等に依り、市場に影響を與へて居ると云ふ事實はないのであるから、數量制限に関する商議には應じ難く、人絹布に就ては、價格統制に應ずるも、數量制限の如きは、日遼貿易が我が方に著しく不利なる現状から見ても、到底應諾し難き旨を回答して、遼洲側の再考を促したのであるが、四月二十七日に至り、先方より、開議に於て充分審議を遂げたが、人絹布の價格統制のみに限局する日本側の提議は、商議の基礎としては、受諾し難い旨回答して來た。そして遼洲政府は、議會休會の間際である五月二十二日に至り、突如として、綿布、人絹布等に関する關稅改正案を上程して、翌二十三日より實施し、且つ其の上に、綿布、人絹布を含む八十六品目に、輸入許可制を併用することとした。此の關稅改正に依て、我が對遼重要輸出品である、綿布及び人絹布は、殆ど禁止的高率の課稅を受くることとなり、我が對遼貿易は、非常なる打撃を受くることとなつた。即ち、新關稅は、綿布に就ては從價一〇割乃至一四割に相當し、人絹布に就ては大體一〇割乃至四〇割に相當する。

帝國政府は、通商條約交渉開始以來、常に協調的態度を以て、妥結に努めて來たのであるが、之にも拘らず、遼洲側が斯る禁止的高率關稅を賦課し、其の上に、輸入許可制度を採用して、本邦品を防遏するに至りたるは、日遼

貿易の現状に鑑み、極めて不當の措置であつて、折角進展して來た、通商條約交渉をも停止せしめたことは甚だ遺憾とする所である。

然しながら、帝國政府としては、斯る不當なる濠洲政府の措置に對しても、出来るだけ對抗措置を避け、能ふ限り外交的手段に依て、先方の反省を促したいとの念願から、今日迄我が總領事をして、繰返し抗議を提出せしめ、濠洲政府が日濠關係の大局より、速に不當なる新關稅を撤回すべきこと、並に同政府が、新關稅及び輸入許可制度を固執する限り、帝國政府は、通商擁護の爲め、適當の措置を採らざるを得ない旨申入れたのであるが、濠洲政府は僅に既約品に對する特殊取扱方を提示したるに止まり、綿布及び人絹布に對する、新關稅及び許可制を固執して居つて、我が方の根本要求に耳を傾けないのである。即ち濠洲政府は、新關稅及び許可制は撤回出来ないが、日本側が擁護法發動を猶豫することを條件として、交渉を繼續し度き意向を表示して居るのであるが、日濠貿易關係が、過去十數年に亘り、各年著しく我が方に不利なる關係にあるのみならず、新關稅は、前陳の通り、我が重要輸出品に對し、禁止の高率であるから、斯る壓迫的事態の下に、交渉を繼續することは、不可能な事情にあるのみならず、前記の通り、繰返し濠洲政府の反省を求めたが、其の應諾する所とならない爲め、已むを得ず、茲に擁護法の發動を見ることとなつたのである。

右の如く、今回擁護法の發動は、濠洲側の不當なる措置に對應し、彼我を平等の立場に置かむとするものであつて、我が方は今後交渉に依り、一日も速かに、事態の解決を切望して居ることは勿論である。最近濠洲の一部には、我が方が、濠洲政府の政策乃至は英濠通商關係に立入りたるが如き要求を爲したりと、云ひ觸らし居るものもある由なるも、我が方は毫も斯る意圖を有するものに非ずして、唯日濠間の通商關係をして、圓滑ならしめむとするの外、

他意なきは周知の通りであるが、序でながら附言する。

五、濠洲の反撥

最近著しき發達を遂げた我が毛織物業が、其の原料羊毛の九割以上を、濠洲に仰ぐ状態であり、又日本が、或は國內に於て、或は滿洲國に於て、綿羊の飼育に努めては居るが、如何に努力するも、原料毛の自給自足状態に達することは、先づ不可能に近きこと明白であり、又原料羊毛を濠洲以外の外國に求むることは、その價格の點に於て困難であること等を見抜き、日本は、到底濠洲羊毛の輸入禁止を斷行し得ざるものと高を括り、マンチエスターの希望の儘に、濠洲政府は日本の人絹布に對し、禁止的高關稅を課するに至つたのであるが、我が國が、あらゆる不便を忍び、斷然不當なる濠洲の措置に對し、報復の態度に出でたので、濠洲政府は事の意外に驚きたるも、尙ほ我が國を見縊り、我が羊毛界は、到底久しく濠洲羊毛の欠乏に堪へ得ずと斷定し、彼等一流の外交策略を用ひ、更に高壓的に、我が商品に對し、第二段の防壓措置を採るに至つた。

即ち一九三六年七月十日より、日本品を目標とする、特別輸入許可制を實施したが、通商條約大臣ガレットは「日本綿布を始め、主要日本品に對しては、許可證を出さぬ方針であるから、事實土之等日本品の輸入が禁壓される結果とならう。但し人絹並に絹製品については、例外的に九月迄、一九三

五年度の割當量と同様の水準迄、輸入を許可するであらう」と聲明した。

濠洲政府の右の措置に對し、我が方は更に抗議したが、濠洲政府は飽く迄高壓的態度を持し、左の如き回答を與へた。

- 一、今回の特許制は、日濠兩國が平等の基礎に立つて、交渉に入るための、必要の措置に他ならない。
- 二、日本政府が通商擁護法を撤回すれば、濠洲も今回の特許制を撤回して、通商會談を再開しよう。然らずんば、日濠双方が差別的法令を維持しつゝ會談を再開するの他はない。日本政府は兩者の何れかを撰擇されたい。

六、交渉妥結に至る

濠洲政府は、日本側を見縊つて、強氣に出たものの、日本側は、一糸亂れざる統制により、如何なる苦痛を忍ぶとも、飽く迄濠洲側が反省する迄擁護法を維持するの決心を示した。之に反し濠洲の國內に於ては、牧羊業者は勿論、その他各方面に政府の措置を非難するもの多く、在野黨たる労働黨機關紙ヘラルド紙は、殆んど連日に亘つて、政府の見込違ひを非難し、日本との交渉繼續を希望する社説を掲げる有様であつたので、濠洲政府も遂に節を屈し、八月下旬に至り、事態打開の爲め、商議を開始し度き旨を申出でた。然し乍ら、濠洲の提案は、尙ほ到底我が方の受諾し得ざるものであつたから、九月中旬に至り、我が方はその旨を回答して、交渉は一旦中絶した。其の後十一月中旬に至り、商議は再

開せられたが、交渉は一向に進捗を見なかつた。其處で我が方も已むを得ず、濠洲向綿布及び人絹布自製の原則を承認し、之と同時に、先方をして、濠洲よりの輸入羊毛にも、制限を加ふることを認めしめ、爾來その數量に就き討議を重ね、迂餘曲折を経たのも、十二月下旬に至り、漸く意見の一致を見ることになつた。

兩國政府は右の決定に基き、不取敢一九三七年一月一日から、各一方的處置によつて、通商上の正常關係を回復し、追つて、兩國間に、通商條約締結の交渉を開始することになつた。かくて過去七箇月間に亘り、日濠間に低迷した暗雲は一掃せられ、兩國通商關係は再び明朗化するに至つた。

我が通商擁護法は、一九三五年七月加奈陀に對して發動し、大いにその効果を表はしたが、今回第二回目に、濠洲に對して發動し、又々其の切れ味の牙えを見せた。

所謂傳家の寶刀たる通商擁護法が、鞘を拂はれて以來、我が羊毛業者は極めて慎重な態度をとり、日本羊毛輸入統制協會を設立して、羊毛の輸入を統制し、南阿、南米、ニュージーランド等の羊毛買付けに、積極的に活動し始め、他方國內に於ては、朝野力を併せて、代用品の使用に努力した。九月始めのシドニー・セール以來、日本は遂に最後迄、一俵も濠毛の買付けを行はなかつた。

濠洲側としては、一方日本の統制が驚く程緊密であり、他方英國との間の生肉協定は出來たが、國

内には各方面に不平が勃發し、議會に於ても、外交の失敗が問題となり、遂に堪へ切れずして、妥協的態度に出でたものである。尤も羊毛の價格は、通商戦開始の當初一寸下落したが、直ちに回復し、其の後は却つて騰貴した。然し之は世界景氣の回復、世界的物價騰貴の一現象であつて、濠洲としては、他日不景氣の來る場合も考へねばならなかつたのである。

七、取極の内容

二日濠通商戦を終結せしめた協定は、一九三六年十二月二十六日附の、ガレット通商條約大臣と村井在シドニー總領事間の、書面に依つて成立した。其の内容の骨子は、羊毛と織物の交換で、日本は濠毛を一季に四十萬俵買付くるに對し、濠洲は日本より一年一億二百五十萬平方碼の綿布及び人絹布を輸入することを定めたものである。更に書面の内容を摘記すれば、

(一)協定成立の日より、日本政府は、通商擁護法に基く從價五割の附加税及び輸入許可制を廢止す。濠洲政府は、一九三六年七月八日より實施したる、日本品に對する輸入許可制を廢止し、日本綿布及び人絹布に對する現行税率を、四割乃至五割程度引下ぐ。

(二)日本政府は、一九三八年六月三十日迄に、濠毛八十萬俵の輸入を許可す。

(三)濠洲政府は一九三七年一月一日より、一九三八年六月三十日迄の期間に、綿布及び人絹布各七

六、八七五、〇〇〇平方碼の輸入を許可す。

等が主要項目である。尙ほ未解決の點は、輸入織物について、品種別に割當制を實施すべきか否かの點である。

協定成立の曙光が見えて後、交渉の中心問題は、買付羊毛と輸出織物の基準數量であつた。濠洲側は最初羊毛五十萬俵に對し、織物一億碼を提議し、日本側は四十萬俵對一億五千萬碼を主張した。然し會商を重ねるに従ひ、雙方互に讓歩して、十二月始めには、略四十萬俵對一億二千二百五十萬碼で妥協點に達した。最後に小麥粉袋用のキヤリコを如何にするかの問題があつた。小麥粉袋用キヤリコは、濠洲の輸出小麥の袋用であるから、出來得る限り安價なるを要するもので、濠洲はこれを制限する意思なく、又現に無税である。然し乍ら、之を協定の數量中に加へることは、小麥の豊凶に因つて年々輸入量が一定しない爲め、不便であるから、結局キヤリコは協定より除外することとなつた。キヤリコの輸入量は、一年大略二千萬平方碼であるが、これは協定外として自由に輸入せられるのである。

我が外務當局は、本協定の成立を喜び、一九三六年十二月二十八日協定成立の聲明書を發表した。

第二十七章 日埃通商交渉

埃及政府は一九三五年七月十八日、日埃通商協定を廢棄する旨を我が方に通知し來り、次いで九月二十日、日本より輸入する綿布又は人絹布に對し、從價四割の爲替補償税を課することに決定した旨を發表したので、我が政府は、笠間公使を代表に任命し、一九三五年十月二十二日よりアレキサンドリアに於て、同公使と埃及藏相アデル・ワハブ・パシヤとの間に會商が開かれた。

我が方は、日本品に對し、爲替補償税といふが如き差別的課税をなすことに極力反對し、埃及國定税率を或る程度引上げることを提案したが、斯くては、英國其他歐洲諸國よりの輸入を阻止することになるので、實行困難なりとし、先方は之を拒絶し、會議は始めより停頓して一步も進捗せず、その間埃及の憲法問題、英埃條約締結の問題等が起り、又國王フアッド一世の崩御等のことあり、埃及政府は本件交渉に専念すること能はざる事態となつた。

笠間代表は手を拱きて、先方の事態の落ち付くのを待つことも出來ず、一九三六年六月九日エベール藏相を訪問して、最後の會議を行つたが、同藏相は「政府は目下國內問題の爲め、日埃會商に関する研究及び折衝を進め得られぬ立場にあることを諒解されたい」旨を述べたので、笠間代表はこれ以

上滞在の必要無しと認め、その席上で離別の挨拶を述べ、直ちに歸國の途に着いた。斯くて八箇月に亘る日埃交渉も、事實上決裂の状態となつた。

第二十八章 日米通商交渉

一九三六年度に於ける我が國の貿易は、前年度に比し、其の増加率に於て著しく減退した。我が國の商品は八方塞りの状態で、各地に於て、高關稅、割當制度等により、輸入を阻止されて居るが、遂に米國迄が、日本綿布の輸入を防止するに至つた。我が綿布は、大部分米國産の棉花によつて造られるのであるから、元を正せば米國生れである。その輸入を米國が制限することは、勝手過ぎると云ふ印象を我が國民に與へた。

日米間の貿易を見るに、一九三五年に於て、日本は米國より八億圓の輸入を爲し、之に對し、米國に輸出したのは、五億圓に過ぎなかつた。即ち差引き三億圓の輸入超過で、日本は米國にとり重要な顧客である。米國の貿易全體より見るも、日本は重要な地位を占めて居る。即ち米國と貿易額の最も多いのは英國であるが、第二位は加奈陀であり、第三位は實に日本である。

日本綿布が米國市場に進出するに至つたのは最近のことであるが、一九三五年にはその輸出額八百萬圓、四千八百萬平方碼に達した。然しこの分量は、米國の一箇年の綿織物産額七十億平方碼に較べれば、一パーセントにも足りない小量であるから、分量としては米國を驚かすに足りない譯である。

但し、米國の綿織物業は、近來次第に衰微の狀況にあり、加ふるに中南米諸國の市場に於て、日本品の競争に會ひ、益々苦境に立つて居るので、更に日本品が、米國本國內迄も進出して來ては堪らないと云ふ、將來に對する恐怖と、日本に對する憎惡の念から、今回の處置がとられたものである。

右の如き事情で、米國當業者は、以前より日本綿布輸入阻止の爲め、關稅の引上げを行はんことを政府に要求し、同國關稅委員會も、綿布關稅の引上げを勸告せる報告書を提出したので、米國政府は、曩に日本政府に對し、綿布の對米輸出に一定の制限を加へるならば、關稅引上げを行はざる旨を通告して來た。之に基いて、其の後日米兩國政府間に、交渉が行はれて居つたが、日本側に於て輸出の統制を行ふとしても、アウト・サイダーの取締りは容易でなく、殊に第三國を經由して輸出が行はれる場合には、我が國としては、之が取締りの方法がないのである。其處で、第三國經由のものについては、米國自身に於て、取締りを行はれたき旨を要求したのであつたが、米國は、法律上の根據なしとの理由を以て、かゝる取締りを行ふことを應諾せず、交渉の行惱んで居る間に、一九三六年五月二十一日、綿布に對し、一九三〇年關稅法に規定せる稅率の四割二分方、稅率の引上げを公布し、六月二十日より實施することになつた。

第二十九章 日蘭會商

我が國と蘭領印度間の通商關係を調節するため、日蘭會商が、一九三四年六月よりバタヴィアに於て、長岡・ランネフト間に開催せられたが、同會商は、同年十二月二十一日の會見を最後として打切られ、長岡代表は直ちにバタヴィアを引揚げた。爾來會商は中絶のまゝとし、會商再會の先行條件として、海運協定を成立せしむることに努力することになった。

日蘭海運協定締結の爲めの海運會議は、一九三五年二月神戸に於て、和蘭會社(ジャヴァ・チャイナ・アンド・ジャパン・ライン)と、本邦側四社(南洋郵船、大阪商船、日本郵船、石原海運)との間に、開催せられたが、用語問題の爲め、始めから暗礁に乗り上げ、一步も前進せず、實質問題に入らずして決裂した。

其の後本邦側四社は、運賃同盟より脱退することに決定し、一九三五年六月四日以後は、運賃同盟が解消して、再び日蘭間に運賃の競争が開始せられた。其處で日本側四社は、相互間の競争を避け、一團となつて和蘭側と對抗する爲め、合同して南洋海運株式會社を組織した。然るに、其の後日本船は、和蘭船の爲めに、次第に積荷を奪はれ、彼我の積取り比率は、七對三と云ふ慘狀に陥つた。

茲に於て南洋海運株式會社専務取締役平井久信は、單身ジャワに赴き、ジャワ・チャイナ社首脳部と折衝し、その結果、双方の互譲により協議が纏り、一九三六年六月八日、協定に署名を了し、七月一日より實施せられることになった。

新協定の結果、日本船は、日本より蘭領印度向往航積荷の六四・二五パーセント、復航積荷の六十六パーセントを積取り、蘭船は其の残り、即ち日本より蘭印向積荷の三五・七五パーセント、蘭印より日本向積荷の四十パーセントを、積取ることとなった。猶ほ新協定締結の結果、運賃は前の同盟時代に立戻り、約二割五分方引上げらるる筈である。

新協定に於ては、日本側は當初の要求たる、六十九パーセントに比し、かなりの讓歩をなせるのみならず、舊同盟時代に於ては關係なく、又會商の當初に問題とならなかつた復航について、プール比率を約定せることは、我が方の讓歩であると認められる。その代り、豫ねて我が方の要求中であつた、香港寄港が、容認せられることとなった。

海運協定の成立によつて、蘭印側の空氣も良好になつたので、日蘭會商を再會する氣運となり、十月から在バタヴィア石澤總領事と、統計局長マンスセールドとの間に、會商が開始せられた。その内容については未だ公表されないが、我が方としては、非常時輸入制限令によるセメント、ビール、サ

ロン、晒綿布、其他本邦品に對する輸入許可量の増加、及び同令による邦人輸入取扱ひ數量二割五分を、少なくとも三割五分程度に引上げること、其他營業制限令、輸出制限令等の緩和が、要求せられるものと認められる。

第三十章 日印會商

第二次日印通商會商は、一九三六年七月三十一日から、シムラに於て開催せられ、我が方は在カルカッタ米澤總領事が交渉に當つたが、ビルマ分離問題の爲め、一時交渉は中絶し、十月始めより再會せられたが、年末迄に具體的結論に達するに至らなかつた。其の間十月二十一日に、駐日英國大使より有田外相宛公文を以て、日印條約廢棄の通知を爲して來た。

在書面の内に印度政府は「現在進行中の日印交渉を繼續する意志を有し、且つその圓滿なる妥結を希望して居る。而して右協定が成立した場合には、廢棄通告は撤回する」旨を述べて居る。従つて日印交渉が圓滿に進行し、協定が成立すれば、日印通商關係には何んの影響も無い譯であるが、會議の前途には尙ほ諸種の問題があつて、必ずしも樂觀を許し難き状態にある。

ビルマ問題は分離に決し、既に解決したが、猶ほ(一)輸入棉花と輸出綿布間の比率の問題(二)綿布の品種別割當率の問題(三)綿布に對する印度關稅、銑鐵に對する日本關稅引下げの問題等が、討論の中心問題として残つて居る。

第三十一章 滿獨通商協定

一、概 説

獨逸政府は、極東貿易調整の目的を以て、一九三五年十月、東洋經濟視察團なる名目の下に、無任所公使オットー・カール・キープ博士を團長とし、前駐日商務官クノール及びローゼンブルク等の一行を極東に派遣し、一行は十月三十日横濱に上陸した。

一行は上陸後、關係各方面と意見の交換を行ひ、種々の調査に没頭したが、一九三六年二月以來、駐日滿洲國大使謝介石との間に、滿獨通商協定に就き折衝を重ね、我が外務省松島通商局長の斡旋により、通商協定の締結に付き、意見の一致を見たので、四月三十日我が外務省に於て、同通商局長立會ひの下に、謝介石、キープ兩代表は滿獨通商協定に調印し、兩國政府の批准を得て、六月一日發表せられた。本協定は、滿獨兩國間の協定とはいへ、その實質は、日・滿・獨三國間の貿易關係を調整するもので、三國間の貿易のみならず、政治上にも重要な役割を演じ、日滿經濟ブロック形成の一表現と見ることが出来る。

本協定は英文で作成せられ、六月一日より效力を發生し、一ヶ年間有効で、これを更新する場合には、

滿期に先立つ二ヶ月以内に、商議を開始することになつて居る。

二、滿獨貿易の概況

今回の滿獨通商協定の意義及び内容を了解する爲めには、滿獨間及び日獨間の貿易の概況を一瞥する必要がある。

滿洲國の對外貿易上、獨逸は、日本及び支那に次ぎ、當に第三位を占める御得意である。左に最近二年間に於ける滿洲國の對獨貿易額を表示する。

年 度	輸 出	輸 入	合 計
一九三四年	五三、三一〇、〇〇〇	一二、四八五、〇〇〇	六五、七九五、〇〇〇
一九三五年	三二、七九八、〇〇〇	一四、七四一、〇〇〇	四七、五三九、〇〇〇

滿獨貿易は、大體滿洲より輸出する大豆と、獨逸より輸入する鋼鐵及及び機械類との交換であつて、一九三四年度の例を見ると、大豆の對獨輸出が三千六百二十五萬八千圓、鋼鐵及び機械類の獨逸よりの輸入七百六十萬圓を示して居る。一九三五年の對獨輸出額が激減したのは、大豆の輸出が、獨逸の輸入制限によつて、減少したからである。

滿洲にとつて大豆は、其の農業上の首位を占め、貿易上の大宗を成し、國民經濟の基本動力となつ

て居ることは、言ふ迄もない。然るに滿洲事變後、獨逸は一九三二年十二月二日の大統領令に基き、大豆及びその製品の輸入制限及び關稅引上げを行ひ、其の後全貿易に對する統制を強化し、大豆の輸入を激減せしめた。之は一方農業の保護及び油脂の自給を目的とするものであるが、他方輸入爲替資金欠乏の爲めの、已むを得ざる措置であつた。

然るに獨逸は、大豆の輸入を無理に制限することによつて、非常に不便を感じるに至つた。之が爲めに、一般食料及び飼料の騰貴を招來し、飼料の騰貴及びその不足は、家畜數の減少を來たし、延いて肉類の昂騰を見たのであつた。茲に於て、滿獨兩國の歩み寄る、一筋の道が通じたのである。但し滿獨貿易に於ては、滿洲國の著しき輸出超過であつて、獨逸としては、何とか調節の必要を感じる片貿易である。

三、日獨貿易の概況

滿獨貿易が、獨逸に不利な片貿易であるに反し、日獨貿易は、寧ろそれ以上に、日本に不利な片貿易であつて、著しく日本の輸入超過となつて居る。最近二ヶ年間の日本の對獨輸出入を示せば左の通りである。

年 度	輸 出	輸 入	合 計
一九三四年	一九、六八〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇、〇〇〇	一二九、六八〇、〇〇〇
一九三五年	二六、〇〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇、〇〇〇	一四六、〇〇〇、〇〇〇

日獨貿易は右の如く、日本の輸入超過であるが、日本よりの輸出は、年々著しく増加の傾向にあり、輸入は其の主要品が、機械類、肥料、染料等であるから、日本に之等工業の、最近急速に發達しつつある實狀に鑑み、遠からず輸入の減退を見るべき運命にある。之は獨逸にとつて、一大痛手であらねばならぬ。茲にも調節の必要があり、獨逸に妥協の準備がある所以である。

獨逸東洋經濟視察團主席代表キープ博士は、以上日、滿、獨間通商三角關係に注意し、滿獨通商協定によつて、對東洋貿易の調節を企圖し、日本も亦、日滿不可分の關係に鑑みて、事實上この協定に参加し、遂にその成立を見るに至つたのである。

四、滿獨協定の内容

一九三六年六月一日より效力の發生した滿獨協定は、第一に、獨逸は一年間に滿洲國から一億圓の限度まで、滿洲國の生産品を輸入することを約し、其の支拂ひは、四分の三即ち七千五百萬圓は、外國爲替を以てし、四分の一即ち二千五百萬圓は、ライヒスマルクを以てすることを約して居る。

右七千五百萬圓を、外國爲替で支拂ふと云ふのは、日獨貿易により、日本より受取るべき金で支拂ふの意味である。残り二千五百萬圓だけを、自國の金で支拂ふのである。

之に對し滿洲國は、一ヶ年間に、二千五百萬圓迄獨逸の生産品を輸入する爲め、必要なる措置を講ずることを約して居る。故に結局この協定により、獨逸は差引計算大體出入なく、滿洲國は日本より七千五百萬圓を受取るることとなるのである。

一九三四年及び三五年度の統計によれば、日獨貿易に於ける獨逸の輸出超過は、九千萬圓に達するを以て、この状態が繼續するに於ては、獨逸は、七千五百萬圓を滿洲國に支拂ひ、尙ほ日本より、一千五百萬圓以上を受取り得る計算となるも、獨逸は、日獨貿易に於ける受取勘定の、多少減少することを見込んで、本協定に於ては、七千五百萬圓迄を、外國爲替にて支拂ふことを、約束したるものと思はれるが、獨逸は更に用心深く、協定第三條に於て、若し豫測し得ざる事情により、七千五百萬圓の外國爲替を用意すること能はざる場合は、滿洲國よりの輸入總額一億圓を、六千五百萬圓迄減少せしめ得ることを留保して居る。然し日獨間の貿易により、獨逸の得たる外國爲替差が、年額六千三百七十五萬圓を超過したる時は、その超過額だけは、前記六千五百萬圓に加へて、滿洲國に對する支拂ひに當て、ライヒスマルクによる支拂ひを、之に比例して増加することを定めて居る。

右は協定の骨子であつて、右の取極めを實行する手段方法に關し、協定中尙ほ詳細の規定があるが、それ等は此處に省略する。

五、協定の經濟的及び政治的意義

滿獨通商協定成立の結果、獨逸は、滿洲國より、大豆粕其の他の家畜飼料を、多量に輸入し得ることとなつたので、之を基礎として、次の如き農牧業計畫が、考量せられて居ると傳へられた。

一、現在の養豚數八百萬頭を、一千二百萬頭に増加すること

二、乳牛を増加し、牛乳の品質を改良し、酪農品の供給増加を圖ること

三、東プロシヤ、ウエストフアレン地方の大豆栽培を、馬鈴薯栽培に替へること

右の計畫の成否は兎も角、大豆類輸入制限のため、可成りの困難を來たして居た製油業、畜産業等には、今回の滿獨通商協定の成立は、大きな變化を齎した如くである。

今回の協定の政治的意義に就ては、見る人により、輕重必ずしも一致しない。世間には之を以て、日獨同盟の先驅となすものもあつた。日獨同盟を云々するは素より早計であるが、本協定が、日獨間政治的接近の第一歩であつたことは、一九三六年十一月の日獨防共協定の成立により、頷き得る所である。

尙ほ本協定は、經濟的取極めに過ぎざるも、滿洲國が獨立以來、日本以外の強國との間に締結したる、最初の重要な協定であつて、此の協定により、獨逸は事實上滿洲國を承認したものであると云ひ得るのである。

第二編 歐洲

第一章 概観

一九三六年の歐洲國際政局に於ける三大事件は、伊エ紛争、ロカルノ條約破棄及びスペインの内亂であり、これらの事件を通じて到達した結論は、「會議外交の失敗」といふことであつた。又之等事件の結果として、國際聯盟ブロックとフアツシヨ・ブロックの對立を見るに至つた。

伊エ紛争は前年より持越された問題であつたが、遂に伊太利の全勝に歸し、エチオピア帝國は滅亡して伊太利に併合せられ、國際聯盟も宛を脱いで、制裁を撤回し、獨逸先づ伊太利のエチオピア併合を承認し、埃洪之に倣ひ、我が國も亦同様の態度に出た。

エチオピア問題が一段落となるや、英佛は伊太利の聯盟より離反するを引留むる爲め、聯盟をして對伊制裁を撤回せしむると同時に、英國は地中海互助協定を廢棄し、更にエチオピア代表の聯盟總會出席資格を否認して、伊太利の歡心を求めんとしたが、エチオピア代表の資格問題に曠き、伊太利の聯盟復歸は實現せず、伊太利は正式に聯盟を脱退したのではないが、爾來聯盟との協力を拒否し、次

第に獨逸に接近するに至つた。

獨逸のロカルノ條約破棄及びラインランド再軍備は、佛蘇相互援助條約の締結を理由として實行せられたのであつて、此の點から見て、佛國が佛蘇相互援助條約を締結したことは、同國外交上の重大失敗であつた。佛國は獨逸を憎むの餘り、且つ他力本願によつて、安全保障を圖るに念にして、蘇聯と結んだのであるが、其の爲めに國內には左翼運動が俄かに勢を得るに至り、對外的には却つて獨逸を反撥せしめ、佛國の最も惧れたるライン再武装を實現せしむるに至つたのである。佛國が蘇聯と結んだのは外交上の一大投機であつたが、佛國は此の投機に失敗し、歐洲大戰に於て獲得した外交上の全財産を失つたのみならず、累を國內問題に迄貽すに至つたのである。白耳義の中立復歸、小協商國の離反等みな佛國の右の失敗に起因するものである。佛國はロカルノ會議を開き、飽く迄他力本願に依つて、獨逸に對抗せんと試みたが、英國の態度煮えきらず、伊太利は遂に獨逸に與みするに至り、ロカルノ會議は龍頭蛇尾に終らんとしつゝある。

一九三六年の後半に、歐洲の一角に於て一大爆音と、もに燃え上つたのは、スペイン内亂の業火である。之はスペインに於ける左右兩翼の争より點火されたものであるが、十一月始め反軍のマドリツド攻略の失敗より、持久戦に入り、蘇聯は政府軍を、獨伊は反軍を夫々援助し、内亂はスペイン國民相互間の鬭争たるよりも、より多く蘇聯軍對獨伊軍の戦争と化した。斯くて戦禍は全歐洲に蔓延せんとする虞れが濃厚となつたので、英佛は鎮火に努め、不干涉委員會の開催を見たが、同委員會は蘇聯代表對伊、獨、葡三國代表の泥試合に終始し、スペイン内亂の鎮壓に貢獻する所なく、却つて之に油を注ぐの結果となつた。

右の如く伊エ紛争に對する國際聯盟の會議、ラインランド再軍備に對するロカルノ會議及びスペイン内亂に對する不干涉委員會は、何れも完全なる失敗に終り、一九三六年をして會議外交失敗の記録的年度たらしめた。

右の外一九三六年に於ける重要事項は海峽再武装條約の締結、倫敦海軍會議及び獨伊の接近である。海峽の再武装は、歐洲大戰の土耳其に課したる負荷を殆んど解消せしめたもので、獨逸の相次ぐヴェルサイユ條約破棄と共に、戦争の効果がどれ程永續性を有するかを測定する一標準を提供したものである。

倫敦海軍會議は、日本の脱退後は所謂殘燭的存在に過ぎず、同會議により出來上りたる條約は、格別の重要性を有するものではない。

最後に、獨逸協定が結ばれ、獨伊の提携が成り、伯林、羅馬を連れ、塹洪兩國を繞り、中歐に經濟

的、政治的プロツクの形成せられたことは、世界大戦後に於ける歐洲政局の一大變化であつて、之により歐洲には國際聯盟プロツクとフアツシヨ・プロツクとの對立が鮮明となつた。今後右二大プロツクの對立により、歐洲の政局が如何に展開するかは興味ある問題である。

第二章 海峽條約の改訂

第一節 海峽制度の沿革概要

地中海、黒海間の唯一の通路たるダルダネル海峽、マルマラ海及びボスポラス海峽を繞る問題は、所謂海峽問題乃至近東問題として歐洲の歴史に幾波瀾を起したが、問題の核心は海峽の主人公たる土耳其が自ら之を支配するの實力を失ひたるに乘じ、土耳其を擁して其の支配權を自己の掌中に收めんとする列國、殊に英露の策謀角逐にあつた。

土耳其が海峽を渡つて歐洲の地に入り、次第に其の版圖を擴張し、バルカン半島より黒海の沿岸全部を領有した當時は、黒海は土耳其の内海であつて、ダルダネル及びボスポラスの海峽は其の内海の出口たるに過ぎなかつた。サルタンはこの内海を土耳其のハーレムに比し、他國人の侵入航行を許さなかつた。

然るに露國の發達は次第に南方の沃野を併せ、黒海に出口を求むるに至り、土耳其のハーレムを窺視し、一七八三年カザリン二世の時代に至り、遂にクリミヤを併合するに及び、黒海は土耳其の湖水たる地位を失つたが、露國は更に進んで地中海に出口を求め、海峽の支配權を掌握せんと企てた。

土耳其は獨力を以て露國に對抗し得ず、西歐諸國、殊に英、佛、澳等の支持により露國の南下を抑制し、列強の相牽制する平衡力に依つて、僅かに海峡の主人として、歐洲に其の存在を維持した。

商船の海峡通航權は十八世紀の末より、歐洲諸國に對して認められたが、問題は軍艦に對し海峡を閉鎖するか又は開放するかにあつた。之が爲め關係列國間に幾多の條約が結ばれたが、常に軍艦に對する海峡閉鎖の主義が維持せられ、多少の例外はあつたが歐洲大戰前迄此の原則が続いた。土耳其の無力に拘らず此の原則が維持せられたのは、それが偶々その時代の列國の利害と一致した爲めである。即ち露國は海峡を閉鎖することに依つて、英佛等諸國勢力の黒海侵入を防禦するの有利なるを考へ、英佛は地中海に於ける勢力を維持し、植民地に通ずる航路の安全を期するため、露國の黒海艦隊を海峡に於て閉鎖することを有利と考へたのである。

海峡に關する條約の主なるものは、一八四一年の海峡條約、一八七一年のロンドン條約、一九二〇年のセーヴル條約、一九二三年のローザンヌ條約及び今回のモントルー條約である。

右の中セーヴル條約は效力を發生しなかつたが、同條約は歐洲大戰の結果戰勝國が戰敗國たる土耳其に對し強制せんとしたもので、同條約に定められたる海峡制度と其れ以前の海峡制度との間には大なる差異がある。同條約は結局ローザンヌ條約に依つて改正せられ緩和せられたが、ローザンヌ條約

も大體セーヴル條約の主義を繼承したもので、土耳其の喜ばざる規定が多かつたから、土耳其は今回モントルー會議を招請し、同條約に大變更を加へ、稍大戰前の海峡制度に復歸し、自ら海峡の主人たる地位を回復したのである。

第二節 ローザンヌ條約の規定

一、通航規定

モントルー條約に依つて如何なる點が改正せられたかを知る爲めには、先づローザンヌ條約の規定に就て一應説明の必要がある。ローザンヌ條約は通航に關する規定に於て、船舶と航空機とを特に區別せず、商船及び非軍用航空機を一緒にし、又軍艦（補助艦、軍隊輸送船、航空母艦を含む）と軍用航空機とを一括して規定を設けて居る。

商船（及び非軍用航空機）に就ては、平時及び戰時土耳其が中立國なる場合、完全なる通航の自由を有することを定めて居る。唯戰時土耳其が交戰國なる場合、土耳其は中立國船舶（及び非軍用航空機）を臨檢するの權利を有し、敵國船舶の海峡使用を禁遏する爲め必要と認むる措置を執り得ることとなつて居る。

商船の國際的水路通航の自由なる可き原則は、スエズ運河、パナマ運河等に於て、既に前例あり、「海峽」に於て商船の自由通航が認められたことも古きことであつて、この點に關するローザンヌ條約の規定は何等新らしき問題を生ずるものでは無かつた。唯商船と非軍用航空機と一緒にして規定したことは、前例はないが、時勢の進運に伴ふ當然の結果であつた。

軍艦（及び軍用航空機）に就ても商船と同じく（一）平時（二）戰時土耳其の中立國たる場合（三）戰時土耳其の交戰國たる場合の三に分ちて規定して居る。

（一）平時に於ける軍艦の海峽通過は原則として自由であるが、一國が黒海を目的地として通過せしめ得る軍艦の勢力は、黒海沿岸國が其の當時黒海内に有する最強の海軍力より優越なることが出來ない。尤も如何なる場合に於ても、諸國は一萬噸を超えざる軍艦三隻迄は黒海に派遣するの權利あることを定めて居る。

（二）戰時土耳其が中立國なる場合は、平時と同様の條件の下に各國軍艦は完全なる海峽通航の自由を認められる。尤も交戰國の軍艦に對しては、黒海に於ける交戰國を侵害すべからざることを定めて居るから、交戰國の軍艦は海峽通過に關する噸數及び隻數の制限に拘らず、交戰に必要なるかぎり海峽を通過し得る譯である。例へば一交戰國の軍艦が黒海に竄入した場合、その敵國たる交戰國の軍艦は、

これを追跡して無制限に海峽を通過し得るのである。然し乍ら交戰國の軍艦及び軍用航空機は、海峽に於ては、拿捕臨檢を行ひ其の他如何なる戰爭行爲をもなすことを禁ぜられて居る。

（三）戰時土耳其が交戰國たる場合と雖も、中立國軍艦は平時と同一の制限の下に、通過の自由を有す。然し乍ら中立國の軍用航空機は土耳其の指定する地帯に着陸又は着水することを要し、土耳其の搜索權に服従する義務を有して居る。之は航空機が遠方より中立國のものなるか敵國のものなるかを識別すること困難なるが爲めである。

土耳其は其の敵國の船舶及び航空機に對し海峽の使用を禁遏し得るのみならず、之に對し戰鬥行爲をなし得る。これは條文には規定しあらざれ共、土耳其の當然の權利と云ふことが出來る。之と同時に土耳其の敵國も亦土耳其に對し、戰爭行爲を海峽内に於て行ふの權利あることを解せなければならぬ。

二、海峽地帯の武装解除

ダルダネル海峽はその長さ六十四軒に達するも、その幅は三軒以上の箇所なく、しかも水道の中間が彎曲せる爲めに敵の軍艦に攻撃を加ふるに便利である。又ボスポラス海峽は長さ二十七軒であり、その幅の最も狭き處は僅かに五百五十米に過ぎない。従つて相當の技術と兵力とを以て之を守れば、